

各条文において基準への適合方針として整備している設計方針等及びそれらに対する防潮堤再構築による影響整理内容

資料 2-1-2

防潮堤の再構築に伴う変更による影響として、『④各条文（設置許可基準規則の条文および技術的能力審査基準の項目）の基準適合方針への影響確認』は、各条文において基準への適合方針として整備している1つ1つの計方針等について網羅的に内容を確認し、1つでも影響がある（分類A,B,Cのいずれにも当てはまらない設計方針等がある）場合は、『⑤各条文から防潮堤への影響確認』を行った。

- 分類A. 設計・評価方針等の範囲が、屋内に限定される。
- 分類B. 設計・評価方針等の範囲に屋外が含まれるが、防潮堤周辺での活動が無い。
- 分類C. 設計・評価方針等の範囲に屋外が含まれるが、防潮堤の位置・構造による影響がない。
- 分類D. 新設する防潮堤の平面線形形状（海側線形）を変更することなく基準への適合方針が成立する見通しを得たもの。

（注1）『設置許可本文、添付の変更』欄および『まとめ資料の変更』欄について：変更がある場合に、以下のように記載した。
 ・資料の変更を要するものの、その条文・項目の説明資料として意味のあるものではなく、防潮堤や構内入構ルートが含まれた屋外配置図を変更するだけのものについては「屋外面の貼替のみ」と表記した。
 ・上記以外の変更については、今後の個別条文の審査にて詳細に示すこととし、『設置許可本文、添付の変更』欄には単に「本文」「添八」「添十」と表記した。「まとめ資料の変更」欄には単に「有」と表記した。
 ※なお、本資料は防潮堤の再構築に伴う変更について整理したものであるため、他社審査知見等の反映に伴う資料の変更については本表に示していない。

（注2）『分類』欄の「-」について：以下のような場合には、分類Aまたは分類Bに当てはめるものではないが、防潮堤の再構築に伴う変更には関連がない（対象外と同じ扱いである）と整理できるため「-」とした。
 ・項目の内容が、他条文で整備する手順のリンク先を整理したものや、他の個別条文・項目で整理されているものである場合
 ・項目の内容が、各対応手順の優先順位を示したものである場合
 ・項目の内容が、S A条文には記載自体が無いものである場合（項目の内容が多様性拡張設備を用いた技術的能力で整備している手順である場合、その内容はS A条文には記載自体がない）

条文	基準への適合方針として整備している設計方針等	影響の有無	分類	影響なしの理由 又は 影響の内容	設置許可本文、添付の変更	まとめ資料の変更
3条	設計基準対象施設の地盤					
4条	地震による損傷の防止					
5条	津波による損傷の防止					
6条	外部からの衝撃による損傷の防止(自然現象等)					
	(2)安全設計方針 1.1.1 基本的方針 1.1.1.4 外部からの衝撃による損傷の防止	無	C	国内外の文献を参考に網羅的に抽出した自然現象及び外部人為事象のうち、発電所敷地で想定される事象を選定し、これらの事象が安全施設の安全機能を損なうことのない設計とすること、またこれらの事象の組合せの影響に対しても安全機能を損なうことのない設計とする旨を説明しており、防潮堤の再構築に伴う影響はない。 なお、発電所敷地で想定される自然現象等として、1.8.1 風(台風)～1.8.14 電磁的障害を選定した。		
	1.8 外部からの衝撃による損傷の防止に関する基本方針	無	C	防護対象である安全施設のうち、外部事象防護対象施設については機械的強度を有すること等により安全機能を損なわない設計とし、それ以外の施設については損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修復等の対応を行うこと等によりその安全機能を損なうことのない設計とする旨を説明しており、防潮堤は安全施設には属さず、1.8.1 風(台風)～1.8.14 電磁的障害から防護する施設には該当しないため、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
	1.8.1 風(台風)防護に関する基本方針	無	C	防潮堤の再構築は局所的な敷地改変であることから、抽出した自然現象等のうち影響を及ぼす可能性があるものとして地表面に一定程度の期間留まる事象である降水、積雪、火山(降下火砕物)を選定し、防潮堤再構築による影響評価を行った。 上記のとおり、風(台風)による設計条件に影響を及ぼさないことから、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
	1.8.2 竜巻防護に関する基本方針	無	C	6条 外部からの衝撃による損傷の防止(竜巻)【「1.8.2.1 設計方針」参照】		
	1.8.3 凍結防護に関する基本方針	無	C	1.8.1 風(台風)防護に関する基本方針に記載のとおり、凍結による設計条件に影響を及ぼさないことから、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		

条文		基準への適合方針として整備している設計方針等	影響の有無	分類	影響なしの理由 又は 影響の内容	設置許可本文、添付の変更	まとめ資料の変更
		1.8.4 降水防護に関する基本方針	無	C	1.8.1 風(台風)防護に関する基本方針に記載のとおり、防潮堤再構築による影響評価を行った。 ・既存の非岩着構造のセメント改良土及び鉄筋コンクリート壁の防潮堤から、新たに設置する岩着支持構造の防潮堤に設計を見直すにあたり、屋外排水設備の配置見直しを行っている。 ・防潮堤の再構築により屋外排水設備の設置場所が変更となること、及び設計基準降水量に対する雨水流入量が変化するものの、雨水流入量に対する屋外排水設備の設計排水能力は変更しておらず十分確保されていることから、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
		1.8.5 積雪防護に関する基本方針	無	C	1.8.1 風(台風)防護に関する基本方針に記載のとおり、防潮堤再構築による影響評価を行った。 防潮堤は積雪荷重と津波荷重を考慮した設計としており、防潮堤の再構築によりこれらの荷重条件に変更はないため影響はない。		
		1.8.6 落雷防護に関する基本方針	無	C	1.8.1 風(台風)防護に関する基本方針に記載のとおり、落雷による設計条件に影響を及ぼさないことから、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
		1.8.7 地滑り防護に関する基本方針	有	C	1.8.1 風(台風)防護に関する基本方針に記載のとおり、地滑りによる設計条件に影響を及ぼさないことから、防潮堤の再構築に伴う影響はない。	添八(屋外図面の貼替のみ)	(屋外図面)
		1.8.8 火山防護に関する基本方針	無	C	6条 外部からの衝撃による損傷の防止(火山)【「1.8.8.1 設計方針(1) 火山事象に対する設計の基本方針」参照】		
		1.8.9 生物学的事象防護に関する基本方針	無	C	1.8.1 風(台風)防護に関する基本方針に記載のとおり、生物学的事象による設計条件に影響を及ぼさないことから、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
		1.8.10 外部火災防護に関する基本方針	有	D	6条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災)【「1.8.10.1 設計方針(1)評価対象施設」参照】		
		1.8.11 高潮防護に関する基本方針	無	C	1.8.1 風(台風)防護に関する基本方針に記載のとおり、高潮による設計条件に影響を及ぼさないことから、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
		1.8.12 有毒ガス防護に関する基本方針	無	C	1.8.1 風(台風)防護に関する基本方針に記載のとおり、固定施設(石油コンビナート施設等)と可動施設(陸上輸送、海上輸送)からの有毒ガスの漏えいによる影響に関する内容であり、防潮堤の再構築に伴う影響は無い。		
		1.8.13 船舶の衝突防護に関する基本方針	無	C	1.8.1 風(台風)防護に関する基本方針に記載のとおり、船舶の防波堤への衝突による取水性の影響に関する内容であり、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
		1.8.14 電磁的障害防護に関する基本方針	無	A	1.8.1 風(台風)防護に関する基本方針に記載のとおり、屋内設備である安全保護系の制御盤の電磁的障害に関する内容であり、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
6条	外部からの衝撃による損傷の防止(竜巻)	1. 安全設計 1.8 外部からの衝撃による損傷の防止に関する基本方針	無	C	当該設計方針は竜巻防護施設及び竜巻防護施設に波及的影響を及ぼし得る施設に対する設計方針であり、防潮堤は竜巻防護施設及び波及的影響を及ぼし得る施設に該当しないため、当該設計方針に防潮堤の再構築による影響はない。 防潮堤が、竜巻防護施設及び波及的影響を及ぼし得る施設に該当しない理由は以下のとおり。 ・竜巻影響評価ガイドでは、耐震Sクラス設備を竜巻防護設備とすることを要求しており、防潮堤は耐震Sクラス設備であるが、竜巻と津波の同時に発生することは考え難いことから竜巻防護施設として抽出しない。 ・防潮堤を再構築しても、竜巻防護施設の外殻となる施設にも隣接しないため、波及的影響を及ぼし得る施設(倒壊により竜巻防護施設を損傷させる可能性がある施設)にも該当しないため影響は無い(防潮堤に一番近い循環水ポンプ建屋(竜巻防護施設の外殻となる取水ビットポンプ室及びストレーナ室の上屋)との距離約30mを考慮し、防潮堤が倒壊したとしても循環水ポンプ建屋に波及的影響を及ぼさない)。		屋外図面の貼替のみ
		1.8.2 竜巻防護に関する基本方針 1.8.2.1 設計方針	無	C	当該設計方針は竜巻防護施設に対する設計方針であり、防潮堤は竜巻防護施設に該当しないため、防潮堤の再構築による影響はない。		屋外図面の貼替のみ
		1.8.2.1.1 竜巻に対する設計の基本方針	無	C	1.8.2.1 設計方針 参照。		屋外図面の貼替のみ
		1.8.2.1.2 設計竜巻の設定	無	C	当該設計方針は、過去に発生した竜巻による最大風速等を基に定めた基準竜巻から設定竜巻を設定しているものであり、防潮堤の再構築による影響はない。		屋外図面の貼替のみ

条文	基準への適合方針として整備している設計方針等	影響の有無	分類	影響なしの理由 又は 影響の内容	設置許可本文、添付の変更	まとめ資料の変更
	1.8.2.1.3 竜巻防護施設	無	C	1.8.2.1 設計方針 参照。		屋外図面の貼替のみ
	1.8.2.1.4 竜巻防護施設を内包する施設	無	C	防潮堤は、竜巻防護施設を内包する施設に該当しないため、当該設計方針に防潮堤の再構築による影響はない。		屋外図面の貼替のみ
	1.8.2.1.5 竜巻防護施設に波及的影響を及ぼし得る施設	無	C	当該設計方針は竜巻防護施設に波及的影響を及ぼし得る施設に対する設計方針であり、防潮堤は波及的影響を及ぼし得る施設に該当しないため、防潮堤の再構築による影響はない。		屋外図面の貼替のみ
	1.8.2.1.6 設計飛来物の設定	無	C	沿の設計飛来物は、構内のプラントワークダウンをによる調査結果を踏まえ、鋼製材、鋼製パイプ及び砂利としている。防潮堤再構築により、設計飛来物の設定に影響がないため、当該設計方針への影響はない。		屋外図面の貼替のみ
	1.8.2.1.7 荷重の組合せと許容限界	無	C	当該設計方針は竜巻防護施設及び竜巻防護施設に波及的影響を及ぼし得る施設に対する設計方針であり、防潮堤の再構築による影響はない。		
	1.8.2.1.8 竜巻防護設計	無	C	1.8.2.1 設計方針 参照。		屋外図面の貼替のみ
	1.8.2.1.9 竜巻防護施設を内包する施設の設計	無	C	防潮堤は、竜巻防護施設を内包する施設に該当しないため、当該設計方針に防潮堤の再構築による影響はない。		
	1.8.2.1.10 竜巻防護施設及び竜巻防護施設に波及的影響を及ぼし得る施設の設計	無	C	当該設計方針は、竜巻防護施設及び竜巻防護施設に波及的影響を及ぼし得る施設に対する設計方針であり、防潮堤は波及的影響を及ぼし得る施設に該当しないため、防潮堤の再構築による影響はない。		屋外図面の貼替のみ
	1.8.2.1.11 竜巻随伴事象に対する設計	無	C	1.8.2.1 設計方針 参照。		
	1.8.2.2 手順等 (1) 飛来物となる可能性のある物のうち、飛来時の運動エネルギー又は貫通力が設計飛来物である鋼製材よりも大きな物については、管理規定を定め、設置場所等に応じて固縛、固定、竜巻防護施設からの離隔又は撤去により飛来物とならない管理を行う手順等を整備し、的確に実施する。	無	C	当該手順は、飛来物となる可能性のある物の管理についてであり、防潮堤の再構築による影響はない。		屋外図面の貼替のみ
	(2) 車両については入構を管理するとともに、上記(1)項に加え、竜巻襲来が予想される場合の退避又は固縛により飛来物とならない管理を行う手順等を整備し、的確に実施する。	有	D	竜巻による飛来物発生防止対策として、竜巻襲来が予想される場合は車両を退避することとしているため、防潮堤再構築に伴う発電所の運用変更(構内入構ルートの変更)により、竜巻襲来時の車両退避の影響を確認する必要がある。 上記の影響については、海側線形を変更することなく竜巻襲来時の車両退避が成立する見通しであることを確認した。見直し確認の内容については、資料2-1-1のp.37④に示している。		屋外図面の貼替のみ
	(3) 竜巻飛来物防護対策設備の取付け・取外し手順、飛来物発生防止対策に使用する資機材の操作手順等を整備し、的確に実施する。	無	C	当該手順は、竜巻飛来物防護対策設備の取付け・取外し手順、飛来物発生防止対策に使用する資機材の操作手順等についてであり、防潮堤の再構築による影響はない。		
	(4) 竜巻襲来が予想される場合には、原子炉建屋及びディーゼル発電機建屋の扉を閉止する、又は閉止状態を確認する手順等を整備し、的確に実施する。	無	C	当該手順は、原子炉建屋及びディーゼル発電機建屋の扉を閉止する、又は閉止状態を確認する手順等についてであり、防潮堤の再構築による影響はない。		
	(5) 竜巻襲来が予想される場合には、換気空調系統のダンパ等を閉止する、又は閉止状態を確認する手順等を整備し、的確に実施する。	無	C	当該手順は、竜巻襲来が予想される場合の換気空調系統のダンパ等を閉止する、又は閉止状態を確認する手順等についてであり、防潮堤の再構築による影響はない。		

条文	基準への適合方針として整備している設計方針等	影響の有無	分類	影響なしの理由 又は 影響の内容	設置許可本文、添付の変更	まとめ資料の変更
	(6) 竜巻襲来が予想される場合の原子炉建屋(燃料取扱棟)における燃料取扱作業中断については、手順等を整備し、的確に実施する。	無	C	当該手順は、竜巻襲来が予想される場合の原子炉建屋(燃料取扱棟)における燃料取扱作業中断に関する手順等についてであり、防潮堤の再構築による影響はない。		
	(7) 安全施設のうち、竜巻に対して構造健全性が維持できない場合の代替設備又は予備品の確保においては、運用等を整備し、的確に実施する。	無	C	当該手順は、安全施設のうち竜巻に対して構造健全性が維持できない場合の代替設備又は予備品の確保に関する運用等についてであり、防潮堤の再構築による影響はない。		
	(8) 竜巻飛来物防護対策設備に要求される機能を維持するため、適切に保守管理を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。	無	C	当該手順は、竜巻飛来物防護対策設備に要求される機能を維持するため、適切に保守管理を実施するとともに、必要に応じ補修を行うことについてであり、防潮堤の再構築による影響はない。		
	(9) 建屋開口部付近に飛来物が衝突し、原子炉施設の安全性を損なう可能性がある発火性又は引火性物質を内包する機器の設置については、火災防護計画により適切に管理するとともに、必要に応じ防護対策を行う。	無	C	当該手順は、竜巻による随伴火災に対する火災防護計画に関する内容であり、防潮堤の再構築による影響はない。		
	(10) 竜巻襲来後においては、巡視点検により損傷の有無を確認する手順等を整備し、的確に実施する。	無	C	当該手順は、竜巻襲来後における巡視点検により損傷の有無を確認する手順等についてであり、防潮堤の再構築による影響はない。		
	(11) 竜巻襲来後の巡視点検により、排気筒に損傷を確認した場合には、プラントを停止して補修する手順等を整備し、的確に実施する。	無	C	当該手順は、竜巻による排気筒損傷時の補修手順についてであり、防潮堤の再構築による影響はない。		
	(12) 竜巻の襲来後、建屋外において火災を発見した場合、消火用水、化学消防自動車及び水槽付き消防ポンプ自動車等による消火活動を行う手順等を整備し、的確に実施する。	無	C	当該手順は、竜巻襲来後の火災に対する消火活動に関する手順であり、防潮堤の再構築による影響はない。		
	(13) 竜巻に対する運用管理を確実に実施するために必要な技術的能力を維持・向上させることを目的とし、竜巻に対する運用管理に関する教育及び訓練を実施する。	無	C	当該手順は、竜巻に対する運用管理に関する教育及び訓練についてであり、防潮堤の再構築による影響はない。		
	6条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災)	1 安全設計 1.8.10 外部火災防護に関する基本方針 1.8.10.1 設計方針	無	C	新設する防潮堤は、安全施設に該当しないことから外部火災から防護する施設に該当しない。発電所を取り囲む形で新設防潮堤の干渉を受けない範囲に必要な防火帯幅を確保可能である。また、防潮堤に外部火災からの輻射を低減する機能は従前から期待していない。このため、防潮堤の再構築に伴う影響はない。	
(1)評価対象施設		無	C	新設する防潮堤は、安全施設に該当しないことから外部火災から防護する施設に該当しない。また、設計方針の範囲に屋外が含まれるが、防潮堤の位置・構造を前提条件としていないため、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		屋外図面の貼替のみ
(2)森林火災		有	D	森林火災発生時に予防散水活動を行うこととしていることから、防潮堤の再構築に伴う発電所の運用変更(構内入構ルートの変更)により予防散水面所までの移動に影響するため、予防散水開始時間への影響について確認する必要がある。 上記の影響については、海側線形を変更することなく森林火災時の予防散水活動が成立する見通しであることを確認した。見直し確認の内容については、資料 2-1-1 のp.37②に示している。	添八(屋外図面の貼替のみ)	有
(3)近隣産業施設の火災・爆発		無	C	設計方針の範囲に屋外が含まれるが、従前から防潮堤に外部火災からの影響を低減する機能を期待していないため、防潮堤の再構築に伴う影響はない。	添八(屋外図面の貼替のみ)	屋外図面の貼替のみ
(4)航空機墜落による火災		無	C	設計方針の範囲に屋外が含まれるが、従前から防潮堤に外部火災からの影響を低減する機能を期待していないため、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		屋外図面の貼替のみ
(5)二次的影響(ばい煙等)		無	C	設計方針の範囲に屋外が含まれるが、防潮堤の位置・構造を前提条件としていないため、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		屋外図面の貼替のみ

条文	基準への適合方針として整備している設計方針等	影響の有無	分類	影響なしの理由 又は 影響の内容	設置許可本文、添付の変更	まとめ資料の変更
	1.8.10.2 体制	無	A	屋内に常駐している初期消火要員の体制に関する内容のため、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
	1.8.10.3 手順等 (1)防火帯の維持・管理においては定期的な点検等の方法を火災防護計画に定め、実施する。	無	C	当該項目は、新設防潮堤の干渉を受けない範囲に設置する防火帯の点検方法等に関する内容のため、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
	(2)予防散水においては、手順を整備し、予防散水エリアごとに使用水源箇所を定め、消火栓及び消防自動車を使用し、現場指揮者の指揮のもと初期消火要員が実施する。なお、万一、防火帯の内側に飛び火した場合は、初期消火要員の活動を予防散水から防火帯内火災の初期消火活動に切り替え、消防自動車を使用し、継続して現場指揮者の指揮のもと初期消火活動・延焼防止活動を行う。	有	D	森林火災発生時に予防散水活動を行うこととしていることから、防潮堤の再構築に伴う発電所の運用変更(構内入構ルートの変更)により予防散水管所までの移動に影響するため、予防散水開始時間への影響について確認する必要がある。 上記の影響については、海側線形を変更することなく森林火災時の予防散水活動が成立する見通しであることを確認した。見直し確認の内容については、資料2-1-1のp.37②に示している。		有
	(3)外部火災によるばい煙発生時には 外気取入口に設置しているフィルタ外気取入ダンパの閉止 換気空調設備の停止又は閉回路循環運転により建屋内へのばい煙の侵入を阻止する。	無	A	当該項目は、建屋内で実施する外部火災によるばい煙発生時の侵入阻止の運用手順(ダンパの閉止、空調設備の停止等)に関する内容のため、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
	(4)外部火災による有毒ガス発生時には外気取入ダンパの閉止換気空調設備の停止又は閉回路循環運転により建屋内への有毒ガスの侵入を阻止する。	無	A	当該項目は、建屋内で実施する外部火災による有毒ガス発生時の侵入阻止の運用手順(ダンパの閉止、空調設備の停止等)に関する内容のため、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
	(5)障壁の防護機能を維持するため適切に保守管理を実施するとともに必要に応じ補修を行う。	無	C	当該項目は、新設防潮堤から離れた位置にある建屋に設置した障壁の保守管理に関する内容のため、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
	(6)外部火災による中央制御室へのばい煙等の侵入阻止に係る教育を定期的を実施する。	無	A	当該項目は、ばい煙発生時の中央制御室の侵入を阻止するための教育に関する内容のため、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
	(7)森林火災から評価対象施設を防護するための防火帯の点検等に係る火災防護に関する教育を定期的を実施する。	無	A	当該項目は、防火帯の点検等の教育に関する内容のため、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
	(8)近隣の産業施設の火災・爆発から評価対象施設を防護するために離隔距離を確保すること等の火災防護に関する教育を定期的を実施する。	無	A	当該項目は、近隣の産業施設の火災・爆発から防護するための教育に関する内容のため、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
	(9)外部火災発生時の予防散水に必要な消火対応力を維持するため、初期消火要員を対象とした教育・訓練を定期的を実施する。	有	D	森林火災発生時に予防散水活動を行うこととしていることから、防潮堤の再構築に伴う発電所の運用変更(構内入構ルートの変更)により予防散水管所までの移動に影響するため、予防散水開始時間への影響について確認する必要がある。 上記の影響については、海側線形を変更することなく森林火災時の予防散水活動が成立する見通しであることを確認した。見直し確認の内容については、資料2-1-1のp.37②に示している。		有
	(10)モニタリングポスト及びモニタリングステーションが外部火災の影響を受けた場合は、代替設備を防火帯の内側に設置する運用とし、手順を定め、訓練を実施する。	無	C	当該項目は、外部火災の影響を受けた際に新設防潮堤の干渉を受けない範囲に設置する代替可搬型モニタリングポストの運用・訓練に関する内容のため、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
	(11)外部火災評価の前提となる危険物貯蔵施設等の貯蔵量の管理上限を定めるとともに、当該貯蔵量を上回らないよう管理する。	無	C	当該項目は、新設防潮堤から離れた位置にある屋外の危険物貯蔵施設等の貯蔵量の運用管理に関する内容のため、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		

条文		基準への適合方針として整備している設計方針等	影響の有無	分類	影響なしの理由 又は 影響の内容	設置許可本文、添付の変更	まとめ資料の変更
6条	外部からの衝撃による損傷の防止(火山)	1. 安全設計 1.8.8 火山防護に関する基本方針 1.8.8.1 設計方針 (1) 火山事象に対する設計の基本方針	無	C	新設する防潮堤は、安全施設に該当しないことから火山から防護する施設に該当しない。 発電所に影響を及ぼし得る火山事象である降下火砕物に対して、対策を行い、建屋による防護、構造健全性の維持、代替設備の確保等によって、安全施設が安全機能を損なうことのない設計とする旨を説明しており、防潮堤の再構築に伴う影響はない。 1.8.1 風(台風)防護に関する基本方針に記載のとおり、防潮堤再構築による影響評価を行った。 火山の影響と基準津波の重畳は有意ではないと評価されるが、防潮堤は降下火砕物の堆積荷重について長期荷重に対する構造健全性を確保するとともに、降灰後に適宜除去が可能な設計としており、防潮堤の再構築に伴う設計変更はないため影響はない。		
		(2)降下火砕物の設計条件	無	C	降下火砕物の層厚及び粒径の設定に関する説明のため、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
		(3)評価対象施設等の抽出	無	C	新設する防潮堤は、安全施設に該当しないことから火山から防護する施設に該当しない。 降下火砕物に対する評価対象施設等の抽出にあたり、屋内設備は外殻となる建屋により防護する設計とし、評価対象施設を、建屋、屋外に設置されている施設、降下火砕物を含む海水の流路となる施設、降下火砕物を含む空気の流路となる施設、外気から取り入れた屋内の空気を機器内に取り込む機構を有する施設に分類し抽出する旨を説明しており、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		屋外図面の貼替のみ
		(4)降下火砕物による影響の選定	無	C	評価対象施設に係る設計方針であり、新設する防潮堤は、安全施設に該当しないことから火山から防護する施設に該当しない。 降下火砕物の特徴及び評価対象施設等の構造や設置状況等を考慮して、降下火砕物が直接及ぼす影響とそれ以外の影響の選定について説明しており、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
		(5)降下火砕物の直接的影響に対する設計方針	無	C	評価対象施設に係る設計方針であり、新設する防潮堤は、安全施設に該当しないことから火山から防護する施設に該当しない。 評価対象施設について直接的影響として降下火砕物による荷重に対する設計と荷重以外(腐食、閉塞、摩耗及び大気汚染)に対する設計方針を説明しており、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
		(6)降下火砕物の間接的影響に対する設計方針	無	C	降下火砕物による間接的影響として広範囲にわたる送電網の損傷による7日間の外部電源喪失及び発電所外での交通の途絶によるアクセス制限事象が生じた場合でも非常用ディーゼル発電機の安全機能を維持することで安全機能を損なうことのない設計とする旨を説明しており、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
		1.8.8.2 手順等 (1) 降灰が確認された場合には、建屋や屋外の設備に長期間降下火砕物による荷重を掛け続けられないこと、また降下火砕物の付着による腐食等が生じる状況を緩和するために、評価対象施設等に堆積した降下火砕物の除去を適切に実施する手順を定める。	無	C	当該項目は、建屋や屋外の設備の除灰に関する運用手順の内容であり、防潮堤の再構築によりアクセスルートが変更となってもこれらの除灰手順の変更を要するものではないため、防潮堤再構築に伴う影響は無い。		
		(2) 降灰が確認された場合には、評価対象施設に対する特別点検を行い、降下火砕物の降灰による影響が考えられる設備等があれば、その状況に応じて補修等を行う。	無	C	当該項目は、屋外を含む評価対象施設に対する特別点検に関する内容のため、防潮堤再構築に伴う影響は無い。		
		(3) 降灰が確認された場合には、外気取入口に設置している平型フィルタ、外気取入ダンパの閉止、換気空調設備の停止又は閉回路循環運転により、建屋内への降下火砕物の侵入を防止する。	無	A	当該項目は、屋内設備である外気取入口に設置している平型フィルタ、外気取入ダンパの閉止、換気空調設備の停止又は閉回路循環運転に関する内容のため、防潮堤再構築に伴う影響は無い。		
		(4) 降灰が確認された場合には、換気空調設備の外気取入口の平型フィルタについて、点検によりフィルタ差圧を確認するとともに、状況に応じて清掃や取替えを実施する。	無	A	当該項目は、屋内設備である換気空調設備の外気取入口の平型フィルタの清掃や取替えに関する内容のため、防潮堤再構築に伴う影響は無い。		
		(5) 降灰が確認された場合には、原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレーナについて、差圧を確認するとともに、状況に応じて洗浄を行う。	無	A	当該項目は、屋内設備である原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレーナの洗浄に関する内容のため、防潮堤再構築に伴う影響は無い。		
		(6) 降灰が確認された場合には、原子炉補機冷却海水ポンプの振動を監視し、必要に応じて循環水ポンプを停止する。	無	A	当該項目は、屋内設備である原子炉補機冷却海水ポンプの振動監視や循環水ポンプの停止に関する内容のため、防潮堤再構築に伴う影響は無い。		
		(7) 降灰が確認された場合には、開閉所設備の除灰及び碍子清掃を行う。	無	B	当該項目は、津波の影響を受けない敷地高さに設置された開閉所設備の除灰及び碍子清掃に関する内容のため、防潮堤再構築に伴う影響は無い。		
(8) 降灰後の腐食等の中長期的な影響については、日常保守点検や定期点検等により腐食等による異常がないか確認を行い、異常が確認された場合には、その状況に応じて塗替塗装等の対応を行う。	無	C	当該項目は、屋外設備の中長期的な腐食等の影響防止のための塗替塗装等の対応に関する内容であり、新設する防潮堤は火山から防護する施設には該当しないため、防潮堤再構築に伴う影響は無い。				
(9) 火山事象に対する運用管理に万全を期すため、必要な技術的能力を維持・向上させることを目的とし、降下火砕物による施設への影響を生じさせないための運用管理に関する教育を実施する。	無	C	当該項目は、屋外設備を含む火山事象に対する運用管理の教育に関する内容のため、防潮堤再構築に伴う影響は無い。				

条文	基準への適合方針として整備している設計方針等	影響の有無	分類	影響なしの理由 又は 影響の内容	設置許可本文、添付の変更	まとめ資料の変更	
7条	発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止	発電用原子炉施設への人の不法な侵入、郵便物等による発電所外からの爆発物や有害物質の持込み及び不正アクセス行為(サイバートロ含む。)にたいし、これを防護するため、核物質防護対策として、以下の措置を講じた設計とする。 (1)人の不法な侵入の防止	無	C	防潮堤の再構築に伴い設備変更は生じるが、設計方針、体制、手順等に変更はなく、適合方針に影響はない。		
		(2)爆発性または易燃性を有する物件等の持込み防止措置	無	C	防潮堤の再構築に伴い設備変更は生じるが、設計方針、体制、手順等に変更はなく、適合方針に影響はない。		
		(3)不正アクセス行為(サイバートロを含む。)を防止措置	無	C	防潮堤の再構築に伴い設備変更は生じるが、設計方針、体制、手順等に変更はなく、適合方針に影響はない。		
8条	火災による損傷の防止	1.6.1.1 基本事項 1.6.1.1.1 火災区域及び火災区画の設定	無	C	当社の火災区域及び火災区画はほぼ全てが屋内に設定している。 一部、屋外の地下に埋設される燃料油貯油槽に設定した屋外の火災区域が存在し、この火災区域は新設する防潮堤から離れた位置にあるため、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		屋外図面の貼替のみ
		1.6.1.1.2 安全機能を有する構築物、系統及び機器	無	C	内部火災では「原子炉の高温停止及び低温停止を達成し維持するために必要な構築物、系統及び機器等」「放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器等」を火災から防護する対象として選定しているが、新設する防潮堤は内部火災から防護する施設に該当しない。また、防潮堤の再構築によって安全機能を有する構築物、系統及び機器の選定に変更は生じないため、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
		1.6.1.1.3 原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な構築物、系統及び機器	無	C	内部火災では「原子炉の高温停止及び低温停止を達成し維持するために必要な構築物、系統及び機器等」「放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器等」を火災から防護する対象として選定しているが、新設する防潮堤は内部火災から防護する施設に該当しない。また、防潮堤の再構築によって原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な構築物、系統及び機器の選定に変更は生じないため、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
		1.6.1.1.4 放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器	無	A	内部火災では「原子炉の高温停止及び低温停止を達成し維持するために必要な構築物、系統及び機器等」「放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器等」を火災から防護する対象として選定しているが、新設する防潮堤は内部火災から防護する施設に該当しない。また、防潮堤の再構築によって放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器の選定に変更は生じないため、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
		1.6.1.1.5 火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブル	無	C	内部火災では「原子炉の高温停止及び低温停止を達成し維持するために必要な構築物、系統及び機器等」「放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器等」を火災から防護する対象として選定しているが、新設する防潮堤は内部火災から防護する施設に該当しない。また、防潮堤の再構築によって火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブルの選定に変更は生じないため、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
		1.6.1.1.6 火災防護計画	無	C	火災防護計画は発電所における消火活動の体制、要員の教育訓練及び消火設備の保守点検等に関する内容であり、防潮堤の位置・構造に影響を受けるものではなく、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
		1.6.1.2 火災発生防止 1.6.1.2.1 原子炉施設の火災発生防止	無	C	当社の火災区域及び火災区画はほぼ全てが屋内に設定している。 一部、屋外の地下に埋設される燃料油貯油槽に設定した屋外の火災区域が存在し、燃料油貯油槽の火災発生防止が必要となるが、新設する防潮堤から離れた位置にあるため、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
		1.6.1.2.2 不燃性材料又は難燃性材料の使用	無	C	不燃性材料又は難燃性材料の使用に関する内容であり、防潮堤の位置・構造に影響を受けるものではなく、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
		1.6.1.2.3 落雷、地震等の自然現象による火災発生防止	無	C	落雷による火災の発生防止として建屋等に避雷針を設置する設計、並びに地震による火災発生防止として安全機能を有する構築物、系統及び機器は、耐震クラスに応じた支持性能をもつ地盤に設置する等の設計としているが、いずれも防潮堤の再構築に伴う影響はない。		屋外図面の貼替のみ
		1.6.1.3 火災の感知及び消火 1.6.1.3.1 火災感知設備	無	C	屋外の地下に埋設されている燃料油貯油槽に火災感知設備を設ける設計としているが、燃料油貯油槽は新設する防潮堤から離れた位置にあるため、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
		1.6.1.3.2 消火設備	無	C	自動消火設備は屋内に設置するため、防潮堤の再構築による影響がない事を確認した。 消火用水供給系の水源として、屋外にろ過水タンクを設置する方針としているが、ろ過水タンクは新設する防潮堤から離れた位置にあるため、防潮堤の再構築に伴う影響はない。 消火栓が屋外に配置されるが、消火栓は新設する防潮堤から離れた位置に設置されるため、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		屋外図面の貼替のみ
		1.6.1.3.3 地震等の自然現象の考慮	無	C	火災感知設備及び消火設備に対する地震等の自然現象の考慮に関する内容であり、防潮堤の位置・構造に影響を受けるものではなく、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		屋外図面の貼替のみ

条文	基準への適合方針として整備している設計方針等	影響の有無	分類	影響なしの理由 又は 影響の内容	設置許可本文、添付の変更	まとめ資料の変更
	1.6.1.4 火災の影響軽減のための対策 1.6.1.4.1 安全機能を有する構築物、系統及び機器の重要度に応じた火災の影響軽減のための対策	無	C	屋外の地下に埋設されている燃料油貯油槽に火災の影響軽減のための対策を実施する設計としているが、燃料油貯油槽は新設する防潮堤から離れた位置にあるため、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
	1.6.1.4.2 火災影響評価	無	A	火災影響評価に関する内容であり、防潮堤の位置・構造に影響を受けるものではなく、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
	1.6.1.5 その他	無	A	当該項目は屋内の施設(フロアケーブルダクト、電気室、蓄電池室等)の特徴を考慮した火災防護対策に関するものであるため、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
9条	溢水による損傷の防止等					
	1.7 溢水防護に関する基本方針					
	1.7.1 設計上対処すべき施設を抽出するための方針	無	C	溢水防護対象設備として、重要度の特に高い安全機能を有する構築物、系統及び機器並びに使用済燃料ピットの冷却機能及び給水機能を維持するために必要な構築物、系統及び機器を抽出する方針であり、防潮堤はこの何れにも該当せず新たな溢水防護対象設備にならないことから、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
	1.7.2 溢水源及び溢水量を設定するための方針	無	C	溢水源となり得る機器は、流体を内包する容器及び配管としており、防潮堤はこの何れにも該当せず溢水源にならないことから、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		屋外図面の貼替のみ
	1.7.3 溢水防護区画及び溢水経路を設定するための方針	無	A	溢水防護対象設備が設置される溢水防護区画は全て建屋内にあるため、防潮堤の再構築に伴い、これらの溢水防護区画の再設定は必要なく、各々の溢水防護区画に対して想定する溢水経路に対する変更も不要であることから、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
	1.7.4 溢水防護対象設備を防護するための設計方針	無	C	1.7.5において、溢水防護区画を内包する建屋外で発生を想定する溢水が、建屋内の溢水防護区画に流入するおそれがある場合には、壁、扉、堰等により建屋内又は溢水防護区画への流入を防止する設計としており、防潮堤の再構築に伴い当該設計方針を変更する必要があることを確認している。そのため、溢水防護対象設備を防護するための設計方針は、引き続き溢水防護区画内に伝播する建屋内で生じる溢水を前提に策定するため、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
	1.7.5 溢水防護対象設備を内包する建屋外からの流入防止に関する設計方針	有	D	・防潮堤の再構築に伴う防潮堤の設計変更により、T.P.+10mの敷地形状が変更となる。T.P.+10mの敷地形状は、屋外タンクからの溢水影響評価に使用する解析モデル(滞留面積)の前提条件である。 ・このため、防潮堤の再構築に伴う影響として、新設する防潮堤の平面線形形状を前提条件とした屋外溢水評価を行い、溢水防護区画を内包する建屋外からの流入防止について再評価する必要がある。 上記の影響については、海側線形を変更することなく溢水防護区画を内包する建屋外からの流入防止設計が成立する見通しであることを確認した。見直し確認の内容については、資料2-1-1のp.38③に示している。		有
	1.7.6 放射性物質を含んだ液体の管理区域外への漏えいを防止するための設計方針	無	A	管理区域は全て建屋内にあり、管理区域から流出した放射性物質を含んだ液体が管理区域外(屋内)や屋外に漏えいすることがない設計としている。防潮堤の再構築に伴い、新たに放射性物質を含んだ液体が流出する溢水源が生じることはないため、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
	1.7.7 手順等					
	(1) 配管の想定破損による溢水、消火栓からの放水による溢水及び地震による溢水が発生する場合においては、的確に操作を行うために手順等を整備する。	無	B	当該手順は、溢水を隔離するための操作を定めるものであり、操作対象ではない防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
	(2) 溢水防護区画において、各種対策設備の追加及び資機材の持込み等により評価条件としている可燃性物質の量及び滞留面積に見直しがある場合は、溢水評価への影響確認を行う。	無	A	当該運用は、屋内の可燃性物質の量及び滞留面積に見直しがある場合に、溢水評価への影響確認を行うものであり、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
	(3) 水密扉については、開放後の確実な閉止操作、中央制御室における閉止状態の確認、及び閉止されていない状態が確認された場合の閉止操作を的確に行うために手順等を整備する。	無	B	当該手順は、水密扉の閉止状態の確認及び閉止操作を的確に行うために整備するものであり、防潮堤に水密扉は設置されないことから、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
	(4) 運転実績(高エネルギー配管として運転している割合が当該系統の運転している時間の2%又はプラント運転期間の1%より小さい)により、低エネルギー配管として運転している設備の運転時間実績管理を行う。	無	A	当該運用は、屋内で低エネルギー配管として運転している設備の運転実績管理を行うものであり、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
	(5) 機能喪失高さが低い溢水防護対象設備が消火水の放水による溢水により機能喪失することのないよう、消火水放水時の注意事項を現場に表示する。	無	A	当該運用は、屋内で実施される消火放水時の注意事項を現場に表示するものであり、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
	(6) 火災時に消火水を放水した場合は、消火水による溢水防護対象設備の安全機能への影響の有無を確認するために、溢水防護対象設備の安全機能が損なわれていないことを保守管理で確認する。	無	A	当該運用は、屋内で実施される消火放水後に溢水防護対象設備の安全機能が損なわれていないことを保守管理で確認するものであり、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		

条文	基準への適合方針として整備している設計方針等	影響の有無	分類	影響なしの理由 又は 影響の内容	設置許可本文、添付の変更	まとめ資料の変更
	(7) 消火活動の結果を踏まえ、放水後の放水量の内部溢水評価に係る妥当性について検証を行う。	無	A	当該運用は、屋内で実施される消火放水後に放水量の内部溢水評価に係る妥当性について検証を行うものであり、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
	(8) 配管の想定破損により、溢水防護対象設備が蒸気環境に曝された場合は、溢水防護対象設備の安全機能が損なわれていないことを保守管理で確認する。	無	A	当該運用は、屋内に敷設される配管の想定破損により、溢水防護対象設備が蒸気環境に曝された場合に溢水防護対象設備の安全機能が損なわれていないことを保守管理で確認するものであり、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
	(9) 配管の想定破損評価において、応力評価の結果により破損形状の想定を行う場合は、評価結果に影響するような減肉がないことを確認するために継続的な肉厚管理を実施する。	無	A	当該運用は、屋内に敷設される配管の想定破損評価において、応力評価の結果により破損形状の想定を行う場合に、評価結果に影響するような減肉がないことを確認するため継続的な肉厚管理を実施するものであり、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
	(10) 浸水防護設備及び溢水防護対象設備の機能維持に必要な設備に対して、要求される機能を維持するため、運用を適切に実施するための手順を定めるとともに、適切な保守管理を実施する。また、必要に応じ補修を行う。	無	B	当該手順は、浸水防護設備及び溢水防護対象設備の機能維持に必要な設備を対象にしており、防潮堤は何れの設備にも該当しないことから、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
	(11) 内部溢水全般(評価内容並びに溢水経路、溢水防護対象設備、水密扉及び堰等の設置の考え方等)について教育を実施する。	無	A	当該運用は、内部溢水全般(評価内容並びに溢水経路、溢水防護対象設備、水密扉及び堰等の設置の考え方等)に係る教育の実施について定めたものであり、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
	(12) 火災が発生した場合の初期消火活動及び自衛消防隊による消火活動時の放水に関する注意事項について、教育を実施する。	無	A	当該運用は、火災が発生した場合の初期消火活動及び自衛消防隊による消火活動時の放水に関する注意事項に係る教育の実施について定めたものであり、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
	(13) 運転員が内部溢水発生時に的確な判断・操作等が実施できるよう、内部溢水発生の対処に係る教育訓練を実施する。	無	A	当該運用は、運転員が内部溢水発生時に的確な判断・操作等が実施できるよう、内部溢水発生の対処に係る教育や訓練の実施について定めたものであり、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
	(14) 屋外タンクにおいて、水位制限を設ける場合は手順等を定めて適切に管理する。	無	B	当該手順は、屋外タンクにおいて水位制限を設ける場合に定めるものであり、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
	(15) 排水を期待する箇所からの排水を阻害する要因に対し、それを防止するための運用を実施する。	無	A	当該運用は、排水を期待する箇所からの排水を阻害する要因に対し、それを防止するための運用を実施するものであり、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
	(16) 溢水発生後の滞留区画等での排水作業手順を定める。	無	A	当該手順は、溢水発生後の滞留区画等での排水作業手順を定めるものであり、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
10条	誤操作の防止					
	1.1.1.10 誤操作防止及び容易な操作 (1) 設計方針 設計基準対象施設は、設計、製作、建設及び試験検査を通じて、信頼性の高いものとし、運転員の誤操作等による異常状態に対しては、警報により、運転員が措置し得るようにするとともに、万一、これらの修正動作が取られない場合にも、原子炉の固有の安全性及び安全保護回路の動作により、過渡変化が安全に収束する設計とする。	無	A	屋内施設である中央制御盤(警報表示)、及び安全保護回路、並びに原子炉固有の安全性に関する内容であるため、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
	設計基準対象施設は、運転員の誤操作を防止する設計とする。	無	C	誤操作防止のうち識別管理・施錠管理については屋外設備も対象となるが、防潮堤の位置・構造により識別管理・施錠管理の方法が変わるものではないことから、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
	安全施設は、操作が必要となる理由となった事象が有意な可能性をもって同時にもたらされる環境条件及び施設で有意な可能性をもって同時にもたらされる環境条件下においても、運転員が運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故に対応するための設備を中央制御室及び現場操作場所において容易に操作することができる設計とする。	無	A	運転中の異常な過渡変化及び設計基準事故等発生時に必要な操作は屋内に限定されるため、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
	(2) 手順等 a. 現場手動弁の色分け及び保守・点検作業に係る識別管理方法を定めるとともに、弁・機器の施錠管理方法を定め運用する。	無	C	誤操作防止のうち識別管理・施錠管理については屋外設備も対象となるが、防潮堤の位置・構造により識別管理・施錠管理の方法が変わるものではないことから、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
	b. 中央制御室空調装置については、閉回路循環運転に関する運転手順を定め運用する。	無	A	屋内施設である中央制御室空調装置に関する内容であるため、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
	c. 防火・防災管理業務及び初期消火活動のための体制及び運用方法を定め運用する。	無	A	操作環境の維持を目的とした内容であり、運転中の異常な過渡変化及び設計基準事故等発生時に必要な操作は屋内に限定されるため、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
	d. 地震発生時は運転員機又は主盤等のデスク部につかまり身体の安全確保に努めるとともに、操作を中止し安全確保に努めるよう規定類に定め運用する。	無	A	運転中の異常な過渡変化及び設計基準事故等発生時に必要な操作は屋内に限定されるため、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
	e. 適切に保守管理を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。	無	A	屋内施設である中央制御室空調装置、照明設備、及び中央制御室に設置しているラック等の保守管理に関する内容のため、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
	f. 識別管理、施錠管理に関する教育を実施する。また、換気空調設備、照明設備に関する運転・操作及び保守・点検についても教育を実施する。	無	A	教育に関する内容のため、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
	g. 消防訓練を実施し、消火要員としての資質の向上を図る。	無	A	操作環境の維持を目的とした内容であり、運転中の異常な過渡変化及び設計基準事故等発生時に必要な操作は屋内に限定されるため、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		

条文	基準への適合方針として整備している設計方針等	影響の有無	分類	影響なしの理由 又は 影響の内容	設置許可本文、添付の変更	まとめ資料の変更
	6.10 制御室 6.10.1.2 設計方針 (1) 中央制御室	無	A	屋内施設である中央制御室に関する内容であるため、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
	(2) 運転員操作に関する考慮	無	A	屋内施設である中央制御室での操作に関する内容であるため、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
11条	安全避難通路等					
	1.基本方針	無	A	屋内施設の避難通路照明に関する内容であるため、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
	1.2追加要求事項に対する適合性					
	1.基本方針	無	A	屋内施設の避難通路照明に関する内容であるため、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
	1.4設備等(手順等含む)	無	A	屋内施設の避難通路照明に関する内容であるため、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
	10.その他発電用原子炉の附属施設	無	A	屋内施設の避難通路照明に関する内容であるため、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
	10.11 安全避難通路等	無	A	屋内施設の避難通路照明に関する内容であるため、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
	10.11.2 設計方針	無	A	屋内施設の避難通路照明に関する内容であるため、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
	10.11.3 主要設備	無	A	屋内施設の避難通路照明に関する内容であるため、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
	10.11.4 手順等	無	A	屋内施設の避難通路照明に関する内容であるため、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
	(1)可搬型照明は、定められた箇所に保管し、必要時、迅速に使用できるよう必要数を保管管理する。	無	A	屋内施設の避難通路照明に関する内容であるため、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
	(2)可搬型照明、作業用照明に要求される機能を維持するため、適切に保守管理を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。	無	A	屋内施設の避難通路照明に関する内容であるため、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
	(3)作業用照明に係る保守管理に関する教育を実施する。	無	A	屋内施設の避難通路照明に関する内容であるため、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
	(4)可搬型照明の使用等に関する教育・訓練を実施する。	無	A	屋内施設の避難通路照明に関する内容であるため、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
12条	安全施設					
	1.1.1 基本的方針					
	1.1.1.6 多重性又は多様性及び独立性					
	(1) 設計方針	無	C	当該設計方針は、安全施設の多重性又は多様性及び独立性に関する設計方針であり、防潮堤は安全施設に該当しないため、防潮堤の再構築に伴う影響は無い。		
	(2) 手順等					
	a. アンユラス空気浄化系統ダクトの一部並びに中央制御室非常用循環フィルタユニット・中央制御室非常用循環系統ダクトの一部に要求される機能を維持するため、適切に保守管理を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。	無	A	屋内施設における内容であるため、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
	b. アンユラス空気浄化系統ダクトの一部並びに中央制御室非常用循環フィルタユニット・中央制御室非常用循環系統ダクトの一部に係る保守管理に関する教育を実施する。	無	A	屋内施設における内容であるため、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
	1.1.1.8 試験検査	無	C	当該設計方針は、安全施設の試験検査性に関する設計方針であり、防潮堤は安全施設に該当しないため、防潮堤の再構築に伴う影響は無い。		
	1.1.1.9 共用	無	C	当該設計方針は、安全施設の共用に関する設計方針であり、防潮堤は安全施設に該当しないため、防潮堤の再構築に伴う影響は無い。		
14条	全交流電源喪失対策設備					
	10.1 非常用電源設備					
	10.1.2 設計方針	無	A	屋内施設である蓄電池(非常用)に関する内容であるため、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
	10.1.2.2 全交流動力電源喪失					
	10.1.6 手順等					
	(1)電気設備に要求される機能を維持するため、適切に保守管理を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。	無	A	電気設備(本条においては屋内施設に限る)に係る保守管理に関する内容のため、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
	(2)電気設備に係る保守管理に関する教育を実施する。	無	A	電気設備(本条においては屋内施設に限る)に係る保守管理の教育に関する内容のため、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		

条文	基準への適合方針として整備している設計方針等	影響の有無	分類	影響なしの理由 又は 影響の内容	設置許可本文、添付の変更	まとめ資料の変更	
16条	燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設	4.1.1.2設計方針 (1) 未臨界性 (2) 冷却浄化能力 (3) 非常用補給能力 (4) 貯蔵能力 (5) 遮蔽 (6) 漏えい防止及び漏えい監視 (7) 構造強度 (8) 落下防止 (9) 重量物落下 (10) 雰囲気浄化 (11) 被ばく低減 (12) 監視機能 (13) 試験検査	無	A	当該項目は屋内の施設に関するものであるため、防潮堤の再構築に伴う影響はない		
		4.1.1.6 手順等 (1) 使用済燃料ピットへの重量物落下防止対策 (2) 使用済燃料ピット水位、使用済燃料ピット温度及び使用済燃料ピットエリアモニタに要求される機能を維持するため、適切に保守管理を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。 (3) 使用済燃料ピットの計測設備に係る保守管理に関する教育を実施する。	無	A	当該項目は屋内の施設に関するものであるため、防潮堤の再構築に伴う影響はない		
17条	原子炉冷却材圧力バウンダリ	5. 原子炉冷却設備 5.1 1次冷却設備	無	A	当該項目は屋内の施設に関するものであるため影響なし		
		5.1.1.6 手順等 (1) R C ループドレン弁及び加圧器ベントについては、通常時又は事故時となるおそれがないように施錠管理によるハンドロックを実施する。	無	A	当該項目は屋内の施設に関するものであるため影響なし		
		(2) 原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する弁等については、適切に保守管理を実施するとともに必要に応じ補修を行う。	無	A	当該項目は屋内の施設に関するものであるため影響なし		
24条	安全保護回路	6.3 プロセス計装	無	A	屋内施設における内容であるため、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
		6.3.6 手順等 (1) 安全保護系のデジタル計算機が収納された盤については、施錠管理方法を定め運用する。	無	A	屋内施設における内容であるため、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
		(2) 発電所への出入については、出入管理方法を定め運用する。	無	C	防潮堤の再構築により発電所への出入ルートは変更となるが、出入管理方法を定め運用することに対して、防潮堤の位置・構造による影響はない。		
		(3) 安全保護系の保守ツールの使用については、パスワードの管理及び入力操作に関する手順等並びにソフトウェアの使用について検証及び妥当性を確認することを定め運用する。	無	A	屋内施設における内容であるため、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
		(4) 適切に保守管理を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。	無	A	屋内施設における内容であるため、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
		(5) 保守管理や盤の施錠管理、出入管理、パスワード管理等の管理手順に関する教育を実施する。	無	A	屋内施設における内容であるため、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
		6.6 原子炉保護設備 6.6.6 手順等 安全保護系の手順については、「6.3.6 手順等」に示す。	無	C	防潮堤の再構築により発電所への出入ルートは変更となるが、出入管理方法を定め運用することに対して、防潮堤の位置・構造による影響はない。		
		6.7 工学的安全施設作動設備 6.7.6 手順等 安全保護系の手順については、「6.3.6 手順等」に示す。	無	C	防潮堤の再構築により発電所への出入ルートは変更となるが、出入管理方法を定め運用することに対して、防潮堤の位置・構造による影響はない。		

条文	基準への適合方針として整備している設計方針等	影響の有無	分類	影響なしの理由 又は 影響の内容	設置許可本文、添付の変更	まとめ資料の変更
26条	原子炉制御室等	6.10.1.2 設計方針				
	(1) 中央制御室	無	A	屋内での監視・操作に関する内容であるため、防潮堤再構築に伴う影響は無い。		
	(2) 運転員操作に関する考慮	無	A	屋内での操作に関する内容であるため、防潮堤再構築に伴う影響は無い。		
	(3) 施設の外の状況の把握	無	C	津波監視カメラの設置位置変更については、防潮堤レイアウトに起因するものではない。かつ、防潮堤レイアウト変更に影響のない箇所に設置予定のため、適合方針に対する影響はない。 津波監視カメラの配置については5条(津波による損傷の防止)適合性の中で整理を行う。		有
	(4) 中央制御室の居住性	無	A	屋内の居住性に関する内容であるため、防潮堤再構築に伴う影響は無い。		有
	(5) 原子炉の停止状態及び炉心の冷却状態の監視	無	A	屋内での監視に関する内容であるため、防潮堤再構築に伴う影響は無い。		
	(6) 中央制御室外からの原子炉停止機能	無	A	屋内での操作に関する内容であるため、防潮堤再構築に伴う影響は無い。		
	(7) 共用に関する考慮	無	A	共用に関する内容であるため、防潮堤再構築に伴う影響はない。		
	(8) 電源喪失に対する考慮	無	A	屋内での監視・操作に関する内容であるため、防潮堤再構築に伴う影響は無い。		
	(9) 酸素濃度計等の施設に関する考慮	無	A	屋内の設備に関する内容であるため、防潮堤再構築に伴う影響は無い。		
	6.10.1.6 手順等					
	(1) 手順に基づき、酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計により、中央制御室内の酸素濃度、二酸化炭素濃度を測定する。	無	A	屋内での手順に関する内容であるため、防潮堤再構築に伴う影響は無い。		
	(2) 手順に基づき、監視カメラ及び気象観測設備等により原子炉施設の外の状況を把握するとともに、気象情報等を入力できる情報端末等により公的機関から必要な情報を入力する。	無	A	屋内での手順に関する内容であるため、防潮堤再構築に伴う影響は無い。		
(3) 監視カメラ、気象観測設備等に要求される機能を維持するため、適切に保守管理を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。	無	A	保守管理に関する内容のため、防潮堤の再構築に伴う影響はない。			
(4) 酸素濃度計、二酸化炭素濃度計等の保守管理及び操作に関する教育を実施する。	無	A	教育に関する内容のため、防潮堤の再構築に伴う影響はない。			
(5) 手順に基づき、通信連絡設備による連絡、中央制御室空調装置の隔離、防護具の着用等により中央制御室内の運転員の対処能力を確保する。【有毒ガス】	有	D	・防潮堤の再構築により、屋内外の薬品タンク等の配置、敷地内可動源に対する防護措置方針に変更はなく、防潮堤の設計は本文案の設計・評価条件等にかわりはない。 ・ただし、構内入構ルートは有毒ガスの敷地内可動源輸送ルートに関連する。このため、防潮堤の再構築に伴う影響として、敷地内可動源からの有毒ガス発生時の防護措置について影響を確認する必要がある。上記の影響については、海側線形を変更することなく有毒ガス防護措置が成立する見通しであることを確認した。見直し確認の内容については、資料2-1-1のp.38④に示している。		有	
31条	監視設備	8.3.1.2 設計方針				
	(1)放射線業務従事者等の放射線管理	無	A	全て屋内施設での管理であるため、防潮堤再構築に伴う影響は無い。		
	(2)放射線監視	無	C	原子炉施設の周辺監視区域境界付近に設置する周辺モニタリング設備(モニタリングポスト、モニタリングステーション)は屋外設備だが、防潮堤と干渉しない場所に設置しており、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		屋外図面の貼替のみ
	(3)放射性物質の放出に係る測定	無	C	原子炉施設の周辺監視区域境界付近に設置する周辺モニタリング設備(モニタリングポスト、モニタリングステーション)は屋外設備だが、防潮堤と干渉しない場所に設置しており、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		屋外図面の貼替のみ
	(4)設計基準事故時の放射線計測	無	C	原子炉施設の周辺監視区域境界付近に設置する周辺モニタリング設備(モニタリングポスト、モニタリングステーション)は屋外設備だが、防潮堤と干渉しない場所に設置しており、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		屋外図面の貼替のみ
	(5)放射線防護用資機材	無	A	全て屋内保管の資機材であるため、防潮堤再構築に伴う影響は無い。		
	(6)モニタリングポスト及びモニタリングステーション	無	C	モニタリングポスト、モニタリングステーションの電源供給機能、データ伝送機能に関する設計方針であり、防潮堤レイアウトによらない項目であるため、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		屋外図面の貼替のみ
(7)気象観測設備	無	C	気象観測所は津波の影響を受けない高さに設置されているため、防潮堤の再構築に伴う影響を受けない。		屋外図面の貼替のみ	

条文		基準への適合方針として整備している設計方針等	影響の有無	分類	影響なしの理由 又は 影響の内容	設置許可本文、添付の変更	まとめ資料の変更
		8.3.1.6 手順等 (1) モニタリングポスト及びモニタリングステーションの電源機能、警報機能及びデータ伝送系の多様性を維持するため、適切に保守管理を実施するとともに必要に応じ補修を行う。	無	A	当該手順は、モニタリングポスト、モニタリングステーションの電源機能、伝送機能の保守管理であり、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
		(2) モニタリングポスト及びモニタリングステーションの電源、警報及びデータ伝送系の保守管理に関する教育を実施する。	無	A	教育に関する内容のため、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
33条	保安電源設備	10.1 非常用電源設備 10.1.2 設計方針 10.1.2.1 非常用所内電源系 安全上重要な構築物、系統及び機器の安全機能を確保するため非常用所内電源系を設ける。安全上重要な系統及び機器へ電力を供給する電気施設は、その電力の供給が停止することがないよう、発電機、外部電源系、非常用所内電源系、その他の関連する電気系統機器の短絡や地絡又は母線の低電圧や過電流等を検知できる設計とし、検知した場合には、遮断器により故障箇所を隔離し、他の安全機能への影響を限定できる設計とする。 また、非常用所内電源系からの受電時に、容易に母線切替操作が可能な設計とする。 非常用電源設備及びその附属設備は、多重性及び独立性を確保し、その系統を構成する機械又は器具の単一故障が発生した場合であっても、運転時の異常な過渡変化時又は設計基準事故時において工学的安全施設及び設計基準事故対処設備の機能が確保される設計とする。 また、ディーゼル発電機については、7日間の外部電源喪失を仮定しても、連続運転により必要とする電力を供給できるよう、7日間分の容量以上の燃料を敷地内のディーゼル発電機燃料油貯油槽に貯蔵する設計とする。	無	B	屋外に設置している開閉所等については、津波の影響を受けない敷地高さ又は防潮堤内側に設置することから、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
		10.1.2.2 全交流動力電源喪失 原子炉施設には、全交流動力電源喪失時から重大事故等に対処するために必要な電力の供給が交流動力電源設備から開始されるまでの約25分間に対し、十分長い間、原子炉を安全に停止し、かつ、原子炉の停止後に炉心を冷却するための設備が動作するとともに、原子炉格納容器の健全性を確保するための設備が動作することができるよう、これらの設備の動作に必要な容量を有する蓄電池(非常用)を設ける設計とする。	無	A	屋内施設における内容であるため、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
		10.1.6 手順等 (1) 電気設備に要求される機能を維持するため、適切に保守管理を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。	無	B	屋外に設置している開閉所等については、津波の影響を受けない敷地高さ又は防潮堤内側に設置することから、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
		(2) 電気設備に係る保守管理に関する教育を実施する。	無	A	教育に関する内容のため、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		

条文	基準への適合方針として整備している設計方針等	影響の有無	分類	影響なしの理由 又は 影響の内容	設置許可本文、添付の変更	まとめ資料の変更
	<p>10.3 常用電源設備</p> <p>10.3.2 設計方針</p> <p>10.3.2.1 外部電源系</p> <p>重要安全施設がその機能を維持するために必要となる電力を当該重要安全施設に供給するため、外部電源系を設ける。重要安全施設へ電力を供給する電気施設は、その電力の供給が停止することがないよう、送電線の回線数と開閉所の母線数は、供給信頼度の整合が図られた設計とし、電気系統の系統分離を考慮して、275kV母線を2母線、66kV母線を1母線で構成する設計とする。</p> <p>また、発電機、外部電源系、非常用所内電源系、その他の関連する電気系統の機器の短絡や地絡又は母線の低電圧や過電流、変圧器1次側における1相開放故障等を検知できる設計とし、検知した場合には遮断器により故障箇所を隔離することにより故障による影響を局所化できるとともに、他の安全機能への影響を限定できる構成とする。</p> <p>外部電源系の少なくとも2回線は、それぞれ独立した送電線により電力系統に連系させるため、万一、送電線の上流側接続先である西野変電所が停止しても西双葉開閉所から、また、西双葉開閉所が停止しても西野変電所から電力を供給する。さらに、西野変電所と西双葉開閉所が停止した場合でも国富変電所から電力を供給することが可能な設計とする。少なくとも1回線は他の回線と物理的に分離された設計とし、すべての送電線が同一鉄塔等に架線されない設計とすることにより、これらの原子炉施設への電力供給が同時に停止しない設計とする。</p> <p>さらに、いずれの2回線が喪失した場合においても電力系統からこれらの原子炉施設への電力供給が同時に停止しない設計とする。</p> <p>開閉所から発電機側の送電設備は、十分な支持性能をもつ地盤に設置する。</p> <p>碍子、遮断器等は耐震性の高いものを使用する。さらに津波に対して隔離又は防護するとともに、塩害を考慮した設計とする。</p>	無	B	屋外に設置している開閉所等については、津波の影響を受けない敷地高さ又は防潮堤内側に設置することから、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		屋外図面の貼替のみ
	10.3.6 手順等					
	(1) 外部電源系統切替を実施する際は、手順を定め、給電運用担当箇所と連携を図り確実に操作を実施する。	無	B	屋外に設置している開閉所等については、津波の影響を受けない敷地高さ又は防潮堤内側に設置することから、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
	(2) 電気設備の塩害による汚損、劣化を監視するためポリマー碍管の漏れ電流測定を実施する。また、碍子の汚損が激しい場合は、碍子の清掃を実施する。	無	B	屋外に設置している開閉所等については、津波の影響を受けない敷地高さ又は防潮堤内側に設置することから、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
	(3) 変圧器1次側において1相開放を検知した場合、故障箇所の隔離又は非常用母線を健全な電源から受電できるよう切替を実施する。	無	B	屋外に設置している開閉所等については、津波の影響を受けない敷地高さ又は防潮堤内側に設置することから、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
	(4) 変圧器1次側における1相開放事象への対応として、275kV送電線は複数回線を確保し、1回線となる場合には送電線引留部(架線部)の巡視点検を実施する。	無	B	屋外に設置している開閉所等については、津波の影響を受けない敷地高さ又は防潮堤内側に設置することから、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
	(5) 電気設備に要求される機能を維持するため、適切に保守管理を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。	無	B	屋外に設置している開閉所等については、津波の影響を受けない敷地高さ又は防潮堤内側に設置することから、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
	(6) 電気設備に係る保守管理に関する教育を実施する。	無	A	教育に関する内容のため、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
34条	緊急時対策所					
	10.9.1.2 設計方針					
	(1) 1次冷却系統に係る原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるために必要な指示を行う要員等を収容できる設計とする。	無	D	・構内入構ルートは参集体制に関連するため、これら成立性について確認する必要がある。上記の影響については、海側線形を変更することなく外部支援および参集ルートが成立する見通しであることを確認した。見直し確認の内容については、資料2-1-1のp.40⑦に示している。		有
	(2) 1次冷却系統に係る原子炉施設の損壊その他の異常に対処するために必要な指示ができるよう、異常等に対処するために必要な情報を把握できる設備を設置する設計とする。	無	A	屋内に設置している情報収集設備に関する事項であり、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		

条文	基準への適合方針として整備している設計方針等	影響の有無	分類	影響なしの理由 又は 影響の内容	設置許可本文、添付の変更	まとめ資料の変更
	(3)発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設置又は保管する設計とする。	無	A	屋内に設置している通信連絡設備に関する事項であり、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
	(4)室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できるよう、酸素濃度・二酸化炭素濃度を保管する設計とする。	無	A	屋内で使用する設備の保管に関する事項であり、保管場所は緊急時対策所内であることから、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
	(5)有毒ガスが重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に及ぼす影響により、当該要員の対処能力が著しく低下しないよう、当該要員が緊急時対策所内にとどまり、事故対策に必要な各種の指示・操作を行うことができる設計とする。	有	D	・防潮堤の再構築により、屋内外の薬品タンク等の配置、敷地内可動源に対する防護措置方針に変更はなく、防潮堤の設計は本条文の設計・評価条件等にかかわりはない。 ・ただし、構内入構ルートは有毒ガスの敷地内可動源輸送ルートに関連する。このため、防潮堤の再構築に伴う影響として、敷地内可動源からの有毒ガス発生時の防護措置について影響を確認する必要がある。上記の影響については、海側線形を変更することなく有毒ガス防護措置が成立する見通しであることを確認した。見直し確認の内容については、資料2-1-1のp.38④に示している。		
	10.9.1.5 手順等 緊急時対策所に要求される機能を維持するため、適切に保守管理を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。また、当該保守管理に関する教育を実施する。	無	A	緊急時対策所設備の保守管理に関する事項及び教育に関する事項であり、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
35条	通信連絡設備 10.12.1.2 設計方針 (1)設計基準事故が発生した場合において、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉建屋、タービン建屋等の建屋内外各所の者への操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声等により行うことができる設備として、警報装置及び多様性を確保した通信設備(発電所内)を設置又は保管する設計とする。また、緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備としてデータ伝送設備(発電所内)を設置する設計とする。 なお、警報装置、通信設備(発電所内)及びデータ伝送設備(発電所内)については、非常用所内電源又は無停電電源に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。	無	C	屋内および屋外の機器に対する事項であるが、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
	(2)設計基準事故が発生した場合において、発電所外の本店、国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる設備として、通信設備(発電所外)を設置又は保管する設計とする。また、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム(ERSS)等へ必要なデータを伝送できる設備として、データ伝送設備(発電所外)を設置する設計とする。 通信設備(発電所外)及びデータ伝送設備(発電所外)については、有線系、無線系又は衛星系回線による通信方式の多様性を備えた構成の専用通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。 なお、通信設備(発電所外)及びデータ伝送設備(発電所外)については、非常用所内電源又は無停電電源に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。	無	C	屋内および屋外の機器に対する事項であるが、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
	10.12.1.6 手順等 (1)通信連絡設備の操作については、手順を整備し、的確に実施する。	無	A	通信連絡設備の操作手順を作成する事項であり、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
	(2)専用通信回線、データ伝送設備(発電所内)及びデータ伝送設備(発電所外)については、状態を監視するとともに、異常時の対応に関する手順を整備する。また、異常時の対応手順に関する教育を実施する。	無	A	通信連絡設備の状態監視手順の整備および手順の教育に関する事項であり、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
	(3)通信連絡設備に要求される機能を維持するため、適切に保守管理を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。	無	A	通信連絡設備の保守管理に関する事項であり、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
	(4)社内外の関係先へ、的確かつ迅速に通報連絡ができるよう、原子力防災訓練等を実施する。	無	A	通信連絡設備を利用した訓練に関する事項であり、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		

条文	基準への適合方針として整備している設計方針等	影響の有無	分類	影響なしの理由 又は 影響の内容	設置許可本文、添付の変更	まとめ資料の変更
37条 等	重大事故等の拡大の防止 <ul style="list-style-type: none"> 重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合において、想定した事故シーケンスグループに対して、炉心の著しい損傷を防止するために必要な措置を講じる設計とする。 重大事故が発生した場合において、想定した格納容器破損モードに対して、原子炉格納容器破損及び放射性物質の発電所の外への異常な放出を防止するために必要な措置を講じる設計とする。 重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合において、想定した事故に対して、使用済燃料ピット内に貯蔵されている燃料体等の著しい損傷を防止するために必要な措置を講じる設計とする。 重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合において、想定した運転停止中事故シーケンスグループに対して、運転停止中における原子炉内の燃料体の著しい損傷を防止するために必要な措置を講じる設計とする。 	有	D	屋外配備している可搬型設備を保管場所から使用箇所まで運搬する経路が変更となる。 上記の影響については、海側線形を変更することなく可搬型設備を用いた作業が成立する見通しであることを確認した。見直し確認の内容については、資料2-1-1のp.38⑤に示している。		
38条	重大事故等対処施設の地盤					
39条	地震による損傷の防止					
40条	津波による損傷の防止					
41条	火災					
	1.2.2.1 基本事項 1.2.2.1.1 火災区域及び火災区画の設定	無	C	屋外の重大事故等対処設備に対して火災区域を設定するが、他条文(43条重大事故等対処設備)の確認により、防潮堤の再構築に伴う屋外の重大事故等対処設備の配置変更はなく、火災区域の設定を変更する必要がないことを確認したため、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		屋外図面の貼替のみ
	1.2.2.1.2 火災による損傷の防止を行う重大事故等対処施設	無	C	防潮堤の再構築によって火災による損傷の防止を行う重大事故等対処施設の選定に変更は生じないため、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
	1.2.2.1.3 火災防護計画	無	C	火災防護計画は発電所における消火活動の体制、要員の教育訓練及び消火設備の保守点検等に関する内容であり、防潮堤の位置・構造に影響を受けるものではなく、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
	1.2.2.2 火災発生防止 1.2.2.2.1 重大事故等対処施設の火災発生防止	無	C	屋外の重大事故等対処設備に対して火災発生防止が必要となるが、他条文(43条重大事故等対処設備)の確認により、防潮堤の再構築に伴う屋外の重大事故等対処設備の配置変更はなく、火災発生防止の方針を変更する必要がないことを確認したため、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
	1.2.2.2.2 不燃性材料又は難燃性材料の使用	無	C	不燃性材料又は難燃性材料の使用に関する内容であり、防潮堤の位置・構造に影響を受けるものではなく、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
	1.2.2.2.3 落雷、地震等の自然現象による火災発生の防止	無	C	落雷による火災の発生防止として建屋等に避雷針を設置する設計、並びに地震による火災発生防止として安全機能を有する構築物、系統及び機器は、耐震クラスに応じた支持性能をもつ地盤に設置する等の設計としているが、いずれも防潮堤の再構築に伴う影響はない。		屋外図面の貼替のみ
	1.2.2.3 火災の感知及び消火 1.2.2.3.1 火災感知設備	無	C	屋外の重大事故等対処設備に対して火災感知設備を設ける設計としているが、他条文(43条重大事故等対処設備)の確認により、防潮堤の再構築に伴う屋外の重大事故等対処設備の配置変更はなく、火災感知設備の設計方針を変更する必要がないことを確認したため、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		屋外図面の貼替のみ
	1.2.2.3.2 消火設備	無	C	自動消火設備は屋内に設置するため、防潮堤の再構築による影響がない事を確認した。 消火用水供給系の水源として、屋外にろ過水タンクを設置する方針としているが、ろ過水タンクは新設する防潮堤から離れた位置にあるため、防潮堤の再構築に伴う影響はない。 消火栓が屋外に配置されるが、消火栓は新設する防潮堤から位置に設置されるため、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		屋外図面の貼替のみ
	1.2.2.3.3 地震等の自然現象の考慮	無	C	火災感知設備及び消火設備に対する地震等の自然現象の考慮に関する内容であり、防潮堤の位置・構造に影響を受けるものではなく、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		屋外図面の貼替のみ
	1.2.2.4 その他	無	A	当該項目は屋内の施設(フロアケーブルダクト、電気室、蓄電池室等)の特徴を考慮した火災防護対策に関するものであるため、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
42条	特定重大事故等対処施設					
43条	重大事故等対処設備					
	1.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (1)多様性、位置的分散 a. 常設重大事故等対処設備(第四十三条 第2項 第三号)	無	B	防潮堤の再構築前後で、設計基準事故対処設備の安全機能と常設重大事故防止設備の系統機能の多様性、独立性に係る機能設計を変更するものではなく、位置的分散に係る設置箇所を変更するものではないため、防潮堤の位置・構造が常設重大事故等対処設備の多様性、位置的分散に影響を与えることはない。	添八(屋外図面の貼替のみ)	

条文	基準への適合方針として整備している設計方針等	影響の有無	分類	影響なしの理由 又は 影響の内容	設置許可本文、添付の変更	まとめ資料の変更
	1.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (1)多様性、位置的分散 b. 可搬型重大事故等対処設備(第四十三条 第3項 第五号及び第七号)	無	C	防潮堤の再構築前後で、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料ピットの冷却・注水機能及び常設重大事故防止設備の機能と可搬型重大事故等対処設備の系統機能の多様性、独立性に係る機能設計を変更するものではなく、位置的分散にかかる設置箇所を変更するものではないため、防潮堤の位置・構造が可搬型重大事故等対処設備の多様性、位置的分散に影響を与えることはない。	添八(屋外図面)	
	1.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (1)多様性、位置的分散 c. 可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口(第四十三条 第3項 第三号)	無	B	可搬型重大事故対処設備の常設設備との接続口は、防潮堤再構築による影響を受けない防潮堤内の建屋近傍・建屋内にあり、複数の接続口の場所を変更するものではないため、防潮堤の位置・構造が接続口に影響を与えることはない。		
	1.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (2)悪影響防止(第四十三条 第1項 第五号)	無	B	防潮堤の再構築前後で、悪影響防止として考慮する系統の分離、建屋内保管、屋外保管設備の固縛等を変更するものではないため、防潮堤の位置・構造が悪影響防止に影響を与えることはない。		
	1.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (3)共用の禁止(第四十三条 第2項 第二号)	無	B	防潮堤の再構築前後で、常設重大事故等対処設備を他号炉と共用しない設計を変更するものではないため、防潮堤の位置・構造が共用の禁止に影響を与えることはない。		
	1.3.2 容量等 (1)常設重大事故等対処設備(第四十三条 第2項 第一号)	無	B	防潮堤の再構築前後で、常設重大事故等対処設備の容量を変更するものではないため、防潮堤の位置・構造が常設重大事故等対処設備の容量に影響を与えることはない。		
	1.3.2 容量等 (2)可搬型重大事故等対処設備(第四十三条 第3項 第一号)	無	C	防潮堤の位置・構造の変更に伴い、可搬型設備を保管場所から使用箇所まで運搬する経路(アクセスルート)が変更となり、ホース敷設ルートも変更となるが、可搬型大型送水ポンプ車の吐出圧力で送水できることを確認しており、防潮堤の位置・構造が可搬型重大事故等対処設備の容量に影響を与えることはない。		
	1.3.3 環境条件等 (1)環境条件(第四十三条 第1項 第一号)	無	B	防潮堤の再構築前後で、重大事故等対処設備がその設置(使用)・保管場所に応じた耐環境性を有する設計を変更するものではなく、防潮堤の再構築により各場所で考慮する環境条件に影響を及ぼさないため、防潮堤の位置・構造が重大事故等対処設備の環境条件への適合性に影響を与えることはない。		
	1.3.3 環境条件等 (2)重大事故等対処設備の設置場所(第四十三条 第1項 第六号)	無	B	防潮堤の再構築前後で、想定される重大事故等が発生した場合においても操作及び復旧作業に支障がないように、遮蔽の設置や線源からの離隔距離により放射線量が高くなるおそれの少ない場所を選定する設計を変更するものではなく、防潮堤の再構築により各場所での放射線環境に影響を及ぼさないため、防潮堤の位置・構造が重大事故等対処設備の設置場所の適合性に影響を与えることはない。	添八(屋外図面)	
	1.3.3 環境条件等 (3)可搬型重大事故等対処設備の設置場所(第四十三条 第3項 第四号)	無	C	防潮堤の再構築前後で、想定される重大事故等が発生した場合においても設置、及び常設設備との接続に支障がないように、遮蔽の設置や線源からの離隔距離により放射線量が高くなるおそれの少ない場所を選定する設計を変更するものではなく、防潮堤の再構築により各場所で考慮する放射線環境に影響を及ぼさないため、防潮堤の位置・構造が可搬型重大事故等対処設備の設置場所の適合性に影響を与えることはない。	添八(屋外図面の貼替のみ)	
	1.3.4 操作性及び試験・検査性 (1)操作性の確保 a. 操作の確実性(第四十三条 第1項 第二号)	無	B	防潮堤の再構築前後で、屋内の重大事故等対処設備及び屋外の常設重大事故等対処設備の操作性に変更はなく、屋外の可搬型重大事故等対処設備が人力又は車両による運搬・移動ができ、操作に必要な固定ができる設計を変更するものではないため、防潮堤の位置・構造が重大事故等対処設備の操作性に影響を与えることはない。		
	1.3.4 操作性及び試験・検査性 (1)操作性の確保 b. 系統の切替性(第四十三条 第1項 第四号)	無	A	本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用するための系統の切替操作は、屋内施設における操作であるため、防潮堤の位置・構造が系統の切替性に影響を与えることはない。		
	1.3.4 操作性及び試験・検査性 (1)操作性の確保 c. 可搬型重大事故等対処設備の常設設備との接続性(第四十三条 第3項 第二号)	無	B	可搬型重大事故対処設備の常設設備との接続口は、防潮堤の再構築前後共に防潮堤内の建屋近傍・建屋内にあり、接続部の規格等を変更するものではないため、防潮堤の位置・構造が接続性に影響を与えることはない。		

条文		基準への適合方針として整備している設計方針等	影響の有無	分類	影響なしの理由 又は 影響の内容	設置許可本文、添付の変更	まとめ資料の変更
		1.3.4 操作性及び試験・検査性 (1)操作性の確保 d. 発電所内の屋外道路及び屋内通路の確保(第四十三条 第3項 第六号)	有	D	・防湖堤の再構築に伴い屋外アクセスルートを設定変更する。 ・そのため、設定した屋外アクセスルートに対し、外部事象に対する影響評価及び屋外アクセスルート復旧作業を含めた有効性評価の作業の成立性を確認する必要がある。 上記の影響については、海側線形を変更することなく屋外アクセスルートが成立する見通しであることを確認した。見通し確認の内容については、資料2-1-1のp.39⑥に示している。		
		1.3.4 操作性及び試験・検査性 (2)試験・検査性(第四十三条 第1項 第三号)	無	B	重大事故対処設備には屋外に設置するものはあるが、防湖堤の位置・構造が重大事故等対処設備の試験・検査性に影響を与えることはない。		
技術的 能力1.0	重大事故等対策における 共通事項	1.0.1 重大事故等への対応に係る基本的な考え方/1.0.2 共通事項 (1)重大事故等対処設備に係る事項 a. 切替の容易性	無	A	本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあつては、通常時に使用する系統から弁操作又は工具等の使用により速やかに切替えられる手順等を整備する方針であるが、これらの切替操作は、屋内施設における操作であるため、防湖堤の再構築に伴う影響はない。		
		1.0.1 重大事故等への対応に係る基本的な考え方/1.0.2 共通事項 (1)重大事故等対処設備に係る事項 b. アクセスルートの確保	有	D	・防湖堤の再構築に伴い屋外アクセスルートを設定変更する。 ・そのため、設定した屋外アクセスルートに対し、外部事象に対する影響評価及び屋外アクセスルート復旧作業を含めた有効性評価の作業の成立性を確認する必要がある。 上記の影響については、海側線形を変更することなく屋外アクセスルートが成立する見通しであることを確認した。見通し確認の内容については、資料2-1-1のp.39⑥に示している。		有
		1.0.1 重大事故等への対応に係る基本的な考え方/1.0.2 共通事項 (2)復旧作業 a. 予備品等の確保	無	C	事故収束を継続させるためには、機能喪失した重要安全施設の機能を回復することが有効な手段であるため、以下の方針に基づき重要安全施設の取替え可能な機器、部品等の復旧作業を優先的に実施することとし、そのために必要な予備品を確保することとしている。 ・短期的には重大事故等対処設備により対応を行い、その後の事故収束対応の信頼性向上のため長期的に使用する設備を復旧する。 ・単一の重要安全施設の機能を回復することによって、重要安全施設の多数の設備の機能を回復することができ、事故収束を実施する上で最も効果が大いサポート系設備を復旧する。 ・復旧作業の実施に当たっては、復旧が困難な設備についても復旧するための対策を検討し実施することとするが、放射線の影響、その他の作業環境条件を踏まえ、復旧作業の成立性が高い設備を復旧する。 以上のとおり、本項目は、重要安全施設の取替え可能な機器、部品等の復旧作業に必要な予備品を確保する方針について示す内容であるため、防湖堤の再構築に伴う影響はない。		
		1.0.1 重大事故等への対応に係る基本的な考え方/1.0.2 共通事項 (2)復旧作業 b. 保管場所	無	B	予備品等については、地震による周辺斜面の崩壊、敷地地下斜面の滑り、津波による浸水等の外部事象の影響を受けにくい場所に当該重要安全施設との位置的分散を考慮して保管する方針である 予備品等の保管場所は、可搬型重大事故等対処設備の保管場所である51m倉庫車庫エリアに保管しており、防湖堤の再構築に伴って変更していないことから影響はない。		
		1.0.1 重大事故等への対応に係る基本的な考え方/1.0.2 共通事項 (2)復旧作業 c. アクセスルートの確保	有	D	・防湖堤の再構築に伴い屋外アクセスルートを設定変更する。 ・そのため、設定した屋外アクセスルートに対し、外部事象に対する影響評価及び屋外アクセスルート復旧作業を含めた有効性評価の作業の成立性を確認する必要がある。 上記の影響については、海側線形を変更することなく屋外アクセスルートが成立する見通しであることを確認した。見通し確認の内容については、資料2-1-1のp.39⑥に示している。		有
		1.0.1 重大事故等への対応に係る基本的な考え方/1.0.2 共通事項 (3)支援	有	D	・構内入構ルートは外部支援に関連するため、これら成立性について確認する必要がある。 上記の影響については、海側線形を変更することなく外部支援が成立する見通しであることを確認した。見通し確認の内容については、資料2-1-1のp.40⑦に示している。		

条文	基準への適合方針として整備している設計方針等	影響の有無	分類	影響なしの理由 又は 影響の内容	設置許可本文、添付の変更	まとめ資料の変更
	1.0.1 重大事故等への対応に係る基本的な考え方/1.0.2 共通事項 (4)手順書の整備, 訓練の実施及び体制の整備 a. 手順書の整備 (a)情報の収集及び判断基準	無	C	すべての交流動力電源及び常設直流電源系統の喪失, 安全系の機器若しくは計測器類の多重故障又は複数号炉の同時被災等の過酷な状態において, 限られた時間の中で3号炉の原子炉施設の状態の把握及び実施すべき重大事故等対策の適切な判断に必要な情報の種類, その入手の方法及び判断基準を整理し, 運転手順書及び発電所対策本部用手順書にまとめる方針である。 以上のとおり, 本項目は, 必要な情報の種類, その入手の方法及び判断基準を整理し, 手順書にまとめる方針であることを示す内容であるため, 防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
	1.0.1 重大事故等への対応に係る基本的な考え方/1.0.2 共通事項 (4)手順書の整備, 訓練の実施及び体制の整備 a. 手順書の整備 (b)判断に迷う操作等の判断基準の明確化	無	C	炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するために, 最優先すべき操作等を迷うことなく判断し実施できるよう, 判断基準をあらかじめ明確にした手順を運転手順書又は発電所対策本部用手順書に整備する方針である。 以上のとおり, 本項目は, 判断に迷う操作等の判断基準を明確化した手順書を整備する方針であることを示す内容であるため, 防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
	1.0.1 重大事故等への対応に係る基本的な考え方/1.0.2 共通事項 (4)手順書の整備, 訓練の実施及び体制の整備 a. 手順書の整備 (c)財産(設備等)保護よりも安全を優先する方針	無	C	財産(設備等)保護よりも安全を優先する方針について, 以下の方針に従って手順等を整備する。 ・重大事故等対策の実施において, 財産(設備等)保護よりも安全を優先する共通認識を持って行動できるよう, 社長はあらかじめ方針を示す。 ・重大事故等時の運転操作においては, 発電課長(当直)が躊躇せず指示できるよう, 財産(設備等)保護よりも安全を優先する方針に基づき定めた判断基準を運転手順書に整備する。 ・重大事故等時の発電所対策本部活動において重大事故等対策を実施する際には, 発電所対策本部長は, 財産(設備等)保護よりも安全を優先する方針に従った判断を実施する。また, 財産(設備等)保護よりも安全を優先する方針に基づき定めた判断基準を発電所対策本部用手順書に整備する。 以上のとおり, 本項目は, 財産(設備等)保護よりも安全を優先する方針に基づき定めた判断基準を手順書に整備することについて示す内容であるため, 防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
	1.0.1 重大事故等への対応に係る基本的な考え方/1.0.2 共通事項 (4)手順書の整備, 訓練の実施及び体制の整備 a. 手順書の整備 (d)手順書の構成及び手順書相互間の移行基準の明確化	無	C	重大事故等対策時に使用する手順書として, 発電所内の運転員と発電所災害対策要員(運転員を除く。)が連携し, 事故の進展状況に応じて具体的な重大事故等対策を実施するため, 運転手順書, 発電所対策本部用手順書及び支援組織用手順書を適切に定める方針である。また, 運転手順書は, 事故の進展状況に応じて構成を明確化し, 手順書相互間を的確に移行できるよう移行基準を明確にする。 以上のとおり, 本項目は, 手順書の構成及び手順書相互間の移行基準を明確にした手順書を整備する方針であることを示す内容であるため, 防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
	1.0.1 重大事故等への対応に係る基本的な考え方/1.0.2 共通事項 (4)手順書の整備, 訓練の実施及び体制の整備 a. 手順書の整備 (e)状態の監視及び事象進展の予測に係る手順書の整備	無	C	状態の監視及び事象進展の予測に係る手順書の整備について, 以下の方針に従い実施する。 ・重大事故等対策実施の判断基準として確認する水位, 圧力, 温度等の計測可能なパラメータを整理し, 運転手順書に明記する。 ・重大事故等対策実施時におけるパラメータ挙動予測, 影響評価すべき項目及び監視パラメータ等を運転手順書又は支援組織用手順書に整理する。 ・有効性評価等にて整理した有効な情報について, 運転員が使用する運転手順書, 発電所災害対策要員(運転員を除く。)が使用する支援組織用手順書に整理する。 以上のとおり, 本項目は, 状態の監視及び事象進展の予測に係る手順書を整備する方針であることを示す内容であるため, 防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
	1.0.1 重大事故等への対応に係る基本的な考え方/1.0.2 共通事項 (4)手順書の整備, 訓練の実施及び体制の整備 a. 手順書の整備 (f)前兆事象の確認を踏まえた事前の対応手順の整備	有	D	・構内入構ルートは津波発生時の避難に関連するため, これら成立性について確認する必要がある。 上記の影響については, 海側線形を変更することなく津波発生時の高台等への避難が成立する見通しであることを確認した。見直し確認の内容については, 資料2-1-1のp.40⑦に示している。		
	1.0.1 重大事故等への対応に係る基本的な考え方/1.0.2 共通事項 (4)手順書の整備, 訓練の実施及び体制の整備 a. 手順書の整備 (g)有毒ガス発生時の防護措置に係る手順の整備	有	D	・防潮堤の再構築により, 屋内外の薬品タンク等の配置, 敷地内可動源に対する防護措置方針に変更はなく, 防潮堤の設計は本条文の設計・評価条件等にかわりはない。 ・ただし, 構内入構ルートは有毒ガスの敷地内可動源輸送ルートに関連する。このため, 防潮堤の再構築に伴う影響として, 敷地内可動源からの有毒ガス発生時の防護措置について影響を確認する必要がある。 上記の影響については, 海側線形を変更することなく有毒ガス防護措置が成立する見通しであることを確認した。見直し確認の内容については, 資料2-1-1のp.38④に示している。		

条文	基準への適合方針として整備している設計方針等	影響の有無	分類	影響なしの理由 又は 影響の内容	設置許可本文、添付の変更	まとめ資料の変更
	1.0.1 重大事故等への対応に係る基本的な考え方／1.0.2 共通事項 (4)手順書の整備、訓練の実施及び体制の整備 b. 教育及び訓練の実施 (a) 教育及び訓練の実施方針	無	C	重大事故等対策は、幅広い原子炉施設の状況に応じた対策が必要であることを踏まえ、重大事故等に対処する要員の役割に応じて、重大事故等時の原子炉施設の挙動に関する知識の向上を図ることのできる教育及び訓練等を実施する方針である。 以上のとおり、本項目は、重大事故等に対処する要員に対して、教育及び訓練を実施する方針であることを示す内容であるため、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
	1.0.1 重大事故等への対応に係る基本的な考え方／1.0.2 共通事項 (4)手順書の整備、訓練の実施及び体制の整備 b. 教育及び訓練の実施 (b) 知識ベースの理解向上に資する教育及び総合的な演習の実施	無	C	知識ベースの理解向上に資する教育及び総合的な演習の実施について、以下の方針に従い実施する。 ・ 重大事故等に対処する要員の役割に応じて、重大事故等よりも厳しいプラント状態となった場合でも対応できるよう重大事故等の内容、基本的な対処方法等、定期的に知識ベースの理解向上に資する教育を行う。 ・ 現場作業に当たっている発電所災害対策要員(運転員を除く。)が、作業に習熟し必要な対応ができるよう、運転員(中央制御室及び現場)と連携して一連の活動を行う訓練を計画的に実施する。 ・ 重大事故等時のプラント状況の把握、的確な対応操作の選択等、実施組織及び支援組織の実効性等を総合的に確認するための演習等を計画的に実施する。 以上のとおり、本項目は、重大事故等に対処する要員に対して、教育及び訓練を実施する方針であることを示す内容であるため、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
	1.0.1 重大事故等への対応に係る基本的な考え方／1.0.2 共通事項 (4)手順書の整備、訓練の実施及び体制の整備 b. 教育及び訓練の実施 (c) 保守訓練の実施	無	C	重大事故等時において復旧を迅速に実施するために、普段から保守点検活動を社員自らが行って部品交換等の実務経験を積むこと等により、原子炉施設、予備品等について熟知する方針である。 以上のとおり、本項目は、重大事故等に対処する要員に対して、教育及び訓練を実施する方針であることを示す内容であるため、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
	1.0.1 重大事故等への対応に係る基本的な考え方／1.0.2 共通事項 (4)手順書の整備、訓練の実施及び体制の整備 b. 教育及び訓練の実施 (d) 高線量下等を想定した訓練の実施	無	C	重大事故等時の対応や事故後の復旧を迅速に実施するために、重大事故等時の事象進展により高線量下になる場所を想定し放射線防護具を使用した事故時対応訓練、夜間、積雪、寒冷等の悪天候下等を想定した事故時対応訓練を実施する方針である。 以上のとおり、本項目は、重大事故等に対処する要員に対して、教育及び訓練を実施する方針であることを示す内容であるため、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
	1.0.1 重大事故等への対応に係る基本的な考え方／1.0.2 共通事項 (4)手順書の整備、訓練の実施及び体制の整備 b. 教育及び訓練の実施 (e) マニュアル等を即時利用可能とするための準備	無	C	重大事故等時の対応や事故後の復旧を迅速に実施するために、設備及び事故時用の資機材等に関する情報並びに手順書が即時に利用できるよう、普段から保守点検活動等を通じて準備し、それらの情報及び手順書を用いた事故時対応訓練を行う方針である。 以上のとおり、本項目は、重大事故等に対処する要員に対して、教育及び訓練を実施する方針であることを示す内容であるため、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
	1.0.1 重大事故等への対応に係る基本的な考え方／1.0.2 共通事項 (4)手順書の整備、訓練の実施及び体制の整備 c. 体制の整備 (a) 役割分担及び責任者の明確化	無	C	役割分担及び責任者の明確化については、以下の方針に従い実施する。 ・ 重大事故等対策を実施する実施組織及びその支援組織の役割分担、責任者等を定め、効果的な重大事故等対策を実施し得る体制を整備する。 ・ 通常時の発電所体制下での運転、日常保守点検活動等の実施経験が発電所対策本部での事故対応、復旧活動に活かす、組織が効果的に重大事故等対策を実施できるよう、専門性及び経験を考慮した上で機能班の構成を行う。 ・ 各班の役割分担、責任者である班長を定め、指揮命令系統を明確にし、効果的な重大事故等対策を実施し得る体制を整備する。 本項目は、発電所対策本部における実施組織及び支援組織の役割分担及び責任者の明確化等、体制の整備に係る内容であるため、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
	1.0.1 重大事故等への対応に係る基本的な考え方／1.0.2 共通事項 (4)手順書の整備、訓練の実施及び体制の整備 c. 体制の整備 (b) 実施組織の構成	無	C	実施組織は、運転班(運転員を含む。)、電気工作班、機械工作班及び土木建築工作班により構成し、必要な役割分担を行い重大事故等対策を円滑に実施できる体制を整備する。 以上のとおり、本項目は、重大事故等対策を実施する実施組織の構成について、必要な役割分担を行い重大事故等対策が円滑に実施できる体制を整備する方針に係る内容のため、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
	1.0.1 重大事故等への対応に係る基本的な考え方／1.0.2 共通事項 (4)手順書の整備、訓練の実施及び体制の整備 c. 体制の整備 (c) 複数号炉の同時被災への対応	有	D	屋外配備している可搬型設備を保管場所から使用箇所まで運搬する経路が変更となる。 上記の影響については、海側線形を変更することなく可搬型設備を用いた作業が成立する見通しであることを確認した。見直し確認の内容については、資料2-1-1のp.38⑤に示している。		有

条文	基準への適合方針として整備している設計方針等	影響の有無	分類	影響なしの理由 又は 影響の内容	設置許可本文、添付の変更	まとめ資料の変更
	1.0.1 重大事故等への対応に係る基本的な考え方/1.0.2 共通事項 (4)手順書の整備、訓練の実施及び体制の整備 c. 体制の整備 (d) 支援組織の構成	無	C	発電所対策本部に支援組織として、実施組織に対して技術的助言を行う技術支援組織、実施組織が重大事故等対策に専念できる環境を整える運営支援組織を設ける方針である。 以上のとおり、本項目は、支援組織の構成を示す内容のため、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
	1.0.1 重大事故等への対応に係る基本的な考え方/1.0.2 共通事項 (4)手順書の整備、訓練の実施及び体制の整備 c. 体制の整備 (e) 対策本部の設置及び要員の招集	有	D	構内入構ルートは要員の参集に関連するため、これら成立性について確認する必要がある。 上記の影響については、海側線形を変更することなく要員の参集が成立する見通しであることを確認した。見直し確認の内容については、資料2-1-1のp.40 ⑦に示している。	本文 添十	有
	1.0.1 重大事故等への対応に係る基本的な考え方/1.0.2 共通事項 (4)手順書の整備、訓練の実施及び体制の整備 c. 体制の整備 (f) 各班の役割分担及び責任者の明確化	無	C	発電所における重大事故等対策の実施組織及び支援組織の各班並びに運転員の機能を明確にするとともに、責任者として班長を、運転員の責任者として発電課長(当直)を配置する方針である。 以上のとおり、本項目は、発電所対策本部における各班の役割分担及び責任者の明確化に係る内容であるため、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
	1.0.1 重大事故等への対応に係る基本的な考え方/1.0.2 共通事項 (4)手順書の整備、訓練の実施及び体制の整備 c. 体制の整備 (g) 指揮命令系統及び代行者の明確化	無	C	発電所対策本部における指揮命令系統を明確にするとともに、指揮者である発電所対策本部長の所長(原子力防災管理者)が欠けた場合に備え、あらかじめ定めた順位に従い、副原子力防災管理者がその職務を代行する。また、班長及び発電課長(当直)が欠けた場合に備え、代行者と代行順位をあらかじめ明確にする方針である。 以上のとおり、本項目は、発電所対策本部における指揮命令系統及び代行者の明確化に係る事項であり、防潮堤の設計方針に影響はない。		
	1.0.1 重大事故等への対応に係る基本的な考え方/1.0.2 共通事項 (4)手順書の整備、訓練の実施及び体制の整備 c. 体制の整備 (h) 実効的に活動するための設備等の整備	無	C	実効的に活動するための設備等の整備について、以下の方針に従い実施する。 ・実施組織及び支援組織が定められた役割を遂行するため、発電所内外に通信連絡を行い関係箇所と連携を図るための統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備等(テレビ会議システムを含む。)を備えた緊急時対策所を整備する。 ・中央制御室、緊急時対策所及び現場との連携を図るため、携行型通話装置等を整備する。 以上のとおり、本項目は、実施組織及び支援組織が実効的に活動するための設備等を整備する方針であることを示す内容であるため、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
	1.0.1 重大事故等への対応に係る基本的な考え方/1.0.2 共通事項 (4)手順書の整備、訓練の実施及び体制の整備 c. 体制の整備 (i) 発電所内外への情報提供	無	C	支援組織は、原子炉施設の状態及び重大事故等対策の実施状況について、原子力施設事態即応センターに設置する本店対策本部等の発電所内外の組織への通報及び連絡を実施できるように衛星電話設備、衛星携帯電話及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備等を配備し、広く情報提供を行うことができる体制を整備する方針である。 以上のとおり、本項目は、発電所内外へ広く情報提供を行うことができる体制を整備する方針であることを示す内容であるため、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
	1.0.1 重大事故等への対応に係る基本的な考え方/1.0.2 共通事項 (4)手順書の整備、訓練の実施及び体制の整備 c. 体制の整備 (j) 外部からの支援体制の整備	無	C	外部からの支援体制の整備について、以下の方針に従い実施する。 ・発電所外部からの支援を受けることができるよう、本店における原子力防災体制を発令した場合に、速やかに原子力施設事態即応センターに本店対策本部を設置する等の体制を整備する。 ・社長を本部長とする本店対策本部は、原子力部門のみではなく他部門も含めた全社体制により発電所対策本部の支援を行う。 ・本店対策本部は、発電所対策本部が事故対応に専念できるよう、本店対策本部の設置・運営、社内外の情報収集及び関係箇所への連絡、事故状況の把握及び事故拡大防止のための運転措置の支援、復旧対策の支援を行う部門、電力系統運用設備の被害復旧状況の集約、電力系統の復旧及び供給対策等を行う部門、資機材及び食料の調達・輸送等を行う部門、地域対応及びプレス対応等を行う部門、原子力規制庁緊急時対応センターへの派遣、官庁対応等を行う部門で構成する。 ・本店対策本部は、原子力事業所災害対策支援拠点の設置を行うこと、他の原子力事業者及び原子力緊急事態支援組織からの技術的な支援が受けられる体制を整備する。 以上のとおり、本項目は、発電所外部からの支援を受けることができるよう本店対策本部を設置する等の体制を整備する方針であることを示す内容であるため、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		

条文	基準への適合方針として整備している設計方針等	影響の有無	分類	影響なしの理由 又は 影響の内容	設置許可本文、添付の変更	まとめ資料の変更
	1.0.1 重大事故等への対応に係る基本的な考え方／1.0.2 共通事項 (4)手順書の整備, 訓練の実施及び体制の整備 c. 体制の整備 (k) 事故後の中長期的な対応に備えた体制の整備	無	C	事故後の中長期的な対応に備えた体制の整備について、以下の方針に従い実施する。 ・重大事故等発生後の中長期的な対応が必要となる場合に備えて、本店対策本部が中心となって社内外の関係各所と連携し、適切かつ効果的な対応を検討できる体制を整備する。 ・機能喪失した設備の復旧を実施するための放射線量低減、放射性物質を含んだ汚染水が発生した際の汚染水の処理等の事態収束活動を円滑に実施するため、平時から必要な対応を検討できる協力活動体制を継続して構築する。 以上のとおり、本項目は、事故後の中長期的な対応に備えた体制の整備方針に係る内容であるため、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
	1.0.1 重大事故等への対応に係る基本的な考え方／1.0.2 共通事項 (4)手順書の整備, 訓練の実施及び体制の整備 c. 体制の整備 (l) 有毒ガス発生時の防護措置に係る体制の整備	有	D	・防潮堤の再構築により、屋内外の薬品タンク等の配置、敷地内可動源に対する防護措置方針に変更はなく、防潮堤の設計は本条文の設計・評価条件等にかわりはない。 ・ただし、構内入構ルートは有毒ガスの敷地内可動源輸送ルートに関連する。このため、防潮堤の再構築に伴う影響として、敷地内可動源からの有毒ガス発生時の防護措置について影響を確認する必要がある。上記の影響については、海側線形を変更することなく有毒ガス防護措置が成立する見通しであることを確認した。見直し確認の内容については、資料2-1-1のp.38④に示している。		

条文	設計方針など（設計方針、運用、対策、手順など）	影響の有無	技術的能力	設置許可基準	影響なしの理由 又は 影響の内容	設置許可本文、添付の変更	まとめ資料の変更
			分類	分類			
技術的能力1.1	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための手順等						
設置許可基準44条	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備						
1.1.2.1	フロントライン系機能喪失時の手順等						
	-1 手動による原子炉緊急停止	無	A	A	屋内で対応する手順であり、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
	-2 原子炉出力抑制（自動）	無	A	A			
	-3 原子炉出力抑制（手動）	無	A	A			
	-4 ほう酸水注入	無	A	A			
	-5 その他の手順項目にて考慮する手順	無	—	—	他条文で整備する手順のリンク先を整理した内容であり、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
	-6 優先順位	無	—	—	各対応手順の優先順位に関する内容であり、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
技術的能力1.2	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等						
設置許可基準45条	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備						
1.2.2.1	フロントライン系機能喪失時の手順等						
	-1 1次系のフィードアンドブリード	無	A	A	屋内で対応する手順であり、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
	-2 蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水）						
	a. 電動主給水ポンプによる蒸気発生器への注水	無	A	—	屋内で対応する手順であり、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
	b. SG直接給水用高圧ポンプによる蒸気発生器への注水	無	A	—			
	c. 海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水	有	D	—	屋外配備している可搬型設備を保管場所から使用箇所まで運搬する経路が変更となる。上記の影響については、海側線形を変更することなく可搬型設備を用いた作業が成立する見通しであることを確認した。見直し確認の内容については資料2-1-1のp.38⑤に示している。		
	d. 代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水	有	D	—			
	e. 原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水	有	D	—			有
	-3 蒸気発生器2次側による炉心冷却（蒸気放出）						
	a. タービンバイパス弁による蒸気放出	無	A	—	屋内で対応する手順であり、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
	-4 その他の手順項目にて考慮する手順	無	—	—	他条文で整備する手順のリンク先を整理した内容であり、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
	-5 優先順位	無	—	—	各対応手順の優先順位に関する内容であり、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
1.2.2.2	サポート系機能喪失時の手順等						
	-1 補助給水ポンプの機能回復						
	a. タービン動補助給水ポンプ（現場手動操作）及びタービン動補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁（現場手動操作）によるタービン動補助給水ポンプの機能回復	無	A	A	屋内で対応する手順であり、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
	b. 代替非常用発電機による電動補助給水ポンプの機能回復	無	A	A			
	-2 主蒸気逃がし弁の機能回復						
	a. 主蒸気逃がし弁（現場手動操作）による主蒸気逃がし弁の機能回復	無	A	A	屋内で対応する手順であり、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
	b. 主蒸気逃がし弁操作用可搬型空気ポンプによる主蒸気逃がし弁の機能回復	無	A	—			
	c. 可搬型大型送水ポンプ車を用いたA-制御用空気圧縮機（海水冷却）による主蒸気逃がし弁の機能回復	有	D	—		屋外配備している可搬型設備を保管場所から使用箇所まで運搬する経路が変更となる。上記の影響については、海側線形を変更することなく可搬型設備を用いた作業が成立する見通しであることを確認した。見直し確認の内容については資料2-1-1のp.38⑤に示している。	
	-3 その他の手順項目にて考慮する手順	無	—	—	他条文で整備する手順のリンク先を整理した内容であり、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
	-4 優先順位	無	—	—	各対応手順の優先順位に関する内容であり、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
1.2.2.3	復旧に係る手順等	無	—	—	電動補助給水ポンプに代替交流電源を接続し、起動及び十分な期間の運転を継続するための手順等を整備する方針を示した内容であり、整備する手順毎の防潮堤の再構築に伴う影響については、それぞれの個別条文及び審査項目にて整理していることから対象外。		
1.2.2.4	監視及び制御						
	-1 加圧器水位及び蒸気発生器水位の監視又は推定	無	A	A	屋内で対応する手順であり、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
	-2 補助給水ポンプの作動状況確認	無	A	A			
	-3 加圧器水位（原子炉水位）の制御	無	A	A			
	-4 蒸気発生器水位の制御	無	A	A			
	-5 その他の手順項目にて考慮する手順	無	—	—		他条文で整備する手順のリンク先を整理した内容であり、防潮堤の再構築に伴う影響はない。	

条文	設計方針など（設計方針、運用、対策、手順など）	影響の有無	技術的能力	設置許可基準	影響なしの理由 又は 影響の内容	設置許可本文、 添付の変更	まとめ資料の 変更
			分類	分類			
技術的能力1.3	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等						
設置許可基準46条	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備						
1.3.2.1	フロントライン系機能喪失時の手順等						
-1	1次系のフィードアンドブリード	無	A	A	屋内で対応する手順であり、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
-2	蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水）						
a.	電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水	無	A	A	屋内で対応する手順であり、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
b.	電動主給水ポンプによる蒸気発生器への注水	無	A	—			
c.	SG直接給水用高圧ポンプによる蒸気発生器への注水	無	A	—			
d.	海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水	有	D	—		屋外配備している可搬型設備を保管場所から使用箇所まで運搬する経路が変更となる。	
e.	代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水	有	D	—	上記の影響については、海側線形を変更することなく可搬型設備を用いた作業が成立する見通しであることを確認した。見直し確認の内容については資料2-1-1のp.38⑤に示している。		
f.	原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水	有	D	—			
-3	蒸気発生器2次側による炉心冷却（蒸気放出）						
a.	主蒸気逃がし弁による蒸気放出	無	A	A	屋内で対応する手順であり、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
b.	タービンバイパス弁による蒸気放出	無	A	—			
-4	加圧器補助スプレイ弁による減圧	無	A	—			
-5	その他の手順項目にて考慮する手順	無	—	—		他条文で整備する手順のリンク先を整理した内容であり、防潮堤の再構築に伴う影響はない。	
-6	優先順位	無	—	—	各対応手順の優先順位に関する内容であり、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
1.3.2.2	サポート系機能喪失時の手順等						
-1	補助給水ポンプの機能回復						
a.	タービン動補助給水ポンプ（現場手動操作）及びタービン動補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁（現場手動操作）によるタービン動補助給水ポンプの機能回復	無	A	A	屋内で対応する手順であり、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
b.	代替非常用発電機による電動補助給水ポンプの機能回復	無	A	A			
-2	主蒸気逃がし弁の機能回復						
a.	主蒸気逃がし弁（現場手動操作）による主蒸気逃がし弁の機能回復	無	A	A	屋内で対応する手順であり、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
b.	主蒸気逃がし弁操作用可搬型空気ポンプによる主蒸気逃がし弁の機能回復	無	A	—			
c.	可搬型大型送水ポンプ車を用いたA-制御用空気圧縮機（海水冷却）による主蒸気逃がし弁の機能回復	有	D	—	屋外配備している可搬型設備を保管場所から使用箇所まで運搬する経路が変更となる。 上記の影響については、海側線形を変更することなく可搬型設備を用いた作業が成立する見通しであることを確認した。見直し確認の内容については資料2-1-1のp.38⑤に示している。		
-3	加圧器逃がし弁の機能回復						
a.	加圧器逃がし弁操作用可搬型窒素ガスポンプによる加圧器逃がし弁の機能回復	無	A	A	屋内で対応する手順であり、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
b.	加圧器逃がし弁操作用バッテリーによる加圧器逃がし弁の機能回復	無	A	A			
c.	可搬型大型送水ポンプ車を用いたA-制御用空気圧縮機（海水冷却）による加圧器逃がし弁の機能回復	有	D	—	屋外配備している可搬型設備を保管場所から使用箇所まで運搬する経路が変更となる。 上記の影響については、海側線形を変更することなく可搬型設備を用いた作業が成立する見通しであることを確認した。見直し確認の内容については資料2-1-1のp.38⑤に示している。		
-4	その他の手順項目にて考慮する手順	無	—	—	他条文で整備する手順のリンク先を整理した内容であり、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
-5	優先順位	無	—	—	各対応手順の優先順位に関する内容であり、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
1.3.3	復旧に係る手順等	無	—	—	常設直流電源喪失時においても、減圧用の弁である加圧器逃がし弁及び主蒸気逃がし弁を作動させるための手順等を整備する方針について示した内容であり、整備する手順毎の防潮堤の再構築に伴う影響については、それぞれの個別条文及び審査項目にて整理していることから対象外。		
1.3.4	炉心損傷時における高圧溶融物放出及び格納容器雰囲気直接加熱を防止する手順	無	A	A			
1.3.5	蒸気発生器伝熱管破損発生時減圧継続の手順	無	A	A	屋内で対応する手順であり、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
1.3.6	インターフェイスシステムLOCA発生時の手順	無	A	A			

条文	設計方針など（設計方針、運用、対策、手順など）	影響の有無	技術的能力	設置許可基準	影響なしの理由 又は 影響の内容	設置許可本文、添付の変更	まとめ資料の変更
			分類	分類			
技術的能力1.4	原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等						
設置許可基準47条	原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備						
1.4.2.1	1次冷却材喪失事象が発生している場合						
	-1 フロントライン系機能喪失時の手順等						
	a. 炉心注水						
	(a) 充てんポンプによる炉心注水	無	A	A	屋内で対応する手順であり、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
	b. 代替炉心注水						
	(a) B-格納容器スプレイポンプ（RHRS-CSS連絡ライン使用）による代替炉心注水	無	A	A	屋内で対応する手順であり、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
	(b) 代替格納容器スプレイポンプによる代替炉心注水	無	A	A			
	(c) 電動機駆動消火ポンプ又はディーゼル駆動消火ポンプによる代替炉心注水	無	A	—			
	(d) 海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による代替炉心注水	有	D	B	屋外配備している可搬型設備を保管場所から使用箇所まで運搬する経路が変更となる。上記の影響については、海側線形を変更することなく可搬型設備を用いた作業が成立する見通しであることを確認した。見直し確認の内容については資料2-1-1のp.38⑤に示している。		屋外図面の貼替のみ
	(e) 代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による代替炉心注水	有	D	—			
	(f) 原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による代替炉心注水	有	D	—			屋外図面の貼替のみ
	c. 再循環運転						
	(a) 高圧注入ポンプによる高圧再循環運転	無	A	A	屋内で対応する手順であり、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
	d. 代替再循環運転						
	(a) B-格納容器スプレイポンプ（RHRS-CSS連絡ライン使用）による代替再循環運転	無	A	A	屋内で対応する手順であり、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
	(b) 格納容器再循環サンプスクリーン閉塞の兆候が見られた場合の手順	有	D	B	屋外配備している可搬型設備を保管場所から使用箇所まで運搬する経路が変更となる。上記の影響については、海側線形を変更することなく可搬型設備を用いた作業が成立する見通しであることを確認した。見直し確認の内容については資料2-1-1のp.38⑤に示している。		屋外図面の貼替のみ
	e. その他の手順項目にて考慮する手順	無	—	—	他条文で整備する手順のリンク先を整理した内容であり、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
	f. 優先順位	無	—	—	各対応手順の優先順位に関する内容であり、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
	-2 サポート系機能喪失時の手順等						
	a. 代替炉心注水						
	(a) 代替格納容器スプレイポンプによる代替炉心注水	無	A	A	屋内で対応する手順であり、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
	(b) B-充てんポンプ（自己冷却）による代替炉心注水	無	A	A			
	(c) B-格納容器スプレイポンプ（自己冷却）（RHRS-CSS連絡ライン使用）による代替炉心注水	無	A	—			
	(d) ディーゼル駆動消火ポンプ又は電動機駆動消火ポンプによる代替炉心注水	無	A	—	屋外配備している可搬型設備を保管場所から使用箇所まで運搬する経路が変更となる。上記の影響については、海側線形を変更することなく可搬型設備を用いた作業が成立する見通しであることを確認した。見直し確認の内容については資料2-1-1のp.38⑤に示している。		屋外図面の貼替のみ
	(e) 海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による代替炉心注水	有	D	B			
	(f) 代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による代替炉心注水	有	D	—			
	(g) 原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による代替炉心注水	有	D	—			
	b. 代替再循環運転						
	(a) 全交流動力電源喪失と1次冷却材喪失事象が同時に発生した場合						
	i. A-高圧注入ポンプ（海水冷却）による高圧代替再循環運転	有	D	B	屋外配備している可搬型設備を保管場所から使用箇所まで運搬する経路が変更となる。上記の影響については、海側線形を変更することなく可搬型設備を用いた作業が成立する見通しであることを確認した。見直し確認の内容については資料2-1-1のp.38⑤に示している。		屋外図面の貼替のみ
	(b) 1次冷却材喪失事象時における再循環運転時に原子炉補機冷却機能が喪失した場合						
	i. A-高圧注入ポンプ（海水冷却）による高圧代替再循環運転	有	D	B	屋外配備している可搬型設備を保管場所から使用箇所まで運搬する経路が変更となる。上記の影響については、海側線形を変更することなく可搬型設備を用いた作業が成立する見通しであることを確認した。見直し確認の内容については資料2-1-1のp.38⑤に示している。		屋外図面の貼替のみ
	c. 格納容器隔離弁の閉止	無	A	—	屋内で対応する手順であり、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
	d. その他の手順項目にて考慮する手順	無	—	—	他条文で整備する手順のリンク先を整理した内容であり、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
	e. 優先順位	無	—	—	各対応手順の優先順位に関する内容であり、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		

条文	設計方針など（設計方針、運用、対策、手順など）	影響の有無	技術的能力	設置許可基準	影響なしの理由 又は 影響の内容	設置許可本文、添付の変更	まとめ資料の変更
			分類	分類			
-3	溶融デブリが原子炉容器に残存する場合の冷却手順等	無	—	—	溶融デブリが原子炉容器に残存する場合に原子炉格納容器へのスプレイによる残存溶融デブリの冷却（原子炉格納容器水張り）手順を整備する方針を示した内容であり、整備する手順毎の防潮堤の再構築に伴う影響については、それぞれの個別条文及び審査項目にて整理していることから対象外。		
1.4.2.2	1次冷却材喪失事象が発生していない場合						
-1	フロントライン系機能喪失時の手順等						
a.	蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水）						
(a)	電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水	無	A	A	屋内で対応する手順であり、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
(b)	電動主給水ポンプによる蒸気発生器への注水	無	A	—			
(c)	SG直接給水用高圧ポンプによる蒸気発生器への注水	無	A	—			
(d)	海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水	有	D	—	屋外配備している可搬型設備を保管場所から使用箇所まで運搬する経路が変更となる。		
(e)	代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水	有	D	—	上記の影響については、海側線形を変更することなく可搬型設備を用いた作業が成立する見通しであることを確認した。見直し確認の内容については資料2-1-1のp.38⑤に示している。		
(f)	原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水	有	D	—			
b.	蒸気発生器2次側による炉心冷却（蒸気放出）						
(a)	主蒸気逃がし弁による蒸気放出	無	A	A	屋内で対応する手順であり、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
(b)	タービンバイパス弁による蒸気放出	無	A	—			
c.	蒸気発生器2次側のフィードアンドブリード	有	D	—	屋外配備している可搬型設備を保管場所から使用箇所まで運搬する経路が変更となる。上記の影響については、海側線形を変更することなく可搬型設備を用いた作業が成立する見通しであることを確認した。見直し確認の内容については資料2-1-1のp.38⑤に示している。		
-2	サポート系機能喪失時の手順等						
a.	蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水）						
(a)	タービン動補助給水ポンプ又は電動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水	無	A	A	屋内で対応する手順であり、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
(b)	SG直接給水用高圧ポンプによる蒸気発生器への注水	無	A	—			
(c)	海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水	有	D	—		屋外配備している可搬型設備を保管場所から使用箇所まで運搬する経路が変更となる。	
(d)	代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水	有	D	—	上記の影響については、海側線形を変更することなく可搬型設備を用いた作業が成立する見通しであることを確認した。見直し確認の内容については資料2-1-1のp.38⑤に示している。		
(e)	原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水	有	D	—			
b.	蒸気発生器2次側による炉心冷却（蒸気放出）						
(a)	主蒸気逃がし弁（現場手動操作）による蒸気放出	無	A	A	屋内で対応する手順であり、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
c.	蒸気発生器2次側のフィードアンドブリード	有	D	—	屋外配備している可搬型設備を保管場所から使用箇所まで運搬する経路が変更となる。上記の影響については、海側線形を変更することなく可搬型設備を用いた作業が成立する見通しであることを確認した。見直し確認の内容については資料2-1-1のp.38⑤に示している。		
-3	その他の手順項目にて考慮する手順	無	—	—	他条文で整備する手順のリンク先を整理した内容であり、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
-4	優先順位	無	—	—	各対応手順の優先順位に関する内容であり、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
1.4.2.3	運転停止中の場合						
-1	フロントライン系機能喪失時の手順等						
a.	炉心注水						
(a)	充てんポンプによる炉心注水	無	A	A	屋内で対応する手順であり、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
(b)	高圧注入ポンプによる炉心注水	無	A	A			
b.	代替炉心注水						
(a)	燃料取替用水ピットからの重力注水による代替炉心注水	無	A	—	屋内で対応する手順であり、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
(b)	B-格納容器スプレイポンプ（RHRS-CSS連絡ライン使用）による代替炉心注水	無	A	A			
(c)	代替格納容器スプレイポンプによる代替炉心注水	無	A	A			
(d)	電動機駆動消火ポンプ又はディーゼル駆動消火ポンプによる代替炉心注水	無	A	—			
(e)	海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による代替炉心注水	有	D	B	屋外配備している可搬型設備を保管場所から使用箇所まで運搬する経路が変更となる。		屋外図面の貼替のみ
(f)	代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による代替炉心注水	有	D	—	上記の影響については、海側線形を変更することなく可搬型設備を用いた作業が成立する見通しであることを確認した。見直し確認の内容については資料2-1-1のp.38⑤に示している。		
(g)	原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による代替炉心注水	有	D	—			有
c.	再循環運転						
(a)	高圧注入ポンプによる高圧再循環運転	無	A	A	屋内で対応する手順であり、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
d.	代替再循環運転						
(a)	B-格納容器スプレイポンプ（RHRS-CSS連絡ライン使用）による代替再循環運転	無	A	A	屋内で対応する手順であり、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		

条文	設計方針など（設計方針、運用、対策、手順など）	影響の有無	技術的能力	設置許可基準	影響なしの理由 又は 影響の内容	設置許可本文、 添付の変更	まとめ資料の 変更
			分類	分類			
e.	蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水）						
(a)	電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水	無	A	A	屋内で対応する手順であり、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
(b)	電動主給水ポンプによる蒸気発生器への注水	無	A	—			
(c)	SG直接給水用高圧ポンプによる蒸気発生器への注水	無	A	—			
(d)	海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水	有	D	—		屋外配備している可搬型設備を保管場所から使用箇所まで運搬する経路が変更となる。	
(e)	代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水	有	D	—		上記の影響については、海側線形を変更することなく可搬型設備を用いた作業が成立する見通しであることを確認した。見直し確認の内容については資料2-1-1のp.38⑤に示している。	
(f)	原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水	有	D	—			
f.	蒸気発生器2次側による炉心冷却（蒸気放出）						
(a)	主蒸気逃がし弁による蒸気放出	無	A	A	屋内で対応する手順であり、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
(b)	タービンバイパス弁による蒸気放出	無	A	—			
g.	蒸気発生器2次側のフィードアンドブリード	有	D	—	屋外配備している可搬型設備を保管場所から使用箇所まで運搬する経路が変更となる。上記の影響については、海側線形を変更することなく可搬型設備を用いた作業が成立する見通しであることを確認した。見直し確認の内容については資料2-1-1のp.38⑤に示している。		
h.	その他の手順項目にて考慮する手順	無	—	—	他条文で整備する手順のリンク先を整理した内容であり、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
i.	優先順位	無	—	—			
-2	サポート系機能喪失時の手順等						
a.	代替炉心注水						
(a)	代替格納容器スプレイポンプによる代替炉心注水	無	A	A	屋内で対応する手順であり、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
(b)	燃料取替用水ピットからの重力注水による代替炉心注水	無	A	A			
(c)	B-充てんポンプ（自己冷却）による代替炉心注水	無	A	A			
(d)	B-格納容器スプレイポンプ（自己冷却）（RHRS-CSS連絡ライン使用）による代替炉心注水	無	A	—			
(e)	ディーゼル駆動消火ポンプ又は電動機駆動消火ポンプによる代替炉心注水	無	A	—			
(f)	海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による代替炉心注水	有	D	B	屋外配備している可搬型設備を保管場所から使用箇所まで運搬する経路が変更となる。		屋外図面の貼替のみ
(g)	代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による代替炉心注水	有	D	—	上記の影響については、海側線形を変更することなく可搬型設備を用いた作業が成立する見通しであることを確認した。見直し確認の内容については資料2-1-1のp.38⑤に示している。		
(h)	原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による代替炉心注水	有	D	—			有
b.	代替再循環運転						
(a)	運転停止中において全交流動力電源喪失が発生した場合						
i.	A-高圧注入ポンプ（海水冷却）による高圧代替再循環運転	有	D	B	屋外配備している可搬型設備を保管場所から使用箇所まで運搬する経路が変更となる。上記の影響については、海側線形を変更することなく可搬型設備を用いた作業が成立する見通しであることを確認した。見直し確認の内容については資料2-1-1のp.38⑤に示している。		屋外図面の貼替のみ
(b)	運転停止中において原子炉補機冷却機能が喪失した場合						
i.	A-高圧注入ポンプ（海水冷却）による高圧代替再循環運転	有	D	B	屋外配備している可搬型設備を保管場所から使用箇所まで運搬する経路が変更となる。上記の影響については、海側線形を変更することなく可搬型設備を用いた作業が成立する見通しであることを確認した。見直し確認の内容については資料2-1-1のp.38⑤に示している。		屋外図面の貼替のみ
c.	蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水）						
(a)	タービン動補助給水ポンプ又は電動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水	無	A	A	屋内で対応する手順であり、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
(b)	SG直接給水用高圧ポンプによる蒸気発生器への注水	無	A	—			
(c)	海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水	有	D	—		屋外配備している可搬型設備を保管場所から使用箇所まで運搬する経路が変更となる。	
(d)	代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水	有	D	—		上記の影響については、海側線形を変更することなく可搬型設備を用いた作業が成立する見通しであることを確認した。見直し確認の内容については資料2-1-1のp.38⑤に示している。	
(e)	原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水	有	D	—			
d.	蒸気発生器2次側による炉心冷却（蒸気放出）						
(a)	主蒸気逃がし弁（現場手動操作）による蒸気放出	無	A	A	屋内で対応する手順であり、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
e.	蒸気発生器2次側のフィードアンドブリード	有	D	—	屋外配備している可搬型設備を保管場所から使用箇所まで運搬する経路が変更となる。上記の影響については、海側線形を変更することなく可搬型設備を用いた作業が成立する見通しであることを確認した。見直し確認の内容については資料2-1-1のp.38⑤に示している。		
f.	その他の手順項目にて考慮する手順	無	—	—	他条文で整備する手順のリンク先を整理した内容であり、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
g.	優先順位	無	—	—			
-3	原子炉格納容器内の作業員を退避させる手順等	無	A	—	屋内で対応する手順であり、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		

条文	設計方針など（設計方針、運用、対策、手順など）	影響の有無	技術的能力	設置許可基準	影響なしの理由 又は 影響の内容	設置許可本文、添付の変更	まとめ資料の変更
			分類	分類			
1.4.2.4	復旧に係る手順等	無	—	—	設計基準事故対処設備へ代替電源を接続し、起動及び十分な期間の運転を継続するための手順等を整備する方針を示した内容であり、整備する手順毎の防潮堤の再構築に伴う影響については、それぞれの個別条文及び審査項目にて整理していることから対象外。		
技術的能力1.5	最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等						
設置許可基準48条	最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備						
1.5.2.1	フロントライン系機能喪失時の手順等						
	-1 蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水）						
	a. 電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水	無	A	A			
	b. 電動主給水ポンプによる蒸気発生器への注水	無	A	—	屋内で対応する手順であり、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
	c. SG直接給水用高圧ポンプによる蒸気発生器への注水	無	A	—			
	d. 海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水	有	D	—	屋外配備している可搬型設備を保管場所から使用箇所まで運搬する経路が変更となる。		
	e. 代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水	有	D	—	上記の影響については、海側線形を変更することなく可搬型設備を用いた作業が成立する見通しであることを確認した。見直し確認の内容については資料2-1-1のp.38⑤に示している。		
	f. 原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水	有	D	—			
	-2 蒸気発生器2次側による炉心冷却（蒸気放出）						
	a. 所内用空気圧縮機による主蒸気逃がし弁の機能回復	無	A	—			
	b. タービンバイパス弁による蒸気放出	無	A	—	屋内で対応する手順であり、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
	c. 主蒸気逃がし弁（現場手動操作）による主蒸気逃がし弁の機能回復	無	A	A			
	d. 主蒸気逃がし弁操作用可搬型空気ポンプによる主蒸気逃がし弁の機能回復	無	A	—			
	e. 可搬型大型送水ポンプ車を用いたA-制御用空気圧縮機（海水冷却）による主蒸気逃がし弁の機能回復	有	D	—	屋外配備している可搬型設備を保管場所から使用箇所まで運搬する経路が変更となる。上記の影響については、海側線形を変更することなく可搬型設備を用いた作業が成立する見通しであることを確認した。見直し確認の内容については資料2-1-1のp.38⑤に示している。		
	-3 蒸気発生器2次側のフィードアンドブリード						
	a. 可搬型大型送水ポンプ車を用いた蒸気発生器2次側のフィードアンドブリード	有	D	—	屋外配備している可搬型設備を保管場所から使用箇所まで運搬する経路が変更となる。上記の影響については、海側線形を変更することなく可搬型設備を用いた作業が成立する見通しであることを確認した。見直し確認の内容については資料2-1-1のp.38⑤に示している。		
	-4 格納容器内自然対流冷却						
	a. 可搬型大型送水ポンプ車を用いたC、D-格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却	有	D	B	屋外配備している可搬型設備を保管場所から使用箇所まで運搬する経路が変更となる。上記の影響については、海側線形を変更することなく可搬型設備を用いた作業が成立する見通しであることを確認した。見直し確認の内容については資料2-1-1のp.38⑤に示している。		屋外面の貼替のみ
	-5 可搬型大型送水ポンプ車による代替補機冷却						
	a. 可搬型大型送水ポンプ車によるA-高圧注入ポンプ（海水冷却）への補機冷却水（海水）通水	有	D	B	屋外配備している可搬型設備を保管場所から使用箇所まで運搬する経路が変更となる。上記の影響については、海側線形を変更することなく可搬型設備を用いた作業が成立する見通しであることを確認した。見直し確認の内容については資料2-1-1のp.38⑤に示している。		屋外面の貼替のみ
	b. 可搬型大型送水ポンプ車によるA-制御用空気圧縮機（海水冷却）への補機冷却水（海水）通水	有	D	—	屋外配備している可搬型設備を保管場所から使用箇所まで運搬する経路が変更となる。上記の影響については、海側線形を変更することなく可搬型設備を用いた作業が成立する見通しであることを確認した。見直し確認の内容については資料2-1-1のp.38⑤に示している。		
	-6 可搬型大容量海水送水ポンプ車による代替補機冷却						
	a. 補機冷却水（可搬型大容量海水送水ポンプ車冷却）による余熱除去ポンプを用いた代替炉心冷却	有	D	—	屋外配備している可搬型設備を保管場所から使用箇所まで運搬する経路が変更となる。上記の影響については、海側線形を変更することなく可搬型設備を用いた作業が成立する見通しであることを確認した。見直し確認の内容については資料2-1-1のp.38⑤に示している。		
	-7 その他の手順項目にて考慮する手順	無	—	—	他条文で整備する手順のリンク先を整理した内容であり、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
	-8 優先順位	無	—	—	各対応手順の優先順位に関する内容であり、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
1.5.2.2	サポート系機能喪失時の手順等						
	-1 蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水）						
	a. タービン動補助給水ポンプ又は電動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水	無	A	A			
	b. SG直接給水用高圧ポンプによる蒸気発生器への注水	無	A	—	屋内で対応する手順であり、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
	c. 海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水	有	D	—	屋外配備している可搬型設備を保管場所から使用箇所まで運搬する経路が変更となる。		
	d. 代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水	有	D	—	上記の影響については、海側線形を変更することなく可搬型設備を用いた作業が成立する見通しであることを確認した。見直し確認の内容については資料2-1-1のp.38⑤に示している。		
	e. 原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水	有	D	—			

条文	設計方針など（設計方針、運用、対策、手順など）	影響の有無	技術的能力	設置許可基準	影響なしの理由 又は 影響の内容	設置許可本文、添付の変更	まとめ資料の変更
			分類	分類			
-2	蒸気発生器2次側による炉心冷却（蒸気放出）						
a.	主蒸気逃がし弁（現場手動操作）による主蒸気逃がし弁の機能回復	無	A	A	屋内で対応する手順であり、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
b.	主蒸気逃がし弁操作用可搬型空気ポンプによる主蒸気逃がし弁の機能回復	無	A	—			
c.	可搬型大型送水ポンプ車を用いたA-制御用空気圧縮機（海水冷却）による主蒸気逃がし弁の機能回復	有	D	—	屋外配備している可搬型設備を保管場所から使用箇所まで運搬する経路が変更となる。上記の影響については、海側線形を変更することなく可搬型設備を用いた作業が成立する見通しであることを確認した。見直し確認の内容については資料2-1-1のp.38⑤に示している。		
-3	蒸気発生器2次側のフィードアンドブリード						
a.	可搬型大型送水ポンプ車を用いた蒸気発生器2次側のフィードアンドブリード	有	D	—	屋外配備している可搬型設備を保管場所から使用箇所まで運搬する経路が変更となる。上記の影響については、海側線形を変更することなく可搬型設備を用いた作業が成立する見通しであることを確認した。見直し確認の内容については資料2-1-1のp.38⑤に示している。		
-4	格納容器内自然対流冷却						
a.	可搬型大型送水ポンプ車を用いたC、D-格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却	有	D	B	屋外配備している可搬型設備を保管場所から使用箇所まで運搬する経路が変更となる。上記の影響については、海側線形を変更することなく可搬型設備を用いた作業が成立する見通しであることを確認した。見直し確認の内容については資料2-1-1のp.38⑤に示している。		屋外図面の貼替のみ
-5	可搬型大型送水ポンプ車による代替補機冷却						
a.	可搬型大型送水ポンプ車によるA-高圧注入ポンプ（海水冷却）への補機冷却水（海水）通水	有	D	B	屋外配備している可搬型設備を保管場所から使用箇所まで運搬する経路が変更となる。上記の影響については、海側線形を変更することなく可搬型設備を用いた作業が成立する見通しであることを確認した。見直し確認の内容については資料2-1-1のp.38⑤に示している。		屋外図面の貼替のみ
b.	可搬型大型送水ポンプ車によるA-制御用空気圧縮機（海水冷却）への補機冷却水（海水）通水	有	D	—			
-6	可搬型大容量海水送水ポンプ車による代替補機冷却						
a.	補機冷却水（可搬型大容量海水送水ポンプ車冷却）による余熱除去ポンプを用いた代替炉心冷却	有	D	—	屋外配備している可搬型設備を保管場所から使用箇所まで運搬する経路が変更となる。上記の影響については、海側線形を変更することなく可搬型設備を用いた作業が成立する見通しであることを確認した。見直し確認の内容については資料2-1-1のp.38⑤に示している。		
-7	その他の手順項目にて考慮する手順	無	—	—	他条文で整備する手順のリンク先を整理した内容であり、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
-8	優先順位	無	—	—	各対応手順の優先順位に関する内容であり、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
技術的能力1.6	原子炉格納容器内の冷却等のための手順等						
設置許可基準49条	原子炉格納容器内の冷却等のための設備						
1.6.2.1	炉心の著しい損傷防止のための格納容器内の冷却						
-1	フロントライン系機能喪失時の手順等						
a.	格納容器内自然対流冷却						
(a)	C、D-格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却	無	A	A	屋内で対応する手順であり、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
b.	代替格納容器スプレイ						
(a)	代替格納容器スプレイポンプによる代替格納容器スプレイ	無	A	A	屋内で対応する手順であり、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
(b)	電動機駆動消火ポンプ又はディーゼル駆動消火ポンプによる代替格納容器スプレイ	無	A	—			
(c)	海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による代替格納容器スプレイ	有	D	—	屋外配備している可搬型設備を保管場所から使用箇所まで運搬する経路が変更となる。		
(d)	代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による代替格納容器スプレイ	有	D	—	上記の影響については、海側線形を変更することなく可搬型設備を用いた作業が成立する見通しであることを確認した。見直し確認の内容については資料2-1-1のp.38⑤に示している。		有
(e)	原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による代替格納容器スプレイ	有	D	—			
c.	その他の手順項目にて考慮する手順	無	—	—	他条文で整備する手順のリンク先を整理した内容であり、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
d.	優先順位	無	—	—	各対応手順の優先順位に関する内容であり、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
-2	サポート系機能喪失時の手順等						
a.	代替格納容器スプレイ						
(a)	代替格納容器スプレイポンプによる代替格納容器スプレイ	無	A	A	屋内で対応する手順であり、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
(b)	B-格納容器スプレイポンプ（自己冷却）による代替格納容器スプレイ	無	A	—			
(c)	ディーゼル駆動消火ポンプによる代替格納容器スプレイ	無	A	—			
(d)	海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による代替格納容器スプレイ	有	D	—	屋外配備している可搬型設備を保管場所から使用箇所まで運搬する経路が変更となる。		
(e)	代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による代替格納容器スプレイ	有	D	—	上記の影響については、海側線形を変更することなく可搬型設備を用いた作業が成立する見通しであることを確認した。見直し確認の内容については資料2-1-1のp.38⑤に示している。		有
(f)	原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による代替格納容器スプレイ	有	D	—			
b.	格納容器内自然対流冷却						
(a)	可搬型大型送水ポンプ車を用いたC、D-格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却	有	D	B	屋外配備している可搬型設備を保管場所から使用箇所まで運搬する経路が変更となる。上記の影響については、海側線形を変更することなく可搬型設備を用いた作業が成立する見通しであることを確認した。見直し確認の内容については資料2-1-1のp.38⑤に示している。		屋外図面の貼替のみ

条文	設計方針など（設計方針、運用、対策、手順など）	影響の有無	技術的能力	設置許可基準	影響なしの理由 又は 影響の内容	設置許可本文、 添付の変更	まとめ資料の 変更
			分類	分類			
	c. その他の手順項目にて考慮する手順	無	—	—	他条文で整備する手順のリンク先を整理した内容であり、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
	d. 優先順位	無	—	—	各対応手順の優先順位に関する内容であり、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
1.6.2.2	格納容器破損を防止するための格納容器内冷却の手順等						
	-1 フロントライン系機能喪失時の手順等						
	a. 格納容器内自然対流冷却						
	(a) C、D - 格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却	無	A	A	屋内で対応する手順であり、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
	b. 代替格納容器スプレイ						
	(a) 代替格納容器スプレイポンプによる代替格納容器スプレイ	無	A	A	屋内で対応する手順であり、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
	(b) 電動機駆動消火ポンプ又はディーゼル駆動消火ポンプによる代替格納容器スプレイ	無	A	—			
	(c) 海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による代替格納容器スプレイ	有	D	—		屋外配備している可搬型設備を保管場所から使用箇所まで運搬する経路が変更となる。	
	(d) 代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による代替格納容器スプレイ	有	D	—		上記の影響については、海側線形を変更することなく可搬型設備を用いた作業が成立する見通しであることを確認した。見直し確認の内容については資料2-1-1のp.38 ⑤に示している。	有
	(e) 原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による代替格納容器スプレイ	有	D	—		上記の影響については、海側線形を変更することなく可搬型設備を用いた作業が成立する見通しであることを確認した。見直し確認の内容については資料2-1-1のp.38 ⑤に示している。	有
	c. その他の手順項目にて考慮する手順	無	—	—	他条文で整備する手順のリンク先を整理した内容であり、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
	d. 優先順位	無	—	—	各対応手順の優先順位に関する内容であり、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
	-2 サポート系機能喪失時の手順等						
	a. 代替格納容器スプレイ						
	(a) 代替格納容器スプレイポンプによる代替格納容器スプレイ	無	A	A	屋内で対応する手順であり、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
	(b) B - 格納容器スプレイポンプ（自己冷却）による代替格納容器スプレイ	無	A	—			
	(c) ディーゼル駆動消火ポンプによる代替格納容器スプレイ	無	A	—			
	(d) 海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による代替格納容器スプレイ	有	D	—		屋外配備している可搬型設備を保管場所から使用箇所まで運搬する経路が変更となる。	
	(e) 代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による代替格納容器スプレイ	有	D	—		上記の影響については、海側線形を変更することなく可搬型設備を用いた作業が成立する見通しであることを確認した。見直し確認の内容については資料2-1-1のp.38 ⑤に示している。	有
	(f) 原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による代替格納容器スプレイ	有	D	—		上記の影響については、海側線形を変更することなく可搬型設備を用いた作業が成立する見通しであることを確認した。見直し確認の内容については資料2-1-1のp.38 ⑤に示している。	有
	b. 格納容器内自然対流冷却						
	(a) 可搬型大型送水ポンプ車を用いたC、D - 格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却	有	D	B	屋外配備している可搬型設備を保管場所から使用箇所まで運搬する経路が変更となる。上記の影響については、海側線形を変更することなく可搬型設備を用いた作業が成立する見通しであることを確認した。見直し確認の内容については資料2-1-1のp.38 ⑤に示している。	屋外図面の貼替のみ	
	c. その他の手順項目にて考慮する手順	無	—	—	他条文で整備する手順のリンク先を整理した内容であり、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
	d. 優先順位	無	—	—	各対応手順の優先順位に関する内容であり、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
1.6.2.3	炉心及び格納容器内への注水時における格納容器内の水位及び注水量の管理	無	A	—	屋内で対応する手順であり、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
技術的能力1.7	原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等						
設置許可基準50条	原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備						
1.7.2.1	交流動力電源及び原子炉補機冷却機能健全時の手順等						
	-1 格納容器スプレイ						
	a. 格納容器スプレイポンプによる格納容器スプレイ	無	A	A	屋内で対応する手順であり、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
	-2 格納容器内自然対流冷却						
	a. C、D - 格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却	無	A	A	屋内で対応する手順であり、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
	-3 代替格納容器スプレイ						
	a. 代替格納容器スプレイポンプによる代替格納容器スプレイ	無	A	A	屋内で対応する手順であり、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
	b. 電動機駆動消火ポンプ又はディーゼル駆動消火ポンプによる代替格納容器スプレイ	無	A	—			
	c. 海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による代替格納容器スプレイ	有	D	—		屋外配備している可搬型設備を保管場所から使用箇所まで運搬する経路が変更となる。	
	d. 代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による代替格納容器スプレイ	有	D	—		上記の影響については、海側線形を変更することなく可搬型設備を用いた作業が成立する見通しであることを確認した。見直し確認の内容については資料2-1-1のp.38 ⑤に示している。	
	e. 原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による代替格納容器スプレイ	有	D	—		上記の影響については、海側線形を変更することなく可搬型設備を用いた作業が成立する見通しであることを確認した。見直し確認の内容については資料2-1-1のp.38 ⑤に示している。	
	-4 その他の手順項目にて考慮する手順	無	—	—	他条文で整備する手順のリンク先を整理した内容であり、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
	-5 優先順位	無	—	—	各対応手順の優先順位に関する内容であり、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		

条文	設計方針など（設計方針、運用、対策、手順など）	影響の有無	技術的能力	設置許可基準	影響なしの理由 又は 影響の内容	設置許可本文、 添付の変更	まとめ資料の 変更
			分類	分類			
1.7.2.2	全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能喪失時の手順等						
-1	格納容器内自然対流冷却						
a.	可搬型大型送水ポンプ車を用いたC、D-格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却	有	D	B	屋外配備している可搬型設備を保管場所から使用箇所まで運搬する経路が変更となる。上記の影響については、海側線形を変更することなく可搬型設備を用いた作業が成立する見通しであることを確認した。見直し確認の内容については資料2-1-1のp.38⑤に示している。		屋外面の貼替のみ
-2	代替格納容器スプレイ						
a.	代替格納容器スプレイポンプによる代替格納容器スプレイ	無	A	A	屋内で対応する手順であり、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
b.	B-格納容器スプレイポンプ（自己冷却）による代替格納容器スプレイ	無	A	—			
c.	ディーゼル駆動消火ポンプによる代替格納容器スプレイ	無	A	—			
d.	海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による代替格納容器スプレイ	有	D	—	屋外配備している可搬型設備を保管場所から使用箇所まで運搬する経路が変更となる。		
e.	代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による代替格納容器スプレイ	有	D	—	上記の影響については、海側線形を変更することなく可搬型設備を用いた作業が成立する見通しであることを確認した。見直し確認の内容については資料2-1-1のp.38⑤に示している。		
f.	原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による代替格納容器スプレイ	有	D	—	上記の影響については、海側線形を変更することなく可搬型設備を用いた作業が成立する見通しであることを確認した。見直し確認の内容については資料2-1-1のp.38⑤に示している。		
-3	その他の手順項目にて考慮する手順						
	その他の手順項目にて考慮する手順	無	—	—	他条文で整備する手順のリンク先を整理した内容であり、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
-4	優先順位						
	優先順位	無	—	—	各対応手順の優先順位に関する内容であり、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
技術的能力1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等							
設置許可基準51条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備							
1.8.2.1	格納容器下部に落下した溶融炉心の冷却手順等						
-1	交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場合の手順等						
a.	格納容器スプレイ						
(a)	格納容器スプレイポンプによる格納容器スプレイ	無	A	A	屋内で対応する手順であり、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
b.	代替格納容器スプレイ						
(a)	代替格納容器スプレイポンプによる代替格納容器スプレイ	無	A	A	屋内で対応する手順であり、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
(b)	電動機駆動消火ポンプ又はディーゼル駆動消火ポンプによる代替格納容器スプレイ	無	A	—			
(c)	海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による代替格納容器スプレイ	有	D	—		屋外配備している可搬型設備を保管場所から使用箇所まで運搬する経路が変更となる。	
(d)	代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による代替格納容器スプレイ	有	D	—	上記の影響については、海側線形を変更することなく可搬型設備を用いた作業が成立する見通しであることを確認した。見直し確認の内容については資料2-1-1のp.38⑤に示している。		
(e)	原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による代替格納容器スプレイ	有	D	—	上記の影響については、海側線形を変更することなく可搬型設備を用いた作業が成立する見通しであることを確認した。見直し確認の内容については資料2-1-1のp.38⑤に示している。		有
c.	その他の手順項目にて考慮する手順						
	その他の手順項目にて考慮する手順	無	—	—	他条文で整備する手順のリンク先を整理した内容であり、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
d.	優先順位						
	優先順位	無	—	—	各対応手順の優先順位に関する内容であり、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
-2	全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失時の手順等						
a.	代替格納容器スプレイ						
(a)	代替格納容器スプレイポンプによる代替格納容器スプレイ	無	A	A	屋内で対応する手順であり、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
(b)	B-格納容器スプレイポンプ（自己冷却）による代替格納容器スプレイ	無	A	—			
(c)	ディーゼル駆動消火ポンプによる代替格納容器スプレイ	無	A	—			
(d)	海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による代替格納容器スプレイ	有	D	—	屋外配備している可搬型設備を保管場所から使用箇所まで運搬する経路が変更となる。		
(e)	代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による代替格納容器スプレイ	有	D	—	上記の影響については、海側線形を変更することなく可搬型設備を用いた作業が成立する見通しであることを確認した。見直し確認の内容については資料2-1-1のp.38⑤に示している。		
(f)	原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による代替格納容器スプレイ	有	D	—	上記の影響については、海側線形を変更することなく可搬型設備を用いた作業が成立する見通しであることを確認した。見直し確認の内容については資料2-1-1のp.38⑤に示している。		有
b.	その他の手順項目にて考慮する手順						
	その他の手順項目にて考慮する手順	無	—	—	他条文で整備する手順のリンク先を整理した内容であり、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
c.	優先順位						
	優先順位	無	—	—	各対応手順の優先順位に関する内容であり、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		

条文	設計方針など（設計方針、運用、対策、手順など）	影響の有無	技術的能力	設置許可基準	影響なしの理由 又は 影響の内容	設置許可本文、添付の変更	まとめ資料の変更
			分類	分類			
1.8.2.2	溶融炉心の格納容器下部への落下遅延・防止の手順等						
	-1 交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場合の手順等						
	a. 炉心注水						
	(a) 高圧注入ポンプ又は余熱除去ポンプによる高圧又は低圧注入ラインを使用した炉心注水	無	A	A	屋内で対応する手順であり、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
	(b) 充てんポンプによる充てんラインを使用した炉心注水	無	A	A			
	b. 代替炉心注水						
	(a) B-格納容器スプレイポンプ（RHRS-CSS連絡ライン使用）による代替炉心注水	無	A	A	屋内で対応する手順であり、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
	(b) 代替格納容器スプレイポンプによる代替炉心注水	無	A	A			
	(c) 電動機駆動消火ポンプ又はディーゼル駆動消火ポンプによる代替炉心注水	無	A	—			
	(d) 海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による代替炉心注水	有	D	—	屋外配備している可搬型設備を保管場所から使用箇所まで運搬する経路が変更となる。		
	(e) 代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による代替炉心注水	有	D	—	上記の影響については、海側線形を変更することなく可搬型設備を用いた作業が成立する見通しであることを確認した。見通し確認の内容については資料2-1-1のp.38⑤に示している。		
	(f) 原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による代替炉心注水	有	D	—			
	c. その他の手順項目にて考慮する手順	無	—	—	他条文で整備する手順のリンク先を整理した内容であり、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
	d. 優先順位	無	—	—	各対応手順の優先順位に関する内容であり、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
	-2 全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失時の手順等						
	a. 代替炉心注水						
	(a) 代替格納容器スプレイポンプによる代替炉心注水	無	A	A	屋内で対応する手順であり、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
	(b) B-充てんポンプ（自己冷却）による代替炉心注水	無	A	A			
	(c) B-格納容器スプレイポンプ（自己冷却）（RHRS-CSS連絡ライン使用）による代替炉心注水	無	A	—			
	(d) ディーゼル駆動消火ポンプによる代替炉心注水	無	A	—			
	(e) 海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による代替炉心注水	有	D	—	屋外配備している可搬型設備を保管場所から使用箇所まで運搬する経路が変更となる。		
	(f) 代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による代替炉心注水	有	D	—	上記の影響については、海側線形を変更することなく可搬型設備を用いた作業が成立する見通しであることを確認した。見通し確認の内容については資料2-1-1のp.38⑤に示している。		
	(g) 原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による代替炉心注水	有	D	—			
	c. その他の手順項目にて考慮する手順	無	—	—	他条文で整備する手順のリンク先を整理した内容であり、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
	d. 優先順位	無	—	—	各対応手順の優先順位に関する内容であり、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
技術的能力1.9	水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等						
設置許可基準52条	水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備						
1.9.2.1	水素濃度低減のための手順等						
	-1 水素濃度低減						
	a. 原子炉格納容器内水素処理装置	無	A	A	屋内で対応する手順であり、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
	b. 格納容器水素イグナイタ	無	A	A			
	-2 水素濃度監視						
	a. 可搬型格納容器内水素濃度計測ユニット	有	D	B	屋外配備している可搬型設備を保管場所から使用箇所まで運搬する経路が変更となる。	屋外図面の貼替のみ	
	b. ガス分析計	有	D	—	上記の影響については、海側線形を変更することなく可搬型設備を用いた作業が成立する見通しであることを確認した。見通し確認の内容については資料2-1-1のp.38⑤に示している。		
	-3 その他の手順項目にて考慮する手順	無	—	—	他条文で整備する手順のリンク先を整理した内容であり、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
	-4 優先順位	無	—	—	各対応手順の優先順位に関する内容であり、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
1.9.2.2	水素濃度を低減させる設備の電源（交流又は直流）を代替電源設備から給電する手順等	無	—	—	代替電源設備から給電する手順は、技術的能力1.14にて整理していることから、整備する手順毎の防潮堤の再構築に伴う影響については、それぞれの個別条文及び審査項目にて整理しており対象外。		

条文	設計方針など（設計方針、運用、対策、手順など）	影響の有無	技術的能力	設置許可基準	影響なしの理由 又は 影響の内容	設置許可本文、 添付の変更	まとめ資料の 変更
			分類	分類			
技術的能力1.10	水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等						
設置許可基準53条	水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備						
1.10.2.1	水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止する手順等						
	-1 水素排出（アニュラス空気浄化設備）						
	a. 交流動力電源及び直流電源が健全である場合の操作手順	無	A	A	屋内で対応する手順であり、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
	b. 全交流動力電源又は直流電源が喪失した場合の操作手順	無	A	A			
	-2 水素濃度監視						
	a. 可搬型アニュラス水素濃度計測ユニットによる水素濃度測定	無	A	A	屋内で対応する手順であり、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
	b. アニュラス水素濃度 検出器による水素濃度測定	無	A	—	屋内で対応する手順であり、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
	-3 その他の手順項目にて考慮する手順	無	—	—	他条文で整備する手順のリンク先を整理した内容であり、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
	-4 優先順位	無	—	—	各対応手順の優先順位に関する内容であり、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
1.10.2.2	アニュラス空気浄化設備の電源（交流又は直流）を代替電源設備から給電する手順等	無	—	—	代替電源設備から給電する手順は、技術的能力1.14にて整理していることから、整備する手順毎の防潮堤の再構築に伴う影響については、それぞれの個別条文及び審査項目にて整理しており対象外。		
技術的能力1.11	使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等						
設置許可基準54条	使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備						
1.11.2.1	使用済燃料ピットの冷却機能又は注水機能の喪失時、使用済燃料ピット水の小規模な漏えいの発生時の手順等						
	-1 燃料取替用水ポンプによる使用済燃料ピットへの注水	無	A	—	屋内で対応する手順であり、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
	-2 2次系補給水ポンプによる使用済燃料ピットへの注水	無	A	—			
	-3 1次系補給水ポンプによる使用済燃料ピットへの注水	無	A	—			
	-4 電動機駆動消火ポンプ又はディーゼル駆動消火ポンプによる使用済燃料ピットへの注水	無	A	—		添十	屋外図面の貼替のみ
	-5 代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水	有	D	—	屋外配備している可搬型設備を保管場所から使用箇所まで運搬する経路が変更となる。 上記の影響については、海側線形を変更することなく可搬型設備を用いた作業が成立する見通しであることを確認した。見直し確認の内容については資料2-1-1のp.38⑤に示している。	添十	屋外図面の貼替のみ
	-6 原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水	有	D	—		添十	屋外図面の貼替のみ
	-7 海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水	有	D	B		添十	屋外図面の貼替のみ
	-8 その他の手順項目にて考慮する手順	無	—	—	他条文で整備する手順のリンク先を整理した内容であり、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
	-9 優先順位	無	—	—	各対応手順の優先順位に関する内容であり、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
1.11.2.2	使用済燃料ピットからの大量の水の漏えい発生時の手順等						
	-1 海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレインノズルによる使用済燃料ピットへのスプレイ	有	D	B	屋外配備している可搬型設備を保管場所から使用箇所まで運搬する経路が変更となる。 上記の影響については、海側線形を変更することなく可搬型設備を用いた作業が成立する見通しであることを確認した。見直し確認の内容については資料2-1-1のp.38⑤に示している。	添十	屋外図面の貼替のみ
	-2 代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレインノズルによる使用済燃料ピットへのスプレイ	有	D	—		添十	
	-3 原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレインノズルによる使用済燃料ピットへのスプレイ	有	D	—		添十	
	-4 可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による燃料取扱棟（貯蔵槽内燃料体等）への放水	有	D	B			屋外図面の貼替のみ
	-5 使用済燃料ピットからの漏えい緩和	無	A	—	屋内で対応する手順であり、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
	-6 その他の手順項目にて考慮する手順	無	—	—	他条文で整備する手順のリンク先を整理した内容であり、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
	-7 優先順位	無	—	—	各対応手順の優先順位に関する内容であり、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
1.11.2.3	重大事故等時における使用済燃料ピットの監視時の手順等						
	-1 常設設備による使用済燃料ピットの状態監視	無	A	A	屋内で対応する手順であり、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
	-2 可搬型設備による使用済燃料ピットの状態監視	無	B	B	可搬型設備の準備等の屋外作業において、作業は再構築する防潮堤の影響を受けない高台で実施することから、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
1.11.2.4	使用済燃料ピット監視計器の電源（交流又は直流）を代替電源設備から給電する手順等	無	—	—	代替電源設備から給電する手順は、技術的能力1.14にて整理していることから、整備する手順毎の防潮堤の再構築に伴う影響については、それぞれの個別条文及び審査項目にて整理しており対象外。		

条文	設計方針など（設計方針、運用、対策、手順など）	影響の有無	技術的能力	設置許可基準	影響なしの理由 又は 影響の内容	設置許可本文、添付の変更	まとめ資料の変更
			分類	分類			
技術的能力1.12	工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等						
設置許可基準55条	工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備						
1.12.2.1	炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損時の手順等						
	-1 大気への拡散抑制						
	a. 可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による大気への拡散抑制	有	D	B	屋外配備している可搬型設備を保管場所から使用箇所まで運搬する経路が変更となる。上記の影響については、海側線形を変更することなく可搬型設備を用いた作業が成立する見通しであることを確認した。見直し確認の内容については資料2-1-1のp.38⑤に示している。	添十	有
	-2 海洋への拡散抑制						
	a. 放射性物質吸着剤による海洋への拡散抑制	有	D	B	屋外配備している可搬型設備の保管場所までの移動経路、及び保管場所から使用箇所まで運搬する経路が変更となる。上記の影響については、海側線形を変更することなく可搬型設備を用いた作業が成立する見通しであることを確認した。見直し確認の内容については資料2-1-1のp.38⑤に示している。	本文 添八 添十	有
	b. 荷揚場シルトフェンスによる海洋への拡散抑制	有	D	—		添十	有
	c. 間口部シルトフェンスによる海洋への拡散抑制	有	D	—		添十	有
1.12.2.2	貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷時の手順等						
	-1 大気への拡散抑制						
	a. 海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレインズルによる大気への拡散抑制	有	D	B	屋外配備している可搬型設備を保管場所から使用箇所まで運搬する経路が変更となる。上記の影響については、海側線形を変更することなく可搬型設備を用いた作業が成立する見通しであることを確認した。見直し確認の内容については資料2-1-1のp.38⑤に示している。		屋外図面の貼替のみ
	b. 代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレインズルによる大気への拡散抑制	有	D	—			
	c. 原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレインズルによる大気への拡散抑制	有	D	—			
	d. 可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による大気への拡散抑制	有	D	B		添十	屋外図面の貼替のみ
	-2 海洋への拡散抑制						
	a. 放射性物質吸着剤による海洋への拡散抑制	有	D	B	屋外配備している可搬型設備の保管場所までの移動経路、及び保管場所から使用箇所まで運搬する経路が変更となる。上記の影響については、海側線形を変更することなく可搬型設備を用いた作業が成立する見通しであることを確認した。見直し確認の内容については資料2-1-1のp.38⑤に示している。	本文 添八 添十	有
	b. 荷揚場シルトフェンスによる海洋への拡散抑制	有	D	—		添十	有
	c. 間口部シルトフェンスによる海洋への拡散抑制	有	D	—		添十	有
	-3 その他の手順項目にて考慮する手順	無	—	—	他条文で整備する手順のリンク先を整理した内容であり、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
	-4 優先順位	無	—	—	各対応手順の優先順位に関する内容であり、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
1.12.2.3	原子炉建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災時の手順等						
	-1 初期対応における泡消火及び延焼防止処置						
	a. 化学消防自動車及び水槽付消防ポンプ自動車による泡消火	有	D	—	屋外配備している可搬型設備を保管場所から使用箇所まで運搬する経路が変更となる。	添十（屋外図面の貼替のみ）	
	b. 可搬型大型送水ポンプ車及び小型放水砲による泡消火	有	D	—	上記の影響については、海側線形を変更することなく可搬型設備を用いた作業が成立する見通しであることを確認した。見直し確認の内容については資料2-1-1のp.38⑤に示している。	添十（屋外図面の貼替のみ）	
	c. 大規模火災用消防自動車による泡消火	有	D	—		添十（屋外図面の貼替のみ）	
	-2 航空機燃料火災への泡消火						
	a. 可搬型大容量海水送水ポンプ車、放水砲及び泡混合設備による航空機燃料火災への泡消火	有	D	B	屋外配備している可搬型設備を保管場所から使用箇所まで運搬する経路が変更となる。上記の影響については、海側線形を変更することなく可搬型設備を用いた作業が成立する見通しであることを確認した。見直し確認の内容については資料2-1-1のp.38⑤に示している。	添十（屋外図面の貼替のみ）	屋外図面の貼替のみ
	-3 優先順位	無	—	—	各対応手順の優先順位に関する内容であり、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
1.12.2.4	可搬型大容量海水送水ポンプ車への燃料補給の手順等						
	-1 可搬型タンクローリーによる可搬型大容量海水送水ポンプ車への燃料補給	有	D	B	屋外配備している可搬型設備を保管場所から使用箇所まで運搬する経路が変更となる。	添十	有
	-2 ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可搬型タンクローリーによる可搬型大容量海水送水ポンプ車への燃料補給	有	D	B	上記の影響については、海側線形を変更することなく可搬型設備を用いた作業が成立する見通しであることを確認した。見直し確認の内容については資料2-1-1のp.38⑤に示している。	添十	有

条文	設計方針など（設計方針、運用、対策、手順など）	影響の有無	技術的能力	設置許可基準	影響なしの理由 又は 影響の内容	設置許可本文、 添付の変更	まとめ資料の 変更
			分類	分類			
	-3 優先順位	無	—	—	各対応手順の優先順位に関する内容であり、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
技術的能力1.13	重大事故等の収束に必要な水の供給手順等						
設置許可基準56条	重大事故等の収束に必要な水の供給設備						
1.13.2.1	蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水）のための代替手段及び補助給水ピットへの供給に係る手順等						
	-1 補助給水ピットから脱気器タンクへの水源切替（電動給水ポンプによる蒸気発生器への注水）	無	A	A	屋内で対応する手順であり、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
	-2 補助給水ピットから2次系純水タンクへの水源切替	無	A	B			
	-3 補助給水ピットから海への水源切替（海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水）	有	D	—			
	-4 補助給水ピットから代替給水ピットへの水源切替（代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水）	有	D	B	屋外配備している可搬型設備を保管場所から使用箇所まで運搬する経路が変更となる。上記の影響については、海側線形を変更することなく可搬型設備を用いた作業が成立する見通しであることを確認した。見直し確認の内容については資料2-1-1のp.38⑤に示している。		
	-5 補助給水ピットから原水槽への水源切替（原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水）	有	D	B			
	-6 1次系のフィードアンドブリード	無	A	A	屋内で対応する手順であり、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
	-7 2次系純水タンクから補助給水ピットへの補給	無	A	B			
	-8 原水槽から補助給水ピットへの補給	有	D	B	屋外配備している可搬型設備を保管場所から使用箇所まで運搬する経路が変更となる。上記の影響については、海側線形を変更することなく可搬型設備を用いた作業が成立する見通しであることを確認した。見直し確認の内容については資料2-1-1のp.38⑤に示している。	添十（屋外図面の貼替のみ）	有
	-9 代替給水ピットから補助給水ピットへの補給	有	D	B		添十（屋外図面の貼替のみ）	
	-10 海水を用いた補助給水ピットへの補給	有	D	B		添十（屋外図面の貼替のみ）	屋外図面の貼替のみ
	-11 その他の手順項目にて考慮する手順	無	—	—	他条文で整備する手順のリンク先を整理した内容であり、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
	-12 優先順位	無	—	—	各対応手順の優先順位に関する内容であり、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
1.13.2.2	炉心注水のための代替手段及び燃料取替用水ピットへの供給に係る手順等						
	-1 燃料取替用水ピットから1次系純水タンク及びほう酸タンクへの水源切替	無	A	A			
	-2 燃料取替用水ピットから補助給水ピットへの水源切替	無	A	A	屋内で対応する手順であり、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
	-3 燃料取替用水ピットからろ過タンクへの水源切替（電動機駆動消火ポンプ又はディーゼル駆動消火ポンプによる代替炉心注水）	無	A	B			
	-4 燃料取替用水ピットから海への水源切替（海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による代替炉心注水）	有	D	B			
	-5 燃料取替用水ピットから代替給水ピットへの水源切替（代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による代替炉心注水）	有	D	B	屋外配備している可搬型設備を保管場所から使用箇所まで運搬する経路が変更となる。上記の影響については、海側線形を変更することなく可搬型設備を用いた作業が成立する見通しであることを確認した。見直し確認の内容については資料2-1-1のp.38⑤に示している。		
	-6 燃料取替用水ピットから原水槽への水源切替（原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による代替炉心注水）	有	D	B			
	-7 1次系純水タンク及びほう酸タンクから燃料取替用水ピットへの補給	無	A	A	屋内で対応する手順であり、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
	-8 1次系純水タンクから燃料取替用水ピットへの補給						
	a. 1次系純水タンクから使用済燃料ピット浄化ライン 経由の補給	無	A	A			
	b. 1次系純水タンクから加圧器逃がしタンク 経由の補給	無	A	A	屋内で対応する手順であり、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
	-9 2次系純水タンクから使用済燃料ピットを 経由した燃料取替用水ピットへの補給	無	A	B			
	-10 ろ過タンクから燃料取替用水ピットへの補給	無	A	B		添十（屋外図面の貼替のみ）	
	-11 原水槽から燃料取替用水ピットへの補給	有	D	B	屋外配備している可搬型設備を保管場所から使用箇所まで運搬する経路が変更となる。上記の影響については、海側線形を変更することなく可搬型設備を用いた作業が成立する見通しであることを確認した。見直し確認の内容については資料2-1-1のp.38⑤に示している。	添十（屋外図面の貼替のみ）	有
	-12 代替給水ピットから燃料取替用水ピットへの補給	有	D	B		添十（屋外図面の貼替のみ）	
	-13 海水を用いた燃料取替用水ピットへの補給	有	D	B		添十（屋外図面の貼替のみ）	有
	-14 その他の手順項目にて考慮する手順	無	—	—	他条文で整備する手順のリンク先を整理した内容であり、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
	-15 優先順位	無	—	—	各対応手順の優先順位に関する内容であり、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		

条文	設計方針など（設計方針、運用、対策、手順など）	影響の有無	技術的能力	設置許可基準	影響なしの理由 又は 影響の内容	設置許可本文、 添付の変更	まとめ資料の 変更
			分類	分類			
1.13.2.3	格納容器スプレイのための代替手段及び燃料取替用水ピットへの供給に係る手順等						
-1	燃料取替用水ピットから補助給水ピットへの水源切替	無	A	A	屋内で対応する手順であり、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
-2	燃料取替用水ピットからろ過タンクへの水源切替（電動機駆動消防ポンプ又はディーゼル駆動消防ポンプによる代替格納容器スプレイ）	無	A	B			
-3	燃料取替用水ピットから海への水源切替（海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による代替格納容器スプレイ）	有	D	—	屋外配備している可搬型設備を保管場所から使用箇所まで運搬する経路が変更となる。上記の影響については、海側線形を変更することなく可搬型設備を用いた作業が成立する見通しであることを確認した。見直し確認の内容については資料2-1-1のp.38⑤に示している。		
-4	燃料取替用水ピットから代替給水ピットへの水源切替（代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による代替格納容器スプレイ）	有	D	B			
-5	燃料取替用水ピットから原水槽への水源切替（原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による代替格納容器スプレイ）	有	D	B			
-6	1次系純水タンク及びぼう酸タンクから燃料取替用水ピットへの補給	無	A	A	屋内で対応する手順であり、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
-7	1次系純水タンクから燃料取替用水ピットへの補給						
a.	1次系純水タンクから使用済燃料ピット浄化ライン 経由の補給	無	A	A	屋内で対応する手順であり、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
b.	1次系純水タンクから加圧器逃がしタンク 経由の補給	無	A	A			
-8	2次系純水タンクから使用済燃料ピットを 経由した燃料取替用水ピットへの補給	無	A	B			
-9	ろ過水タンクから燃料取替用水ピットへの補給	無	A	B			添十（屋外面の貼替のみ）
-10	海水を用いた燃料取替用水ピットへの補給	有	D	B	屋外配備している可搬型設備を保管場所から使用箇所まで運搬する経路が変更となる。上記の影響については、海側線形を変更することなく可搬型設備を用いた作業が成立する見通しであることを確認した。見直し確認の内容については資料2-1-1のp.38⑤に示している。	添十（屋外面の貼替のみ）	有
-11	代替給水ピットから燃料取替用水ピットへの補給	有	D	B		添十（屋外面の貼替のみ）	
-12	原水槽から燃料取替用水ピットへの補給	有	D	B		添十（屋外面の貼替のみ）	有
-13	その他の手順項目にて考慮する手順	無	—	—	他条文で整備する手順のリンク先を整理した内容であり、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
-14	優先順位	無	—	—	各対応手順の優先順位に関する内容であり、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
1.13.2.4	格納容器再循環サンプを水源とした再循環運転に係る手順等						
-1	代替再循環運転						
a.	B - 格納容器スプレイポンプ（RHRS - CSS 連絡ライン使用）による代替再循環運転	無	A	A	屋内で対応する手順であり、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
b.	A - 高圧注入ポンプ（海水冷却）及び可搬型大型送水ポンプ車による高圧代替再循環運転	有	D	B	屋外配備している可搬型設備を保管場所から使用箇所まで運搬する経路が変更となる。上記の影響については、海側線形を変更することなく可搬型設備を用いた作業が成立する見通しであることを確認した。見直し確認の内容については資料2-1-1のp.38⑤に示している。		屋外面の貼替のみ
-2	その他の手順項目にて考慮する手順	無	—	—	他条文で整備する手順のリンク先を整理した内容であり、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
1.13.2.5	使用済燃料ピットへの水の供給時に係る手順等						
-1	2次系純水タンクから使用済燃料ピットへの注水	無	A	B	屋内で対応する手順であり、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
-2	1次系純水タンクから使用済燃料ピットへの注水	無	A	A			
-3	ろ過水タンクから使用済燃料ピットへの注水	無	A	B			
-4	代替給水ピットから使用済燃料ピットへの注水	有	D	B	屋外配備している可搬型設備を保管場所から使用箇所まで運搬する経路が変更となる。上記の影響については、海側線形を変更することなく可搬型設備を用いた作業が成立する見通しであることを確認した。見直し確認の内容については資料2-1-1のp.38⑤に示している。		
-5	原水槽から使用済燃料ピットへの注水	有	D	B			
-6	海水を用いた使用済燃料ピットへの注水	有	D	B			屋外面の貼替のみ
-7	その他の手順項目にて考慮する手順	無	—	—	他条文で整備する手順のリンク先を整理した内容であり、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
1.13.2.6	使用済燃料ピットからの大量の水の漏れ発生時の使用済燃料ピットへのスプレイ及び燃料取扱棟（貯蔵槽内燃料体等）への放水に係る手順等						
-1	海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレイノズルによる使用済燃料ピットへのスプレイ	有	D	B	屋外配備している可搬型設備を保管場所から使用箇所まで運搬する経路が変更となる。上記の影響については、海側線形を変更することなく可搬型設備を用いた作業が成立する見通しであることを確認した。見直し確認の内容については資料2-1-1のp.38⑤に示している。		屋外面の貼替のみ
-2	代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレイノズルによる使用済燃料ピットへのスプレイ	有	D	B			
-3	原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレイノズルによる使用済燃料ピットへのスプレイ	有	D	B			
-4	可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による燃料取扱棟（貯蔵槽内燃料体等）への放水	有	D	B			
-5	その他の手順項目にて考慮する手順	無	—	—	他条文で整備する手順のリンク先を整理した内容であり、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		

条文	設計方針など（設計方針、運用、対策、手順など）		影響の有無	技術的能力	設置許可基準	影響なしの理由 又は 影響の内容	設置許可本文、添付の変更	まとめ資料の変更
				分類	分類			
1.13.2.7	炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損時の原子炉格納容器及びアニュラス部への放水に係る手順等							
-1	可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による原子炉格納容器及びアニュラス部への放水	有	D	B	屋外配備している可搬型設備を保管場所から使用箇所まで運搬する経路が変更となる。上記の影響については、海側線形を変更することなく可搬型設備を用いた作業が成立する見通しであることを確認した。見直し確認の内容については資料2-1-1のp.38⑤に示している。		屋外図面の貼替のみ	
-2	その他の手順項目にて考慮する手順	無	—	—	他条文で整備する手順のリンク先を整理した内容であり、防潮堤の再構築に伴う影響はない。			
1.13.2.8	可搬型大型送水ポンプ車への燃料補給の手順等							
-1	可搬型タンクローリーによる可搬型大型送水ポンプ車への燃料補給	有	D	B	屋外配備している可搬型設備を保管場所から使用箇所まで運搬する経路が変更となる。上記の影響については、海側線形を変更することなく可搬型設備を用いた作業が成立する見通しであることを確認した。見直し確認の内容については資料2-1-1のp.38⑤に示している。	添十		
-2	ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可搬型タンクローリーによる可搬型大型送水ポンプ車への燃料補給	有	D	B		添十		
-3	優先順位	無	—	—	各対応手順の優先順位に関する内容であり、防潮堤の再構築に伴う影響はない。			
技術的能力1.14	電源の確保に関する手順等							
設置許可基準57条	電源設備							
1.14.2.1	代替電源（交流）による給電手順等							
-1	代替非常用発電機による代替電源（交流）からの給電	無	A	B	屋内で対応する手順であり、防潮堤の再構築に伴う影響はない。屋外に保管している代替非常用発電機は常設の重大事故等対処設備であるが、高台に設置しており、防潮堤の再構築に伴う影響はない。			
-2	3号非常用受電設備による代替電源（交流）からの給電	無	A	—	屋内で対応する手順であり、防潮堤の再構築に伴う影響はない。			
-3	可搬型代替電源車による代替電源（交流）からの給電	有	D	B	屋外配備している可搬型設備を保管場所から使用箇所まで運搬する経路が変更となる。上記の影響については、海側線形を変更することなく可搬型設備を用いた作業が成立する見通しであることを確認した。見直し確認の内容については資料2-1-1のp.38⑤に示している。	添十（屋外図面の貼替のみ）		
-4	号機間連絡ケーブルを使用した号機間融通による代替電源（交流）からの給電	有	B	—	作業は再構築する防潮堤の影響を受けない高台で実施することから、防潮堤の再構築に伴う影響はない。	添十（屋外図面の貼替のみ）		
-5	開閉所設備を使用した号機間融通による代替電源（交流）からの給電	有	B	—				
-6	優先順位	無	—	—	各対応手順の優先順位に関する内容であり、防潮堤の再構築に伴う影響はない。			
1.14.2.2	直流電源及び代替電源（直流）による給電手順等							
-1	蓄電池（非常用）による直流電源からの給電	無	A	A	屋内で対応する手順であり、防潮堤の再構築に伴う影響はない。			
-2	後備蓄電池による代替電源（直流）からの給電	無	A	A				
-3	可搬型直流電源発電機及び可搬型直流変換器による代替電源（直流）からの給電	有	D	B	屋外配備している可搬型設備を保管場所から使用箇所まで運搬する経路が変更となる。上記の影響については、海側線形を変更することなく可搬型設備を用いた作業が成立する見通しであることを確認した。見直し確認の内容については資料2-1-1のp.38⑤に示している。	添十（屋外図面の貼替のみ）		
-4	優先順位	無	—	—	各対応手順の優先順位に関する内容であり、防潮堤の再構築に伴う影響はない。			
1.14.2.3	代替所内電気設備による給電手順等							
-1	代替所内電気設備による交流の給電（代替非常用発電機）	有	D	B	代替非常用発電機への移動経路、及び屋外配備している可搬型設備を保管場所から使用箇所まで運搬する経路が変更となる。			
-2	代替所内電気設備による交流の給電（可搬型代替電源車）	有	D	B	上記の影響については、海側線形を変更することなく可搬型設備を用いた作業が成立する見通しであることを確認した。見直し確認の内容については資料2-1-1のp.38⑤に示している。			
-3	優先順位	無	—	—	各対応手順の優先順位に関する内容であり、防潮堤の再構築に伴う影響はない。			
1.14.2.4	代替非常用発電機等への燃料補給の手順等							
-1	可搬型タンクローリーによる代替非常用発電機等への燃料補給	有	D	B	屋外配備している可搬型設備を保管場所から使用箇所まで運搬する経路が変更となる。上記の影響については、海側線形を変更することなく可搬型設備を用いた作業が成立する見通しであることを確認した。見直し確認の内容については資料2-1-1のp.38⑤に示している。	添十	有	
-2	ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可搬型タンクローリーによる代替非常用発電機等への燃料補給	有	D	B		添十	有	
-3	優先順位	無	—	—	各対応手順の優先順位に関する内容であり、防潮堤の再構築に伴う影響はない。			

条文	設計方針など（設計方針、運用、対策、手順など）	影響の有無	技術的能力	設置許可基準	影響なしの理由 又は 影響の内容	設置許可本文、添付の変更	まとめ資料の変更
			分類	分類			
技術的能力1.15	事故時の計装に関する手順等						
設置許可基準58条	計装設備						
1.15.2.1	監視機能喪失						
	-1 計器の故障	無	A	A	屋内で対応する手順であり、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
	-2 計器の計測範囲（把握能力）を超えた場合	無	A	A			
1.15.2.2	計測に必要な電源の喪失						
	-1 全交流動力電源喪失及び直流電源喪失						
	a. 全交流動力電源喪失時の代替電源の供給	無	A	A	屋内で対応する手順であり、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
	b. 直流電源喪失時の代替電源の供給	無	A	A			
	c. 可搬型計測器によるパラメータ計測又は監視	無	A	A			
	d. 可搬型バッテリー（炉外核計装装置用、放射線監視装置用）による電源の供給	無	A	A			
1.15.3	重大事故等時のパラメータを記録する手順	無	A	A			
1.15.4	その他の手順項目にて考慮する手順	無	—	—	他条文で整備する手順のリンク先を整理した内容であり、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
技術的能力1.16	原子炉制御室の居住性等に関する手順等						
設置許可基準59条	原子炉制御室						
1.16.2.1	-1 中央制御室空調装置の運転手順等						
	a. 交流動力電源が正常な場合	無	A	A	屋内で対応する手順であり、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
	b. 全交流動力電源が喪失した場合	無	A	A			
	-2 中央制御室の照明を確保する手順	無	A	A			
	-3 中央制御室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定手順	無	A	A			
	-4 その他の放射線防護措置等に関する手順等						
	a. 重大事故等時の全面マスクの着用手順	無	A	—	中央制御室にて操作する運転員等の内部被ばくを低減するために全面マスクを着用する手順であり、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
	b. 放射線防護に関する教育等について	無	A	—	中央制御室にて操作する運転員等の全面マスク着用の教育に関する内容であり、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
	c. 重大事故等時の運転員の被ばく低減及び被ばく線量の平準化	無	A	A	屋内の居住性に関する内容であるため、防潮堤再構築に伴う影響は無い。ただし、補足説明資料に発電所へのアクセス性について記載した箇所があるため、更新が必要。		有
	-5 その他の手順項目にて考慮する手順	無	—	—	他条文で整備する手順のリンク先を整理した内容であり、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
	-6 優先順位	無	—	—	各対応手順の優先順位に関する内容であり、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
1.16.2.2	汚染の持ち込みを防止するための手順等						
	-1 チェンジングエリアの設置手順	無	A	A	屋内で対応する手順であり、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
	-2 優先順位	無	—	—	各対応手順の優先順位に関する内容であり、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
1.16.2.3	放射性物質の濃度を低減するための手順等						
	-1 アニュラス空気浄化設備の運転手順等						
	a. 交流動力電源及び直流電源が健全である場合	無	A	A	屋内で対応する手順であり、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
	b. 全交流動力電源又は直流電源が喪失した場合	無	A	A			
	-2 その他の手順項目にて考慮する手順	無	—	—	他条文で整備する手順のリンク先を整理した内容であり、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
	-3 優先順位	無	—	—	各対応手順の優先順位に関する内容であり、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		

条文	設計方針など（設計方針、運用、対策、手順など）	影響の有無	技術的能力	設置許可基準	影響なしの理由 又は 影響の内容	設置許可本文、添付の変更	まとめ資料の変更
			分類	分類			
技術的能力1.17	監視測定等に関する手順						
設置許可基準60条	監視測定設備						
1.17.2.1	放射性物質の濃度及び放射線量の測定の手順等						
-1	モニタリングポスト及びモニタリングステーションによる放射線量の測定	無	C	—	モニタリングポスト、モニタリングステーションは屋外設備だが、防潮堤と干渉しない場所に設置しており、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		屋外図面の貼替のみ
-2	可搬型モニタリングポストによる放射線量の代替測定	無	C	C	代替測定地点は防潮堤の設計変更に関与しないため、防潮堤の再構築に伴う影響はない。	添八（屋外図面の貼替のみ）	屋外図面の貼替のみ
-3	可搬型モニタリングポストによる原子炉格納施設を囲む12箇所の放射線量の測定	有	D	D	既存防潮堤上部の通路に設置する予定としていた海側可搬型モニタリングポストの設置位置が変更となる。このため、防潮堤の再構築に伴う影響として、海側可搬型モニタリングポストの設置位置の成立性について確認する必要がある。 上記の影響については、海側線形を変更することなく海側可搬型モニタリングポストによる放射線量の測定が成立する見通しであることを確認した。見直し確認の内容については資料2-1-1のp.41⑧に示している。	添八	有
-4	放射性物質の濃度の代替測定						
a.	放射能測定装置による空気中の放射性物質の濃度の測定	無	C	C	放射性物質の測定試料は発電所及びその周辺で採取することにしており、採取地点を固定しているわけではないので、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		屋外図面の貼替のみ
b.	放射能観測車による空気中の放射性物質の濃度の測定	無	C	C	放射性物質の測定試料は発電所及びその周辺で採取することにしており、採取地点を固定しているわけではないので、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		屋外図面の貼替のみ
-5	放射能測定装置等による放射性物質の濃度及び放射線量の測定						
a.	放射能測定装置による空気中の放射性物質の濃度の測定	無	C	C	放射性物質の測定試料は発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）で採取することにしており、採取地点を固定しているわけではないので、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		屋外図面の貼替のみ
b.	放射能測定装置による水中の放射性物質の濃度の測定	無	C	C	放射性物質の測定試料は発電所取水口及び放水口付近で採取することにしており、防潮堤の再構築後も取水口及び放水口付近にアクセス可能なため、防潮堤の再構築に伴う影響はない。	添八（屋外図面の貼替のみ）	屋外図面の貼替のみ
c.	放射能測定装置による土壌中の放射性物質の濃度の測定	無	C	C	放射性物質の測定試料は発電所及びその周辺で採取することにしており、採取地点を固定しているわけではないので、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		屋外図面の貼替のみ
d.	海上モニタリング測定	無	C	C	放射性物質の測定試料は発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）で採取することにしており、採取地点を固定しているわけではないので、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		屋外図面の貼替のみ
-6	バックグラウンド低減対策等						
a.	モニタリングポスト、モニタリングステーションのバックグラウンド低減対策	無	C	—	防潮堤の再構築後も対象設備へのアクセスは可能であるため、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
b.	可搬型モニタリングポストのバックグラウンド低減対策	無	C	—	防潮堤の再構築後も対象設備へのアクセスは可能であるため、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
c.	放射性物質の濃度測定時のバックグラウンド低減対策	無	C	—	屋内で対応する手順であり、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
d.	敷地外でのモニタリングにおける他の機関との連携体制	無	C	—	国、地方自治体との連携体制についての手順であるため、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
1.17.2.2	風向、風速その他の気象条件の測定の手順等						
-1	可搬型気象観測設備による気象観測項目の代替測定	無	B	B	可搬型気象観測設備を設置する気象観測所は津波の影響を受けない高さに設置されているため、防潮堤の再構築に伴う影響を受けない。	添八（屋外図面の貼替のみ）	屋外図面の貼替のみ
-2	可搬型気象観測設備による緊急時対策所付近の気象観測項目の測定	無	B	B	可搬型気象観測設備を設置する緊急時対策所付近は津波の影響を受けない高さに設置されているため、防潮堤の再構築に伴う影響を受けない。	添八（屋外図面の貼替のみ）	屋外図面の貼替のみ
-3	気象観測設備による気象観測項目の測定	無	B	—	気象観測所は津波の影響を受けない高さに設置されているため、防潮堤の再構築に伴う影響を受けない。 なお、気象観測設備が機能喪失した場合は可搬型気象観測設備により代替測定を行う。		屋外図面の貼替のみ
1.17.2.3	モニタリングポスト及びモニタリングステーションの電源を代替交流電源設備から給電する手						
		無	A	A	屋内で対応する手順であり、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		

条文	設計方針など（設計方針、運用、対策、手順など）	影響の有無	技術的能力	設置許可基準	影響なしの理由 又は 影響の内容	設置許可本文、添付の変更	まとめ資料の変更
			分類	分類			
技術的能力1.18	緊急時対策所の居住性等に関する手順等						
設置許可基準61条	緊急時対策所						
1.18.2.1	居住性を確保するための手順等						
	-1 緊急時対策所の立ち上げ時の手順						
	a. 可搬型空気浄化装置運転手順	無	A	A	緊急時対策所（指揮所及び待機所）空調上屋内及び緊急時対策所近傍の屋外にて行う作業であり、新設するアクセスルートを経由しないことから防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
	b. 空気供給装置による空気供給準備手順	無	A	A	緊急時対策所（指揮所及び待機所）内で行う作業であることから、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
	c. 緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定手順	無	A	A			
	-2 原子力災害対策特別措置法第10条事象発生時の手順						
	a. 緊急時対策所可搬型エアモニタ設置手順	無	A	A	緊急時対策所（指揮所及び待機所）内で行う作業であることから、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
	b. その他の手順項目にて考慮する手順	無	-	-	他条文で整備する手順のリンク先を整理した内容であり、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
1.18.2.1	-3 重大事故等が発生した場合の放射線防護等に関する手順等						
	a. 緊急時対策所にとどまる要員について	無	-	-	ブルーム通過時において緊急時対策所にとどまる要員の想定数を示したものであり、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
	b. 空気供給装置への切替準備手順	無	A	A	緊急時対策所（指揮所及び待機所）内のみで行う作業であり、屋外での移動を含む作業は発生しないことから、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
	c. 空気供給装置への切替手順	有	D	D	既存防潮堤上部の道路に設置する予定としていた海側可搬型モニタリングポストの設置位置が変更となる。このため、防潮堤の再構築に伴う影響として、海側可搬型モニタリングポストの設置位置の成立性について確認する必要がある。上記の影響については、海側線形を変更することなく海側可搬型モニタリングポストによる放射線量の測定が成立する見通しであることを確認した。見直し確認の内容については資料2-1-1のp.41⑩に示している。		有
	d. 可搬型空気浄化装置への切替手順	無	A	A	緊急時対策所（指揮所及び待機所）内で行う作業であることから、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
1.18.2.2	重大事故等に対処するために必要な指示及び通信連絡に関する手順等						
	-1 緊急時対策所情報収集設備によるプラントパラメータ等の監視手順	無	A	A	緊急時対策所（指揮所及び待機所）内のみで行う作業であり、屋外での移動を含む作業は発生しないことから、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
	-2 重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料の整備について	無	A	-	重大事故等が発生した場合に備えて通常時から維持管理すべき内容について定めたものであり、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
	-3 通信連絡に関わる手順等	無	A	A	他条文で整備する手順のリンク先を整理した内容であり、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
1.8.2.3	必要な数の要員の収容に係る手順等						
	-1 放射線管理について						
	a. 放射線管理用資機材の維持管理等について	無	A	-	重大事故等が発生した場合に備えて通常時から維持管理すべき内容について定めたものであり、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
	b. チェンジングエリアの運用手順	無	A	-	緊急時対策所（指揮所及び待機所）内のみで行う作業であり、屋外での移動を含む作業は発生しないことから、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
	c. 可搬型空気浄化装置の切替手順	無	A	A	緊急時対策所（指揮所及び待機所）内のみで行う作業であり、屋外での移動を含む作業は発生しないことから、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
	-2 飲料水、食料等について	無	A	-	重大事故等が発生した場合に備えて通常時から維持管理すべき内容について定めたものであり、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
1.18.2.4	代替電源からの給電手順						
	-1 緊急時対策所用発電機による給電						
	a. 緊急時対策所用発電機準備手順	無	B	B	緊急時対策所内及び緊急時対策所近傍の屋外にて行う作業であり、新設するアクセスルートを経由することはないため、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
	b. 緊急時対策所用発電機起動手順	無	B	B	緊急時対策所内及び緊急時対策所近傍の屋外にて行う作業であり、新設するアクセスルートを経由することはないため、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
1.18.2.4	-1 緊急時対策所用発電機の切替及び燃料補給手順						
	c. 緊急時対策所用発電機の切替手順	無	B	B	緊急時対策所内及び緊急時対策所近傍の屋外にて行う作業であり、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
	c. 可搬型タンクローリーによる緊急時対策所用発電機への燃料補給手順	有	D	B	屋外配備している可搬型設備を保管場所から使用箇所まで運搬する経路が変更となる。上記の影響については、海側線形を変更することなく可搬型設備を用いた作業が成立する見通しであることを確認した。見直し確認の内容については資料2-1-1のp.38⑤に示している。	添十	有
	c. ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可搬型タンクローリーによる緊急時対策所用発電機への燃料補給手順	有	D	B		添十	有

条文	設計方針など（設計方針、運用、対策、手順など）		影響の有無	技術的能力	設置許可基準	影響なしの理由 又は 影響の内容	設置許可本文、添付の変更	まとめ資料の変更
				分類	分類			
d.	緊急時対策所用発電機の待機運転手順		無	B	B	緊急時対策所内及び緊急時対策所近傍の屋外にて行う作業であり、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
e.	緊急時対策所用発電機の接続先切替手順		無	B	B	緊急時対策所内及び緊急時対策所近傍の屋外にて行う作業であり、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
技術的能力1.19 通信連絡に関する手順等								
設置許可基準62条 通信連絡を行うために必要な設備								
1.19.2.1 発電所内の通信連絡								
	-1	発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための手順	無	C	C	通信連絡設備は、防潮堤の再構築に伴う影響を受ける位置に設置していないことから、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
	-2	計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有する手順等	無	C	C			
1.19.2.2 発電所外（社内外）との通信連絡								
	-1	発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための手順	無	C	C	通信連絡設備は、防潮堤の再構築に伴う影響を受ける位置に設置していないことから、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
	-2	計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外（社内外）の必要な場所で共有する手順等	無	C	C			
1.19.2.3		代替電源設備から給電する手順等	無	—	—	代替電源設備から給電する手順は、技術的能力1.14にて整理していることから、整備する手順毎の防潮堤の再構築に伴う影響については、それぞれの個別条文及び審査項目にて整理しており対象外。		
技術的能力2.1 大規模損壊・可搬型設備等による対応								
2.1.1.1/2.1.2.1 大規模損壊発生時の手順書の整備								
	-1	大規模損壊を発生させる可能性のある自然災害への対応における考慮	無	C		大規模損壊を発生させる可能性のある自然災害を選定するため、国内外の基準等で示されている外部事象を網羅的に収集し、外部事象78事象を抽出した。その内の自然災害55事象の中で、発電用原子炉施設の安全性に影響を与える可能性のある自然災害として、地震、津波、積雪、風（台風）、竜巻、火山の影響、凍結、森林火災、生物学的事象、落雷及び隕石の11事象を選定する。また、重畳することが想定される自然現象の組合せについても考慮する。なお、事前予測が可能な自然災害については、影響を低減させるための必要な安全措置を講じることを考慮する。 以上のとおり、本項目は、原子炉施設において大規模損壊を発生させる可能性のある自然災害又は安全性に大きな影響を与える可能性のある自然災害の選定と、その選定した自然災害による原子炉施設への影響に係る考慮事項に係る内容であり、防潮堤の再構築によって選定の考え方及び考慮事項の見直しが生じるものではないため、影響はない。		
	a	自然災害の規模の想定	無	C		原子炉施設の安全性に影響を与える可能性のある自然災害11事象に対して、万一の事態に備えるため、基準地震動、基準津波等の設計基準又はそれに準じた基準を超えるような規模を想定する。 防潮堤に関連する自然災害である津波については、防潮堤の位置・構造によらず防潮堤を越えるような規模の津波を想定して原子炉施設の安全性への影響を評価することから、防潮堤の再構築に伴う影響はない。津波以外の自然災害については、その規模の想定において防潮堤は関連しないため、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
	b	重畳することが考えられる自然災害の組合せ	無	C				
	c	大規模損壊を発生させる可能性のある起因事象の特定	無	C		a項のとおり、考慮する自然災害、想定する規模について防潮堤の再構築に伴う影響はないことから、イベントツリーによる整理結果についても防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
	d	イベントツリーによる整理	無	C				
	-2	故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応における考慮	無	C		本項目では、原子炉施設に大きな影響を与える故意による大型航空機の衝突その他テロリズムを想定し、柔軟で多様性のある対応ができるように考慮するとともに、爆発等の人為事象による原子炉施設への影響については故意による大型航空機の衝突その他テロリズムに包含でき同様の手順で対応できることを説明しており、故意による大型航空機の衝突その他テロリズムの発生時において防潮堤に期待する機能はなく、その対応において防潮堤は関連しないことから、影響はない。		
	-3	大規模損壊発生時の対応手順書の整備及びその対応操作	無	C		本項目は、大規模損壊発生時の対応手順書の整備の方針について、以下のとおり説明するものである。 ・要求事項である5つの項目に関する緩和等の措置を講じるため、可搬型重大事故等対処設備を中心とした多様性及び柔軟性を有するものとして整備すること ・重大事故等対策で整備する手順に対してさらなる多様性を持たせたものとして整備すること ・原子炉施設の被害状況を把握するための手段及び各対応操作の実行判断を行うための手段を大規模損壊発生時に対応するための手段として定め整備すること ・大規模な自然災害及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムが原子炉施設に及ぼす影響等、様々な状況を想定した場合における、事象進展の抑制及び緩和対策の実効性を確認し整備すること これらの方針については、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		

条文	設計方針など（設計方針、運用、対策、手順など）	影響の有無	技術的能力	設置許可基準	影響なしの理由 又は 影響の内容	設置許可本文、添付の変更	まとめ資料の変更
			分類	分類			
a	大規模損壊発生時の対応手順書の適用条件と判断フロー						
(a)	大規模損壊発生時の判断及び対応要否の判断基準	無	C		<p>大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他テロリズムの発生を検知した場合、プラント状態の大まかな確認及び把握を行うとともに大規模損壊発生時の判断を原子力防災管理者が行う。また、以下の適用開始条件に該当すると原子力防災管理者が判断すれば、大規模損壊時に対応する手順に基づき事故の進展防止及び影響を緩和するための活動を開始する。</p> <p>i. 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムにより原子炉施設が以下のいずれかの状態となった場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラント監視機能又は制御機能の喪失（中央制御室の喪失を含む。）により原子炉施設の状態把握が困難 ・使用済燃料ピットが損傷し漏えいが発生 ・炉心冷却機能及び放射性物質閉じ込め機能に影響を与える可能性があるような大規模な損壊（建屋の損壊に伴う広範囲な機能の喪失等）が発生 ・大型航空機の衝突による大規模な火災が発生 <p>ii. 発電課長（当直）が、重大事故等発生時に期待する複数の安全機能が喪失し、事故の進展防止及び影響緩和のための対応操作（大規模損壊時に対応する手順に基づく対応操作）が必要と判断して原子力防災管理者へ報告があった場合</p> <p>iii. 大規模損壊時に対応する手順を活用した支援が必要な状態となった場合</p> <p>以上のとおり、本項目は、大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他テロリズムの発生を検知した場合のプラント状態の大まかな確認及び把握と、大規模損壊発生時の判断に係る内容であるため、防潮堤の再構築に伴う影響はない。</p>		
(b)	緩和操作を選択するための判断フロー	有	D		<p>大規模損壊時に対応する手順による対応を判断後、原子炉施設の被害状況を把握するための手段を用いて施設の損壊状況及びプラントの状態等を把握し、各対応操作の実行判断を行うための手段に基づいて、事象進展に応じた対応操作を選定する。これらの手段についての防潮堤の再構築に伴う影響の有無については以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉施設の被害状況を把握するための手段：影響「有」（原子炉施設の被害状況を把握するために現場の状況を目視確認することを想定する。現場確認には防潮堤外側の状況の確認も含むが、既存防潮堤の撤去及び乗り越え道路の撤去に伴い、防潮堤外側のエリアへ移動するルートに影響がある。上記の影響については、海側線形を変更することなく防潮堤外側の損壊状況確認が成立する見通しであることを確認した。見直し確認の内容については資料2-1-1のp.39⑨に示している。） ・各対応操作の実行判断を行うための手段：影響「無」（確保できる要員及び使用可能な設備等により、効果的な対応を操作を速やかにかつ臨機応変に選択し、実行できるように整備する手段であり、プラント監視機能の状態に応じて対応すること、適切な個別操作を速やかに選択できるように当該手段に個別操作への移行基準を明確化することを考慮する。これらの考慮事項は防潮堤の再構築に関連しないことから、影響はない。） 		
b	優先順位に係る基本的な考え方	無	C		<p>本項目は、大規模損壊発生時における事故対応の優先順位に係る基本的な考え方について、以下のとおり説明するものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境への放射性物質の放出低減を最優先に考え、炉心損傷の潜在的可能性を最小限にすること及び炉心損傷を少しでも遅らせることに寄与できる初期活動を行うとともに事故対応への影響を把握するため、火災の状況を確認すること ・大規模損壊発生時には、設計基準事故対応設備の安全機能が喪失、大規模な火災が発生及び運転員を含む発電所災害対策要員の一部が被災した場合も対応できるようにすること ・このような状況においても可搬型重大事故等対応設備等を活用することによって、5つの活動又は緩和対策の原子力災害への対応について、人命救助が必要な場合は原子力災害へ対応しつつ、人命救助を行うとともに発電所災害対策要員の安全を確保して行うこと ・環境への放射性物質の放出低減を最優先とする観点から、事故対応を行うためのアクセスルートの確保及び操作に支障となる火災並びに延焼することにより被害の拡大につながる可能性のある火災の消火活動を優先的に実施すること <p>これらの考え方については、防潮堤の再構築に伴う影響はない。</p>		

条文	設計方針など（設計方針、運用、対策、手順など）	影響の有無	技術的能力	設置許可基準	影響なしの理由 又は 影響の内容	設置許可本文、添付の変更	まとめ資料の変更	
			分類	分類				
c	大規模損壊発生時に活動を行うために必要な手順書の整備	無	C		本項目では、大規模損壊が発生した場合に対応する手順の整備の考え方について、以下のとおり説明するものである。 ・5つの活動を行うため、重大事故等対策で整備する設備を活用した手順等に加えて、重大事故等時では有効に機能しない設備等が大規模損壊のような状況下では有効に機能する場合も考えられるため、事象進展の抑制及び緩和に資するための多様性を持たせた設備等を活用した手順等を適切に整備すること ・重大事故等対策で整備する手順等を基に、共通要因で同時に機能喪失することのない可搬型重大事故等対処設備を用いた手順、中央制御室での監視及び制御機能が喪失した場合も対応できるよう現場にてプラントパラメータを監視するための手順及び現場にて直接機器を起動させるための手順等を整備すること これらの考え方については、防潮堤の再構築に伴う影響はない。			
(a)	5つの活動又は緩和対策を行うための手順書	—	—		・左記の各項目について、大規模損壊発生時において、要求事項である5つの項目に関する緩和等の活動を行うための手順書を整備する方針に変更はない。			
i	大規模な火災が発生した場合における消火活動に関する手順等	有	D		・i項について、要求事項である大規模損壊発生時に大規模な火災が発生した場合における消火活動として、故意による大型航空機の衝突による大規模な航空機燃料火災を想定し、放水砲等を用いた泡消火についての手順書を整備するとともに必要な設備を配備することに変更はない。			
ii	炉心の著しい損傷を緩和するための対策に関する手順等	有	D		・左記の各項目にて、影響「有」とした事項：整備する手順書のうち、屋外の可搬型設備を使用する手順については、屋外配備している可搬型設備を保管場所から使用箇所まで運搬する経路が変更となる。			
iii	原子炉格納容器の破損を緩和するための対策に関する手順等	有	D		上記の影響については、海側線形を変更することなく可搬型設備を用いた作業が成立する見通しであることを確認した。見直し確認の内容については資料2-1-1のp.38⑤に示している。		屋外図面の貼替のみ	
iv	使用済燃料貯蔵槽の水位を確保するための対策及び燃料体の著しい損傷を緩和するための対策に関する手順等	有	D					
v	放射性物質の放出を低減するための対策に関する手順等	有	D				屋外図面の貼替のみ	
(b)	1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等	有	D		(重大事故等対策にて整備する手順等については技術的能力1.2~1.14の各審査項目による。ここでは、大規模損壊発生時に事故緩和措置を行うための手順として、重大事故等対策にて整備する手順等に加えて整備する手順等に着目して整理する。)			
(c)	1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等	有	D					
(d)	1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等	有	D					
(e)	1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等	無	A					
(f)	1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等	有	D			・左記の各項目にて、影響「無」とした事項：屋内で対応する手順であり、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
(g)	1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等	有	D					
(h)	1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等	有	D			・左記の各項目にて、影響「有」とした事項：整備する手順書のうち、屋外の可搬型設備を使用する手順については、屋外配備している可搬型設備を保管場所から使用箇所まで運搬する経路が変更となる。		
(i)	1.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等	無	A					
(j)	1.10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等	無	A					
(k)	1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等	有	D			上記の影響については、海側線形を変更することなく可搬型設備を用いた作業が成立する見通しであることを確認した。見直し確認の内容については資料2-1-1のp.38⑤に示している。		屋外図面の貼替のみ
(l)	1.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等	有	D					屋外図面の貼替のみ
(m)	1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等	有	D					
(n)	1.14 電源の確保に関する手順等	有	D					
d	大規模損壊発生時の対応手順書への考慮事項	—	—			本項目は、c項に加えて大規模損壊発生時の対応手順書の整備に当たっての考慮事項として(a)～(c)項のとおり示したものであるが、防潮堤の再構築によって考慮事項の見直しが生じるものではないため、影響はない。		
(a)	(MCRの機能喪失を想定した対応&MCRでの運転手順書を並行して活用する対応)	無	A					
(b)	(PRAの結果に基づく事故シナリオ選定にて抽出しなかった事故シナリオへの対応)	無	C					
(c)	(米国におけるNEIガイドの対応)	無	C					
2.1.1.2/2.1.2.2	大規模損壊の発生に備えた体制の整備							
-1	大規模損壊への対応のための要員への教育及び訓練の実施	無	C		左記の各項目は、大規模損壊への対応のための要員に対する教育及び訓練について以下のとおり説明するものである。 ・重大事故等対策にて実施する教育及び訓練を基に、大規模損壊発生時における各要員の役割に応じた任務を遂行するに当たり必要となる力量を習得及び維持するための教育及び訓練を実施すること ・役割に応じて付与される力量に加え、流動性をもって柔軟に対応できるような力量を確保していくことにより、本来の役割を担う要員以外の要員でも対応できるよう担当する役割以外の教育及び訓練の充実を図ること			
a	(大規模損壊時に対応する手順及び事故対応用の資機材の取扱い等の教育及び訓練)	無	C		・発電所内に勤務する要員を最大限に活用しなければならない事態を想定して、発電所災害対策要員以外の要員に対して個別の教育を実施すること			
b	(事故時の高線量下、悪天候等下等を想定した事故時対応訓練)	無	C		これらの内容については、防潮堤の再構築に伴う影響はない。			
c	(通常の指揮命令系統が機能しない場合を想定した訓練)	無	C					
d	(大規模損壊発生時に対応する組織の実効性等を確認するための定期的な総合訓練)	無	C					

条文	設計方針など（設計方針、運用、対策、手順など）		影響の有無	技術的能力	設置許可基準	影響なしの理由 又は 影響の内容	設置許可本文、添付の変更	まとめ資料の変更
				分類	分類			
-2	大規模損壊発生時の体制	—	—			左記の各項目は、大規模損壊発生時に対応するための組織体制等に係る内容である。 ・原子力災害発生時における体制の整備（a項）、所長（原子力防災管理者）の役割（b項）、発電所対策本部の組織体制（c項）、発電所内に常時確保する要員（d項）、夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）における当面の事故対応（f項）について、防潮堤の再構築に関連しないことから、影響はない。 ・大規模損壊発生時の要員の参集（e項）については、以下のとおり防潮堤の再構築に伴う影響がある。発電所外の要員の参集ルートについては、共通要因で同時にアクセス不能とならないように複数の参集ルートを確保する方針である。参集ルートは、通常ルート（海岸部を経由するルート）及び高台のみを通行するルートを確保する（技術的能力1.0で整備するルートと同じである）。このうち、通常ルート（海岸部を経由するルート）については、既存防潮堤の撤去及び乗り越え道路の撤去に伴いルートが変更となる。 上記の影響については、海側線形を変更することなく要員の参集が成立する見通しであることを確認した。見直し確認の内容については、資料2-1-1のp.40⑦に示している。		
a	（原子力災害発生時における体制の整備）	無	C					
b	（所長（原子力防災管理者）の役割）	無	C					
c	（発電所対策本部の組織体制）	無	C					
d	（発電所内に常時確保する要員）	無	C					
f	（夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）における当面の事故対応について）	無	C					
-3	大規模損壊発生時の要員確保及び通常とは異なる指揮命令系統の確立についての基本的な考え方	無	C			左記の各項目は、大規模損壊発生時において通常の原子力防災体制での指揮命令系統が機能しない場合も考慮し、大規模損壊に対応するための体制を整備するための基本的な考え方に係る内容である。 ・大規模損壊発生時の要員の確保（a項）、通常とは異なる指揮命令系統の確立（b項）、大規模損壊と同時に大規模な火災発生時の消火活動の体制（d項）については、防潮堤の再構築に関連しないことから、影響はない。 ・格納容器破損のおそれ又は破損の有無による要員の退避（c項）については、以下のとおり防潮堤の再構築に伴う影響がある。 ブルーム放出時、最低限必要な要員以外の要員は、発電所外へ一時避難し、その後、交替要員として発電所へ再度非常招集する方針である。この際の避難・再招集時に使用するルートは、通常ルート（海岸部を経由するルート）及び高台のみを通行するルートを確保する（技術的能力1.0で整備するルートと同じである）。このうち、通常ルート（海岸部を経由するルート）については、既存防潮堤の撤去及び乗り越え道路の撤去に伴いルートが変更となる。 上記の影響については、海側線形を変更することなく要員の避難・再招集が成立する見通しであることを確認した。見直し確認の内容については、資料2-1-1のp.40⑦参照に示している。		
a	（大規模損壊に対応するための要員の確保の考え方）	無	C					
b	（通常の指揮命令系統が機能しない場合の体制の維持）	無	C					
c	（格納容器破損のおそれ又は破損の有無による要員の退避の考え方）	有	D					
d	（大規模損壊と同時に大規模な火災発生時の消火活動の体制の考え方）	無	C					
-4	大規模損壊発生時の対応拠点	無	C			本項目は、大規模損壊発生時の対応拠点として中央制御室及び緊急時対策所を基本とすること及び状況に応じて代替可能なスペースも活用することを示した内容であり、これらについては防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
-5	大規模損壊発生時の支援体制の確立	無	C			本項目は、本店の支援体制及び外部支援体制に係る内容であるが、これらの体制については、技術的能力1.0で整備する支援体制と同様である。 また、原子力災害と非常災害（一般災害）の複合災害発生時における本店の体制に関しては、発電所の防潮堤の再構築に関連しないため、影響はない。		
2.1.1.3/2.1.2.3	大規模損壊の発生に備えた設備及び資機材の整備							
-1	大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応に必要な設備の配備及び当該設備の防護の基本的な考え方	無	B			本項目は、大規模損壊への対応に必要な可搬型重大事故等対処設備について、大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他テロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮して配備することを説明するものである。津波以外の事象について、その影響は防潮堤に関連しないことから、影響はない。防潮堤に関連する自然災害である津波に対しては、大規模な津波を想定しても裕度を有するT.P31m以上の高台に保管する方針であるから、防潮堤の再構築に伴う影響はない。 また、可搬型重大事故等対処設備の常設設備との接続口については、防潮堤内側の建屋近傍又は建屋内に設置しており、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		
-2	大規模損壊に備えた資機材の配備に関する基本的な考え方	無	B			本項目は、大規模損壊への対応に必要な資機材について、重大事故等対策で配備する資機材に関する基本的な考え方を基に、高線量の環境、大規模な火災の発生及び外部支援が受けられない状況を想定した資機材を配備すること及び外部事象による影響を考慮して配備することを説明するものである。必要な資機材は、防潮堤内側の建屋内又は大規模な津波を想定しても裕度を有するT.P31m以上の高台に保管する方針であるから、防潮堤の再構築に伴う影響はない。		